

あんしんいきいき プラン21

第八次長野市高齢者福祉計画
第七期長野市介護保険事業計画

【案】

2018-2020

(平成30年度-平成32年度)

目 次

第1部	総論	1
第1章	計画策定に当たって	2
1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の基本的性格	3
3	計画の期間	3
4	計画の位置付け	4
5	計画の進捗管理	4
第2章	高齢者を取り巻く現状と将来の見通し	5
第1節	人口の状況及び推計	5
1	人口の状況	5
2	計画期間における人口推計	7
第2節	高齢者世帯の状況	8
第3節	要支援・要介護認定者の状況及び推計	9
1	要支援・要介護認定者数の推移	9
2	要支援・要介護認定者の状況	11
3	要支援・要介護認定者数の推計	12
第4節	高齢者の意識等	13
1	介護予防への意識	13
2	地域活動・社会参加の状況	14
3	介護の状況	16
4	介護サービスについて	17
第5節	日常生活圏域の状況	19
1	日常生活圏域の設定	19
2	日常生活圏域ごとの高齢者の状況	20
第3章	基本理念及び基本的な政策目標	24
1	基本理念	24
2	基本的な政策目標	25
第4章	計画の推進体制	26

第2部 各論	27
施策体系	28
第1章 生きがいつくり・健康づくりと介護予防の推進	29
第1節 社会参加と生きがいつくりの推進	29
1-1-1 生きがいつくりの充実	29
1-1-2 高齢者への就労支援	37
第2節 健康づくりの推進	39
1-2-1 健康状況の把握	39
1-2-2 健康づくりの推進	43
第3節 介護予防の充実	49
1-3-1 介護予防の充実と自主的な介護予防	49
1-3-2 総合事業による介護予防サービスの推進	53
第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援	59
第1節 福祉サービスの充実	59
2-1-1 ひとり暮らし・高齢者世帯への支援	59
2-1-2 介護者への支援	63
第2節 高齢者を地域全体で支えるための体制整備	67
2-2-1 住民主体の生活支援体制整備	67
2-2-2 多職種連携によるケア体制の構築	69
第3節 住みよいまちづくりの推進	73
2-3-1 バリアフリー化の推進	73
2-3-2 安全・安心のゆとりある住生活の確保	76
2-3-3 生活環境の安全対策の推進	78
第4節 認知症になっても自分らしく暮らせる支援	82
2-4-1 認知症相談支援体制の充実	82
2-4-2 認知症高齢者（家族）への支援体制の推進	85
第5節 高齢者の権利擁護の推進	89
2-5-1 権利擁護支援体制の充実	89
第6節 相談・支援体制の充実・強化	93
2-6-1 相談及び支援基盤の強化	93
2-6-2 相談支援の充実	95
第3章 安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進	98
第1節 安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進	98
3-1-1 介護人材の確保と育成	98
3-1-2 サービスの円滑な提供	99
3-1-3 介護サービス等の質の向上と適正化の推進	103
3-1-4 市民・利用者からの意見への対応	105

第4章 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備	106
第1節 介護保険サービス基盤の整備	106
4-1-1 在宅サービス基盤	106
4-1-2 地域密着型サービス基盤.....	107
4-1-3 施設サービス基盤	108
第2節 介護保険サービス基盤以外の整備	110
4-2-1 介護保険以外の高齢者福祉施設の整備.....	110
第3節 高齢者福祉施設等の整備目標	114
4-3-1 高齢者福祉施設等の整備目標.....	114
第3部 介護サービス量等・給付費等の推計	116
1 介護保険等サービスの推計	117
2 財政推計	125

年号の表示は「平成」を用いました。この表示は「平成」が継続したものとして
みなし、当該年の表示は、新元号の応当年の表示に読み替えるものとします。

第1部 総論

- 第1章 計画策定に当たって
- 第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し
- 第3章 基本理念及び基本的な政策目標
- 第4章 計画の推進体制

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景

■高齢化の進展

我が国は世界のどの国も経験したことのない速度で高齢化が進行し、平成27年(2015年)の国勢調査によると高齢化率は26.6%となり、国民のおよそ4人に1人が高齢者(65歳以上)となっています。いわゆる「団塊の世代」のすべての人が後期高齢者(75歳以上)となる平成37年(2025年)に向けても、高齢化の進行は一層進むことが見込まれています。

本市における高齢化率は、平成29年10月現在、28.6%となっています。今後、平成37年(2025年)に向かいますます高齢化が進展し、医療や介護を必要とする高齢者の増加も見込まれ、少子・人口減少社会が進み、高齢者を取り巻く社会状況は一層厳しくなると考えられます。

このため、より一層社会情勢に対応した総合的な高齢者施策の推進と確立が求められています。

■高齢者像の変化

団塊の世代が高齢者となり、ますます高齢者が増加する中、元気な高齢者も増え、それぞれが健康づくりに努め、趣味などを通して生きがいのある豊かな生活を営むとともに、それまでの経験や能力を生かし、社会貢献に取り組んでいます。

一方、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯及び認知症高齢者が増加し、不安を抱えながら生活する高齢者も増加しています。

今後も、人口構造など社会情勢が大きく変化していくと見込まれる中、豊富な知識と経験を持つ高齢者もまちづくりの貴重な担い手として、地域社会貢献できる体制を築くことを含め、社会全体で高齢者を支え合う仕組みの必要性がますます高まっています。

(2) 趣旨

前計画では、平成37年(2025年)を見据え、基本理念の「自分らしく住み慣れた地域で安心して生活できる健康長寿のまち“ながの”を共に築きましょう」を実現するため、それまでの方向性を継承しつつ、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、健康づくりや積極的な社会参加を支援するとともに、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指してきました。

本計画では、前計画に引き続き、平成37年(2025年)を見据えて、高齢者を取り巻く状況等の変化を踏まえ、高齢者が健康でいきいきと生活し、介護が必要となっても安心して生活できる環境を構築します。更に、高齢者はもとより、障害・子育て等の様々な分野の課題を一体的に対応していくための「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていきます。また、併せて、高齢者数の推移や長野県医療計画等を踏まえ、中長期的な介護サービス見込量及び保険給付費等並びに介護保険料の水準を推計し、新たに本計画を策定するものです。

※ 本計画書では、「第七次長野市高齢者福祉計画及び第六期長野市介護保険事業計画」を「前計画」といい、「第八次長野市高齢者福祉計画及び第七期長野市介護保険事業計画」を「本計画」という。

2 計画の基本的性格

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、両計画を一体的に策定し、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画としています。

■第八次長野市高齢者福祉計画

長寿社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を示しています。

■第七期長野市介護保険事業計画

介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための計画です。なお、本計画に基づき、第 1 号被保険者の保険料額の算定を行いました。

3 計画の期間

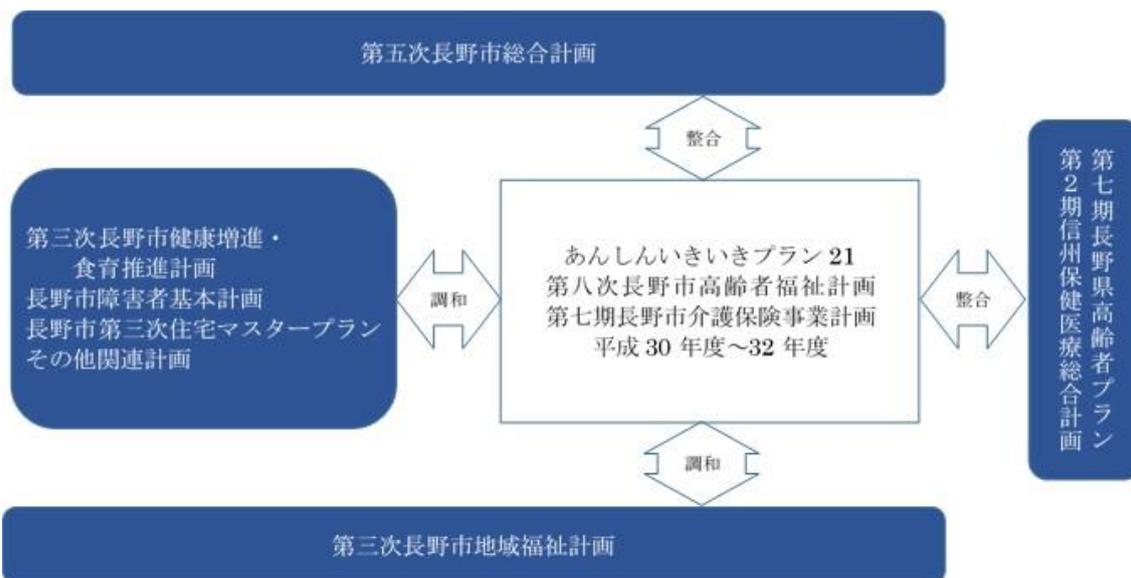
平成 37 年（2025 年）を見据え、平成 30 年度（2018 年度）を初年度とし、平成 32 年度（2020 年度）を目標年度とする 3 か年計画とします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第七次・第六期	計画期間					
第八次・第七期				計画期間		

4 計画の位置付け

「福祉都市宣言」を踏まえ、本市のまちづくりの指針である「第五次長野市総合計画」に基づき、地域福祉推進の指針である「長野市地域福祉計画」、健康づくりの指針である「第三次長野市健康増進・食育推進計画（ながの健やかプラン 21）」など様々な計画と連携をとりながら、本市の財政状況を踏まえ、高齢者が地域で住みやすい社会を築きます。

また、新たに策定される「長野県老人福祉計画・第七期介護保険事業支援計画（「長野県高齢者プラン）」などとの整合を図ります。



福祉都市宣言（昭和 52 年 10 月 9 日）

健康で、文化的な生活を営むことのできる明るい福祉社会をだれもが望んでいる。

私たち長野市民は、人間愛に満ちた思いやりと、相互扶助に基づいたわりの心を養い、豊かで明るい長野市を築くため、ここに福祉都市の宣言をする。

- 1 市民の知恵と、すべての力を集め、人間性豊かな福祉都市の実現に努めよう。
- 1 人と人との触合いを大切に、一人ひとりが生きがいを持てる福祉の町づくりに努めよう。
- 1 親切心と、いたわりの心が行き渡る、心の福祉の輪を広めよう。

5 計画の進捗管理

計画の実施状況については、毎年度長野市社会福祉審議会において進捗管理（外部点検）を行うほか、個別の事業について「計画・実行・検証・改善」を繰り返す（PDCAサイクル）という自己点検等を行いながら事業を実施します。

このことにより、市民ニーズの変化、高齢者を取り巻く社会の動向、高齢者福祉制度及び介護保険制度の改正に応じた、弾力的かつ適正な事業運営に努めます。

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し

第1節 人口の状況及び推計

1 人口の状況

本市の総人口は、平成29年10月1日現在380,593人、このうち65歳以上の高齢者人口は109,018人で、総人口に占める割合（高齢化率）は28.6%となっており、平成24年から5年間で3.3ポイント増加しています。

高齢者人口の推移を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けて比較すると、団塊の世代が65歳以上になったことにより、平成26年度まで前期高齢者人口の割合が上昇していましたが、その後、再び後期高齢者人口の割合が増加に転じています。

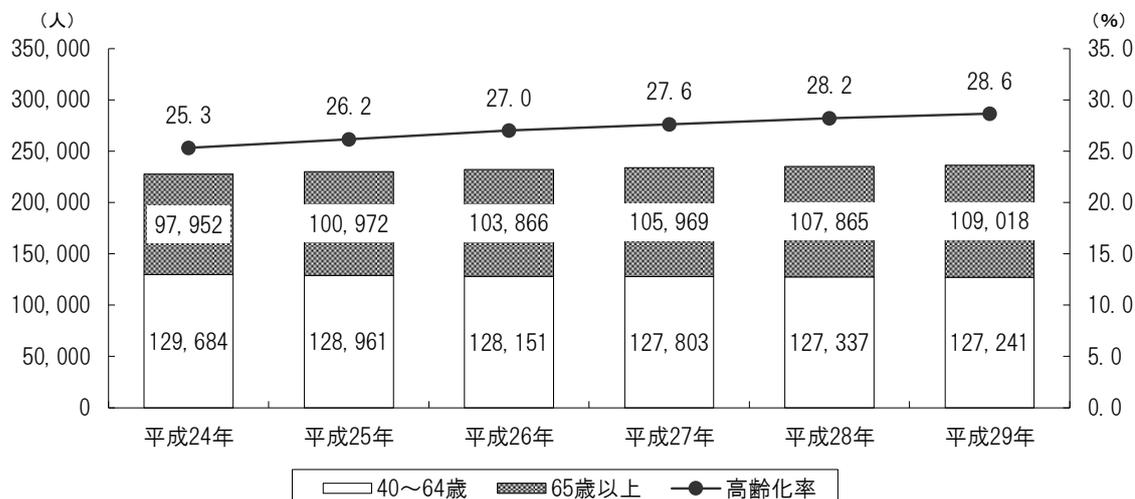
全国・県と比べると、平成24年を1とした場合の平成28年の第1号被保険者数が全国より低く、県よりやや高くなっています。

■年齢別人口及び割合の推移

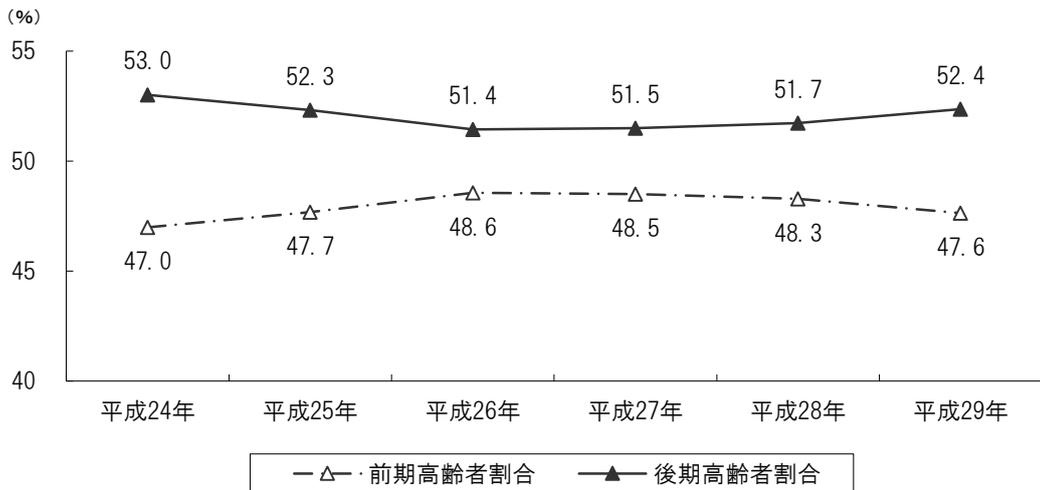
	第6次・第5期			第7次・第6期			増加率
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
総人口（A）	386,882	385,897	384,641	383,639	382,249	380,593	-1.6%
0～14歳（B）	53,245	52,382	51,548	50,813	49,919	48,995	-8.0%
割合（B÷A）	13.8	13.6	13.4	13.2	13.1	12.9	-0.9P
15～64歳（C）	235,685	232,543	229,227	226,857	224,465	222,580	-5.6%
割合（C÷A）	60.9	60.3	59.6	59.1	58.7	58.5	-2.4P
40～64歳	129,684	128,961	128,151	127,803	127,337	127,241	-1.9%
65歳以上（D）	97,952	100,972	103,866	105,969	107,865	109,018	11.3%
割合（D÷A）	25.3	26.2	27.0	27.6	28.2	28.6	3.3P
65歳～74歳（E）	46,023	48,141	50,442	51,402	52,077	51,937	12.9%
割合（E÷D）	47.0	47.7	48.6	48.5	48.3	47.6	0.6P
75歳以上（F）	51,929	52,831	53,424	54,567	55,788	57,081	9.9%
割合（F÷D）	53.0	52.3	51.4	51.5	51.7	52.4	-0.6P

※資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

■40～64歳及び65歳以上人口と高齢化率の推移



■前期・後期高齢者割合の推移

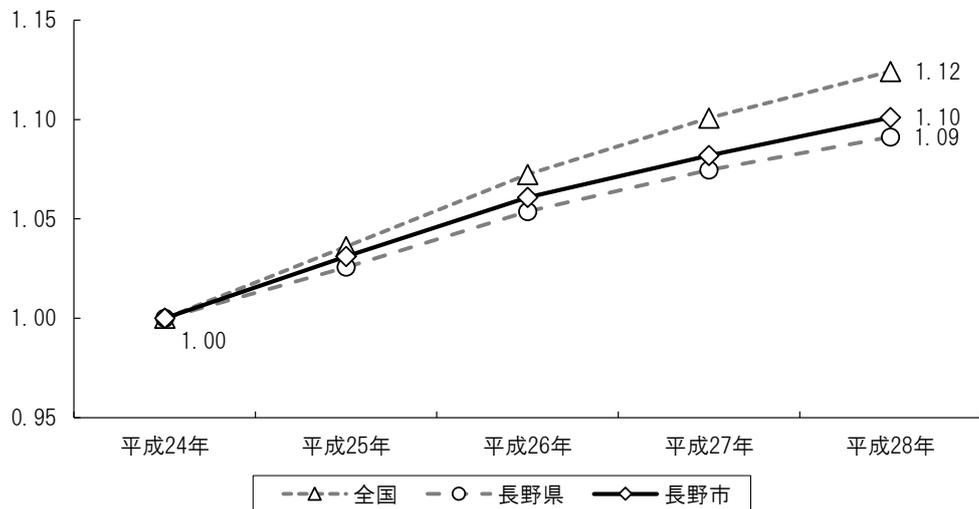


■全国・長野県・長野市の第1号被保険者数の推移 (各年9月末現在)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	増加率
全国	30,346,265	31,441,281	32,542,747	33,402,429	34,112,872	12.4%
長野県	583,154	598,112	614,436	626,650	636,300	9.1%
長野市	97,723	100,758	103,665	105,723	107,589	10.1%

※資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末日現在）

■第1号被保険者数の推移（平成24年=1として計算）



2 計画期間における人口推計

計画期間における人口を推計すると、平成31年には高齢化率が30%を超えると予想され、その後も高齢化が一層進んでいくことが見込まれます。

また、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には、高齢化率が32.1%、後期高齢者人口が平成29年より1万人以上多い68,270人になると推計されています。

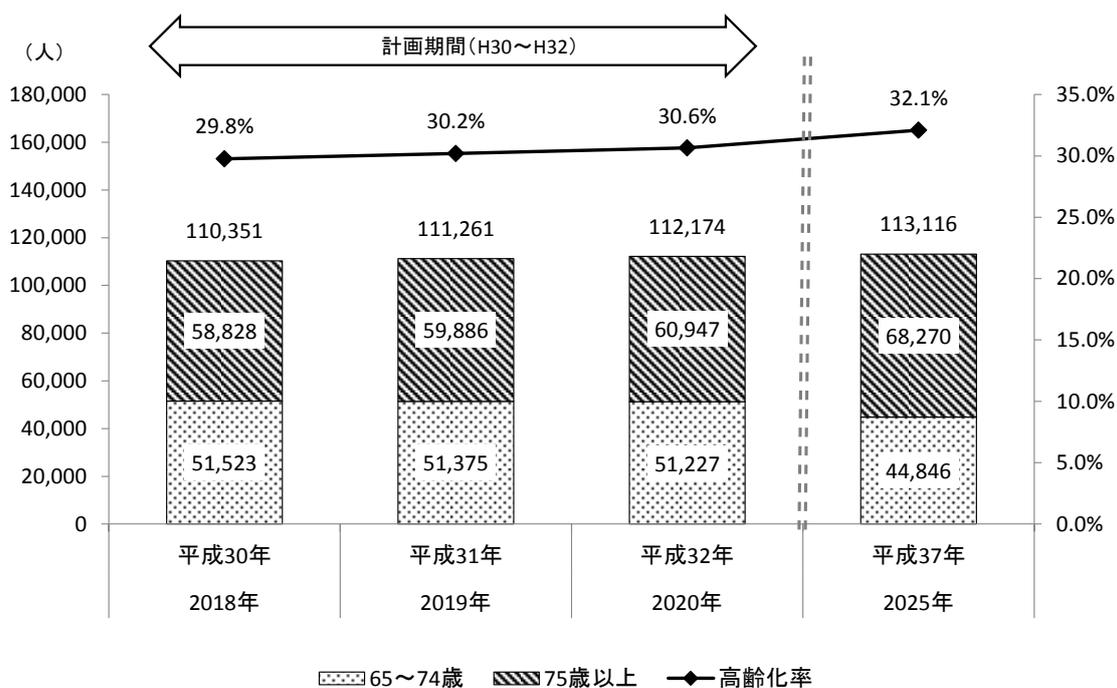
推計方法

- ① 平成32年及び平成37年について、平成27年国勢調査の性別・年齢階級別人口をもとに、平成25年3月推計の国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口において用いられた生残率、純移動率、女性子ども比、0歳～4歳性比を用いて推計しています。
- ② 平成29年～平成31年については、平成27年国勢調査と平成32年推計人口をもとに線形補間により推計しています。

	2018年 平成30年	2019年 平成31年	2020年 平成32年	2025年 平成37年
総人口	370,672	368,363	366,055	352,343
65～74歳	51,523	51,375	51,227	44,846
	58,828	59,886	60,947	68,270
65歳以上 計（第1号被保険者）	110,351	111,261	112,174	113,116
高齢化率	29.8%	30.2%	30.6%	32.1%
40～64歳（第2号被保険者）	125,600	124,926	124,251	118,838

※各年10月1日現在

■計画期間中の高齢者数（高齢化率）の推計



第2節 高齢者世帯の状況

高齢者人口の増加に伴い、65歳以上の高齢者の親族がいる世帯（以下、高齢者のいる世帯という）は増加し続け、平成27年度は66,743世帯、一般世帯全体に占める割合は44.5%となっています。

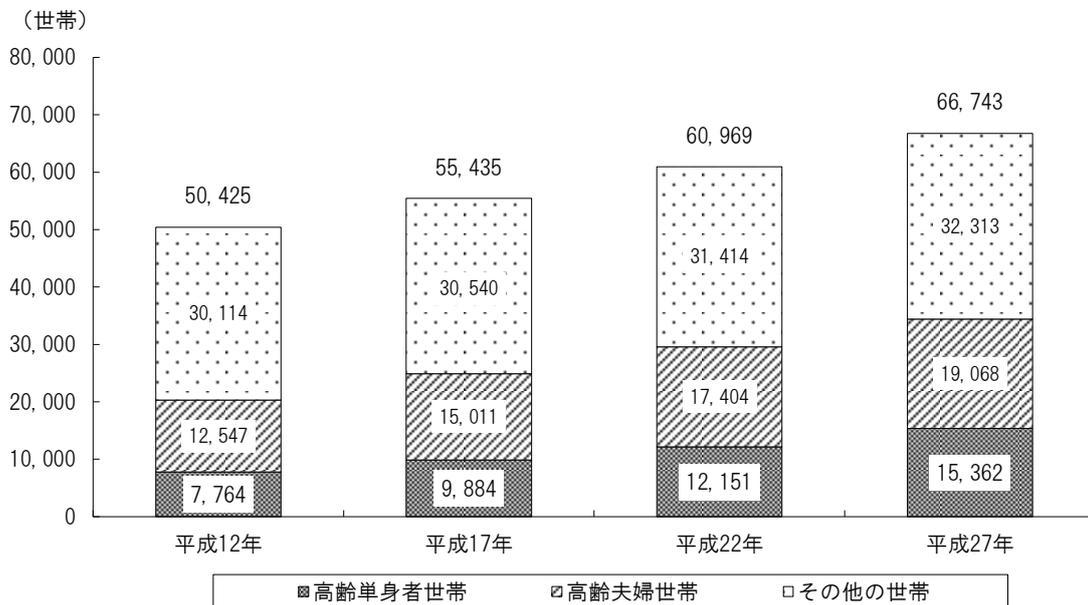
特に高齢者の単身者世帯及び高齢夫婦世帯が大きく増加しており、平成22年から5年間で、高齢単身者世帯で3,211世帯(26.4%)、高齢夫婦世帯で1,664世帯(9.6%)増加し、高齢者のいる世帯の半数以上を占めるまでになっています。

■一般世帯数及び世帯構成別高齢者世帯数と割合の推移

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	139,073	143,858	146,221	150,098
高齢者のいる世帯	50,425	55,435	60,969	66,743
割合 %	36.3	38.5	41.7	44.5
高齢単身者世帯	7,764	9,884	12,151	15,362
割合 %	5.6	6.9	8.3	10.2
高齢夫婦世帯	12,547	15,011	17,404	19,068
割合 %	9.0	10.4	11.9	12.7
その他の世帯	30,114	30,540	31,414	32,313
割合 %	21.7	21.2	21.5	21.5

※高齢夫婦世帯：夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

資料：国勢調査（各年10月1日現在）。平成17年以前は、合併前町村分を加えた数値



第3節 要支援・要介護認定者の状況及び推計

1 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は一貫して増加してきています。平成29年9月末時点の認定者数（第1号被保険者）は20,832人となっており、平成24年から5年間で2,450人（13.3%）増加しています。

要介護度別にみると、要介護1が最も多く、増加率も高くなっています。要支援者も大きく増加してきており、軽度認定者の割合が高くなっています。

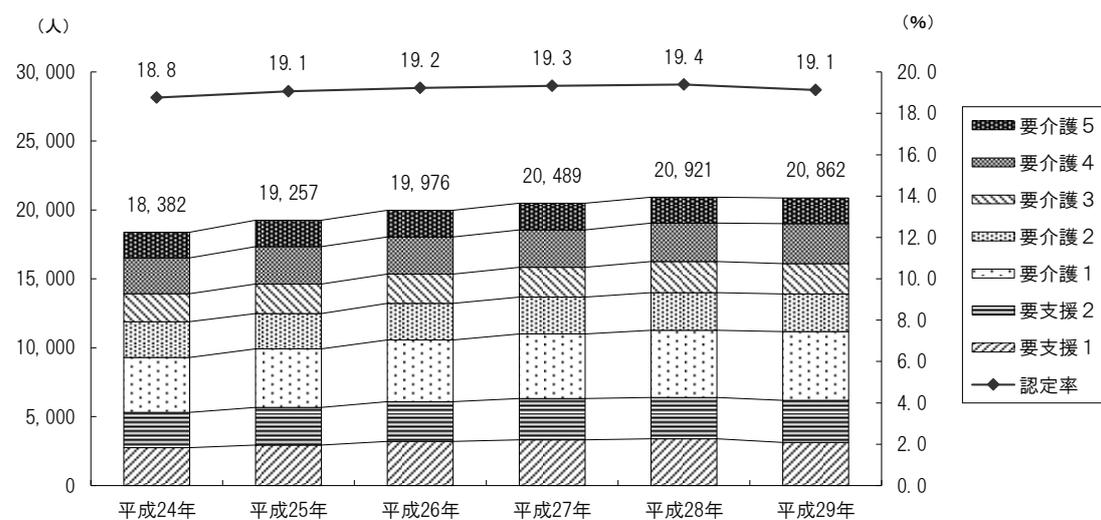
第1号被保険者における要支援・要介護認定者数の割合（認定率）は、微増傾向にあり、平成29年には19.5%と、平成24年から0.7ポイント増加しています。

要支援・要介護認定者数は、平成24年を1とした場合の平成28年は、全国より低いものの県より高くなっています。

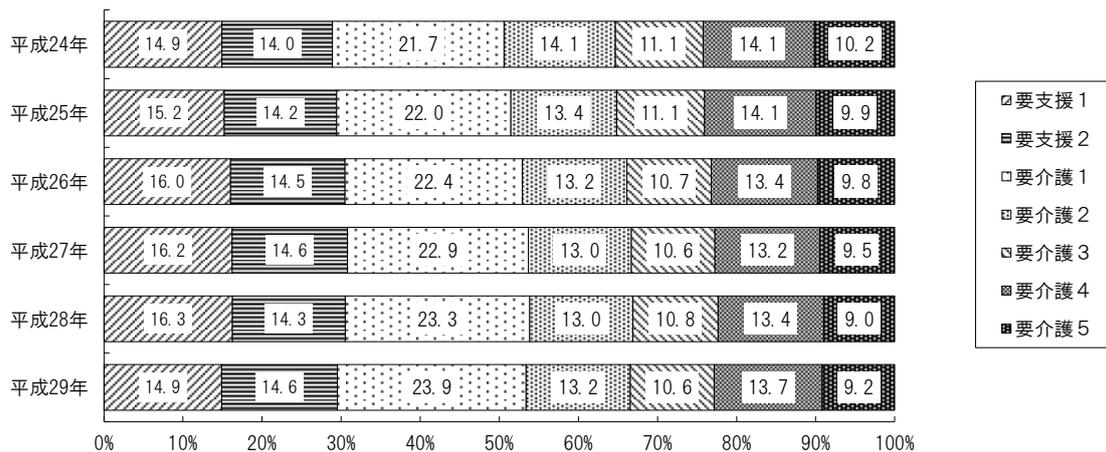
■要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推移

	第6次・第5期			第7次・第6期			増加率
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
要支援・要介護認定者数	18,382	19,257	19,976	20,489	20,921	20,862	13.8%
割合（認定率）	18.8	19.1	19.2	19.3	19.4	19.1	0.4P
要支援1	2,745	2,934	3,199	3,323	3,400	3,139	23.9%
要支援2	2,567	2,733	2,892	2,984	2,983	3,049	16.2%
要介護1	3,987	4,245	4,477	4,692	4,882	4,983	22.4%
要介護2	2,591	2,577	2,646	2,668	2,729	2,726	5.3%
要介護3	2,040	2,136	2,131	2,167	2,251	2,212	10.3%
要介護4	2,586	2,718	2,683	2,712	2,796	2,887	8.1%
要介護5	1,866	1,914	1,948	1,943	1,880	1,866	0.8%

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末日現在）



■要支援・要介護認定者数の割合（第1号被保険者）の推移

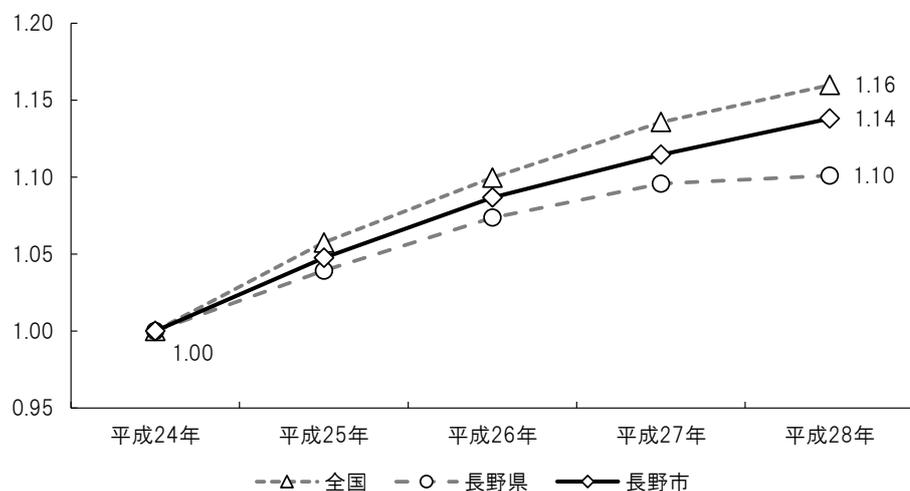


■全国・長野県・長野市の要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	増加率
全国	5,304,960	5,609,776	5,833,529	6,025,405	6,152,863	16.0%
長野県	100,556	104,496	107,955	110,185	110,705	10.1%
長野市	18,382	19,257	19,976	20,489	20,921	13.8%

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末日現在）

■要支援・要介護認定者数の推移（平成24年=1として計算）



2 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数を年齢別、性別にみると、年齢が高くなるほど認定率が高くなり、90歳以上では女性で約8割、男性で6割強が認定を受けています。

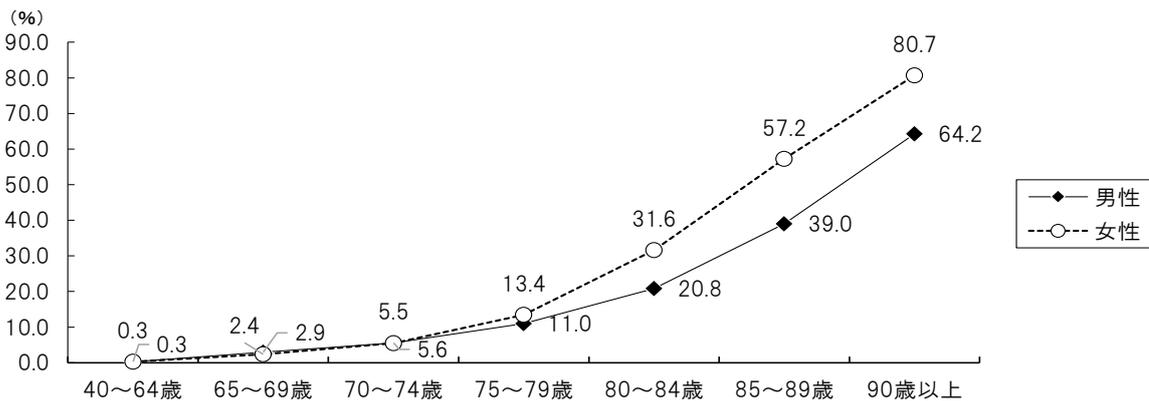
75歳未満では、男性と女性の割合がほぼ同じですが、年齢が高くなるにつれ、女性の割合が高くなっています。

■年齢別・性別 要支援・要介護認定者数

	総数	男性	女性	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計	21,278	6,581	14,697	3,438	3,044	4,965	2,783	2,287	2,840	1,921
40～64歳	357	192	165	38	61	83	54	36	44	41
65～69歳	788	424	364	127	136	171	107	89	84	74
70～74歳	1,230	582	648	231	207	303	153	127	126	83
75～79歳	2,403	945	1,458	485	379	551	311	213	247	217
80～84歳	4,463	1,407	3,056	974	738	1,008	537	439	458	309
85～89歳	6,145	1,725	4,420	1,081	917	1,534	783	594	752	484
90歳以上	5,892	1,306	4,586	502	606	1,315	838	789	1,129	713

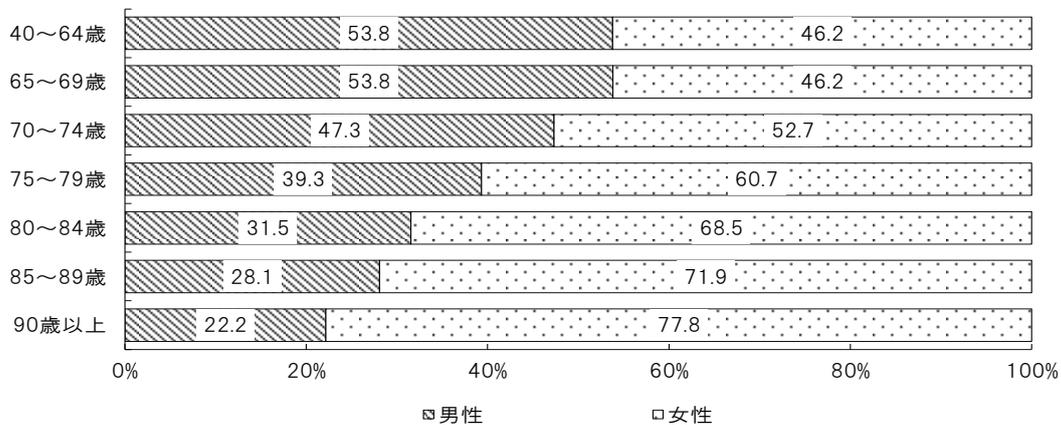
資料：介護保険事業状況報告月報（平成28年9月末日現在）

■年齢別・性別 要支援・要介護認定率



資料：介護保険事業状況報告月報（平成28年9月末日現在）

■年齢別・性別 要支援・要介護認定者の割合



資料：介護保険事業状況報告月報（平成28年9月末日現在）

3 要支援・要介護認定者数の推計

年齢別・男女別の認定率の伸び率を勘案し、計画期間における要支援・要介護認定者数を推計しました。

高齢者数の増加に伴って要支援・要介護認定者は増加し、平成32年には22,308人となり、平成37年には約25,000人になると推計されます。

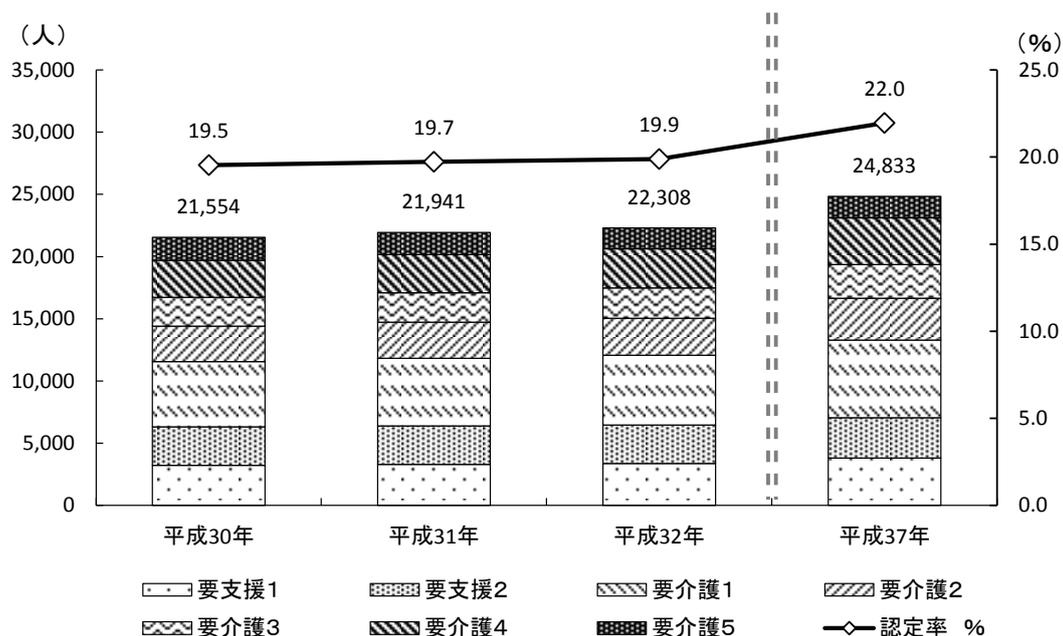
また、認定率の高い後期高齢者の割合が増加することから、全体の認定率も上昇することが予想されます。

■ 要支援・要介護認定者数の推計

	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
要支援・要介護認定者数	21,554	21,941	22,308	24,833
認定率 %	19.5	19.7	19.9	22.0
要支援1	3,227	3,298	3,370	3,805
要支援2	3,094	3,091	3,086	3,244
要介護1	5,244	5,434	5,620	6,246
要介護2	2,843	2,901	2,963	3,355
要介護3	2,305	2,371	2,430	2,713
要介護4	2,979	3,072	3,165	3,754
要介護5	1,862	1,774	1,674	1,716

※各年10月1日現在

※認定率は、第1号被保険者における認定率



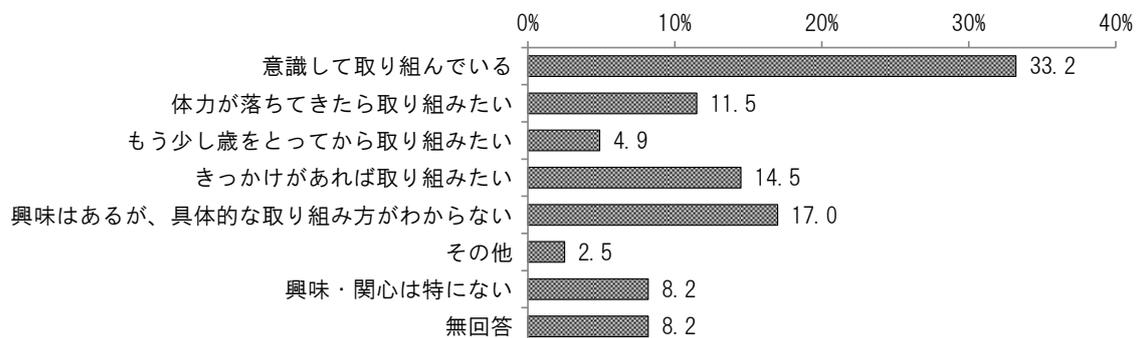
第4節 高齢者の意識等

1 介護予防への意識

要支援・要介護状態にない高齢者に介護予防への取組について聞いたところ、「意識して取り組んでいる」の割合が33.2%で最も高くなっていますが、前回と比べて大幅に減少しています。

一方、「きっかけがあれば取り組みたい」や「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」の割合も合わせて3割を超えており、関心はあるものの、取り組めていない人が多い状況もうかがえます。

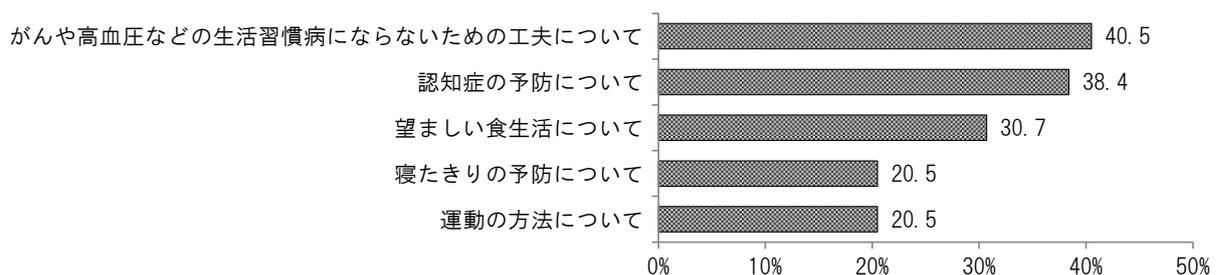
■介護予防への取組について（高齢者等実態調査 元気高齢者）



	割合 (%)		長野県割合 (%)
	H25	H28	H28
意識して取り組んでいる	47.3	33.2	34.4
体力が落ちてきたら取り組みたい	5.4	11.5	10.5
もう少し歳をとってから取り組みたい	5.2	4.9	6.4
きっかけがあれば取り組みたい	11.4	14.5	14.4
興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない	13.2	17.0	13.0
その他	1.0	2.5	2.3
興味・関心は特にない	9.8	8.2	10.9
無回答	6.7	8.2	7.9

要支援・要介護状態にない高齢者に、健康について知りたいことを聞いたところ、「がんや高血圧などの生活習慣病にならないための工夫について」の割合が最も高く、次いで「認知症の予防について」、「望ましい食生活について」と続いています。

■健康について知りたいこと（高齢者等実態調査 元気高齢者）



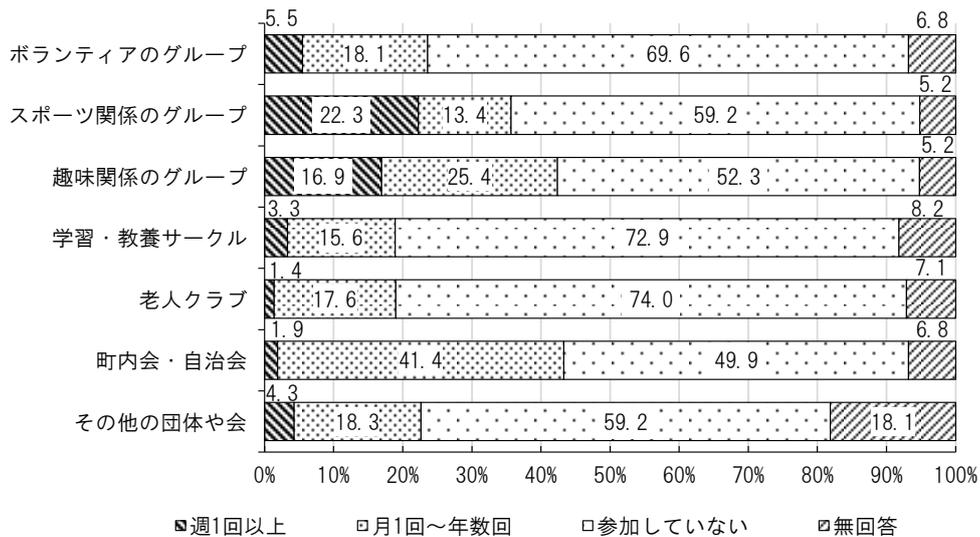
2 地域活動・社会参加の状況

要支援・要介護状態にない高齢者に、地域での活動への参加頻度について聞いたところ、いずれの活動も「参加していない」の割合が6～8割程度と高くなっています。

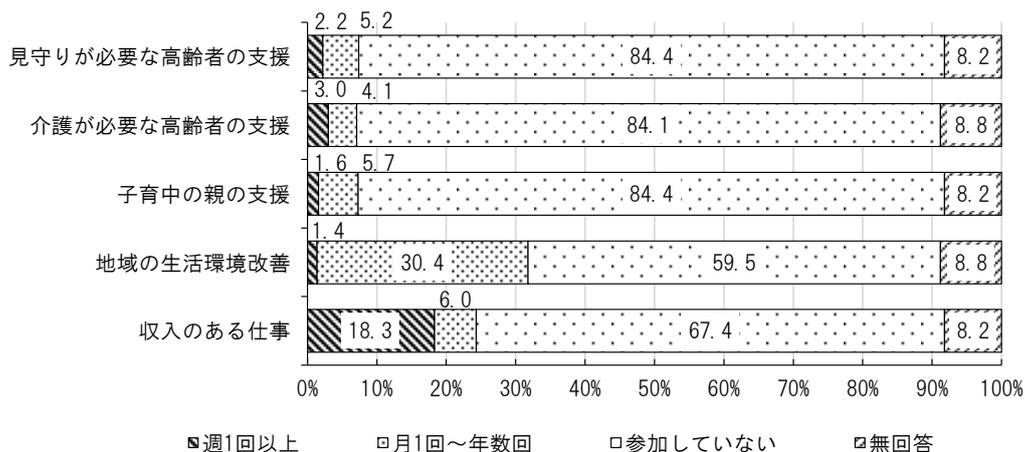
地域の会やグループへの参加頻度では、「町内会・自治会」や「趣味関係のグループ」、「スポーツ関係のグループ」等は参加している人の割合が3割以上と比較的高く、趣味関係やスポーツ関係は参加頻度が高い活動となっています。

社会参加活動や仕事では、「収入のある仕事」を「週1回以上」している人は約2割となっています。また、地域の生活環境改善にかかる活動をしている人は約3割で、その多くが「月1回～年数回」の参加となっています。

■ 地域の会やグループへの参加頻度（高齢者等実態調査 元気高齢者）

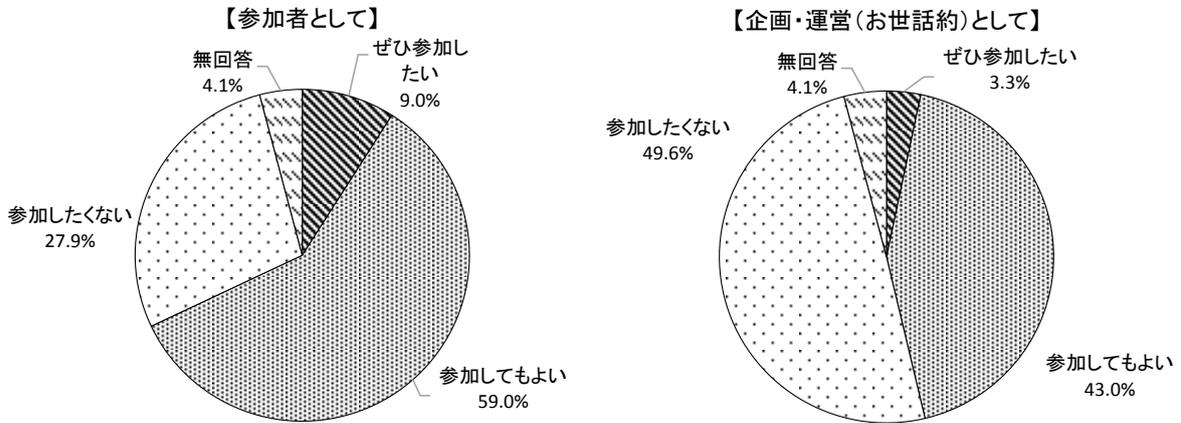


■ 社会参加活動や仕事の頻度（高齢者等実態調査 元気高齢者）



要支援・要介護状態にない高齢者に、地域住民による健康づくり活動や趣味などのグループ活動への参加意向を聞いたところ、「参加者として」では、「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」を合わせると、7割近くの人が参加意向を示しています。また、「企画・運営（お世話役）として」でも、4割以上の方が「参加してもよい」と回答しています。

■地域住民の有志による活動への参加意向（高齢者等実態調査 元気高齢者）

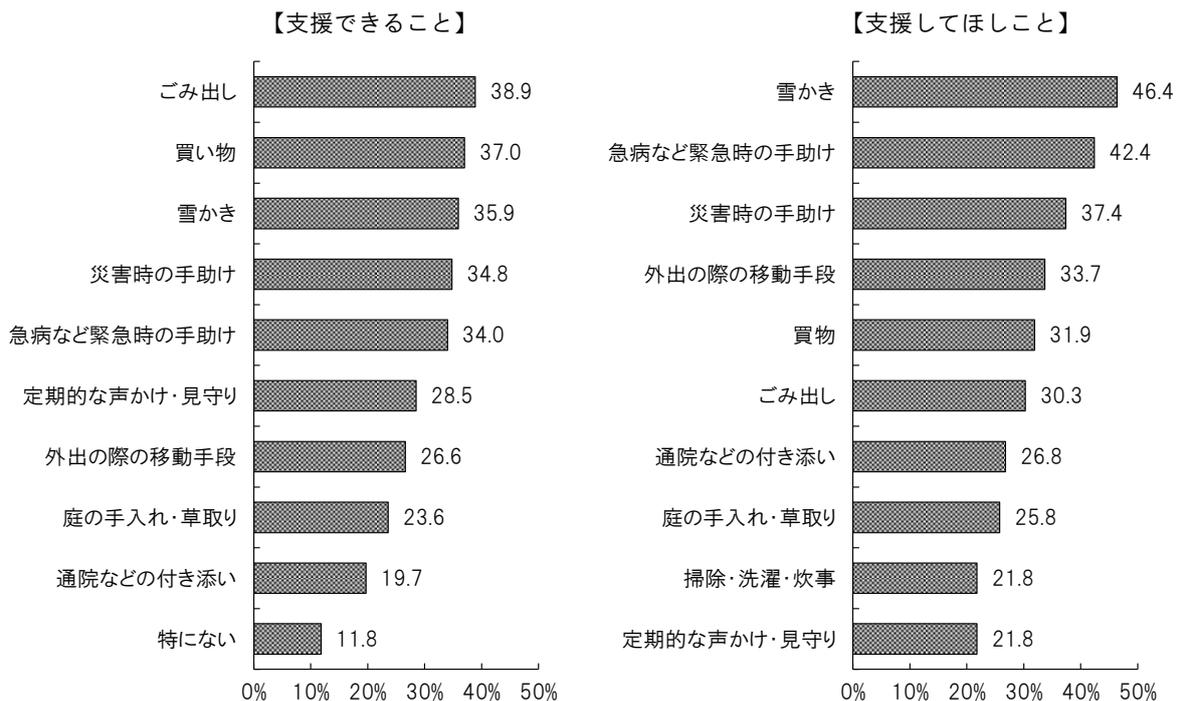


要支援・要介護状態にない高齢者に、となり近所に高齢や病気・障害などで困っている家庭があった場合、どのような支援ができるか聞いたところ、「ごみ出し」、「買い物」、「雪かき」、「災害時の手助け」等が上位になっています。

一方、要支援・要介護認定を受けている人に、日常生活上支援が必要になったときに、地域の人に支援してほしいことを聞いたところ、「雪かき」「急病など緊急時の手助け」、「災害時の手助け」、「外出の際の移動手段」等が上位になっています。

■地域で支援できること、支援してほしいこと

（高齢者等実態調査 元気高齢者、居宅要介護・要支援認定者）【上位10項目】

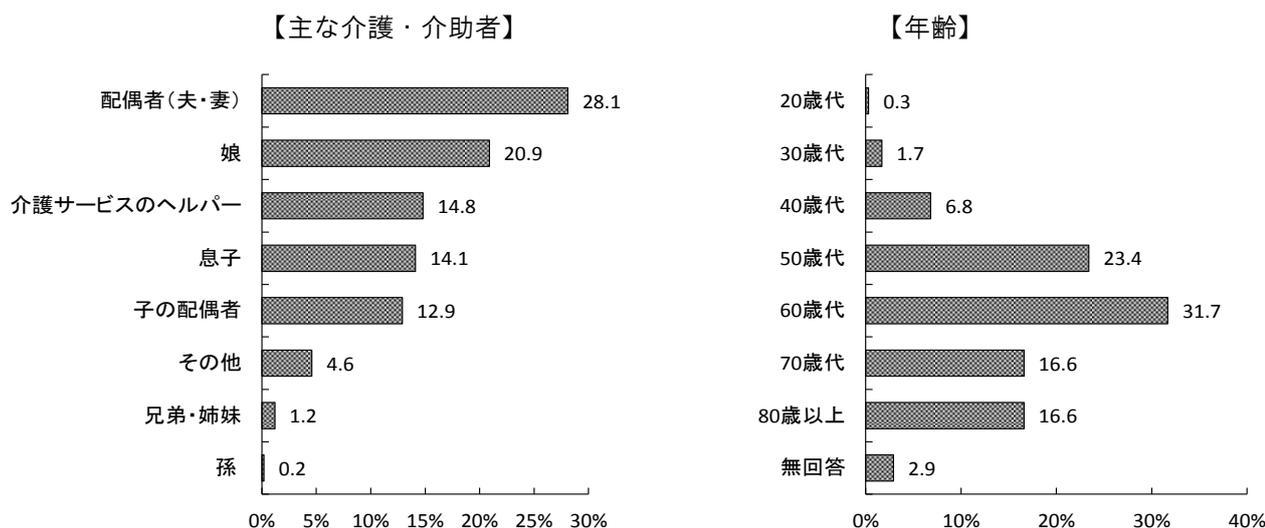


3 介護の状況

要支援・要介護認定を受けている人の主な介護・介助者は、「配偶者（夫・妻）」が28.1%で最も多く、次いで「娘」、「介護サービスのヘルパー」と続いています。

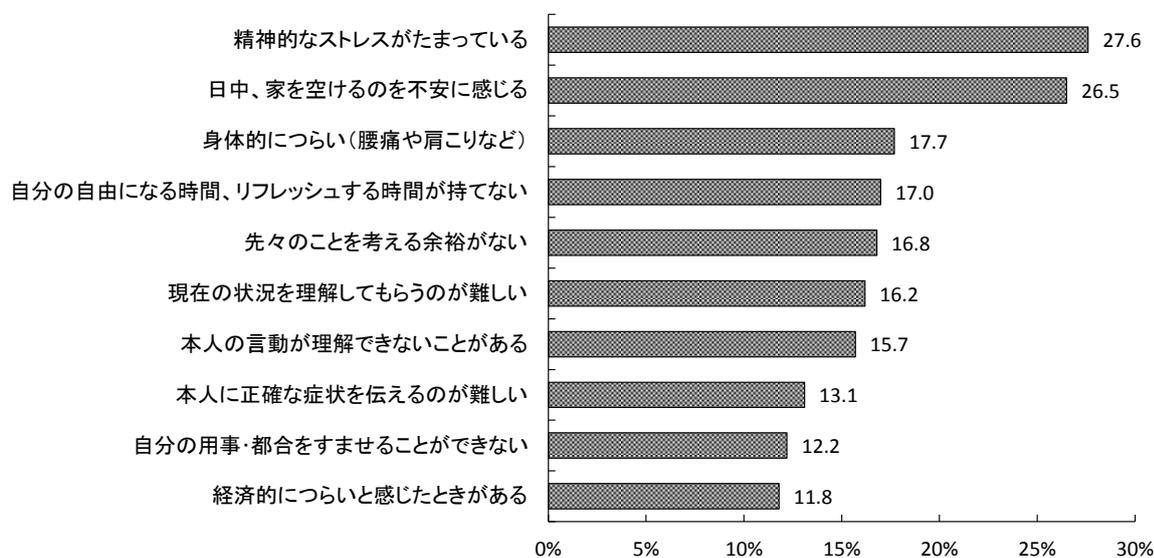
主な介護・介助者（家族のみ）の年齢は、「60歳代」が31.7%で最も多くなっています。また、「70歳代」、「80歳以上」も合わせて3割を超えており、老老介護の実態がうかがえます。

■ 主な介護・介助者及び年齢（高齢者等実態調査 居宅要介護・要支援認定者）



主な介護・介助者に、介護・介助する上で困っていることについて聞いたところ、「精神的なストレスがたまっている」が27.6%で最も高く、次いで「日中、家を空けるのを不安に感じる」、「身体的につらい」、「自分の自由になる時間、リフレッシュする時間が持てない」と続いています。

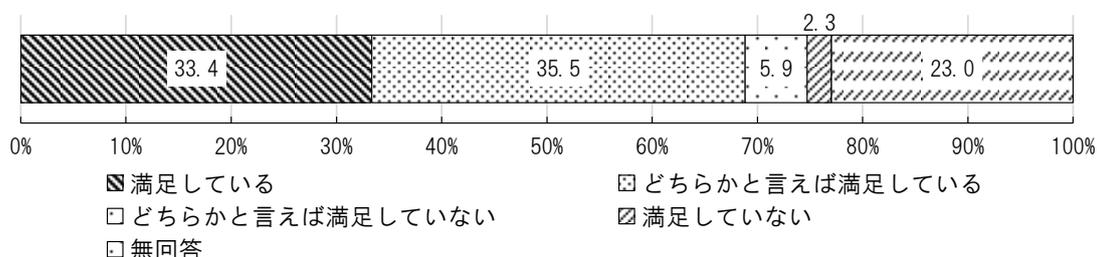
■ 介護・介助する上で困っていること（高齢者等実態調査 居宅要介護・要支援認定者）
【上位10項目】



4 介護サービスについて

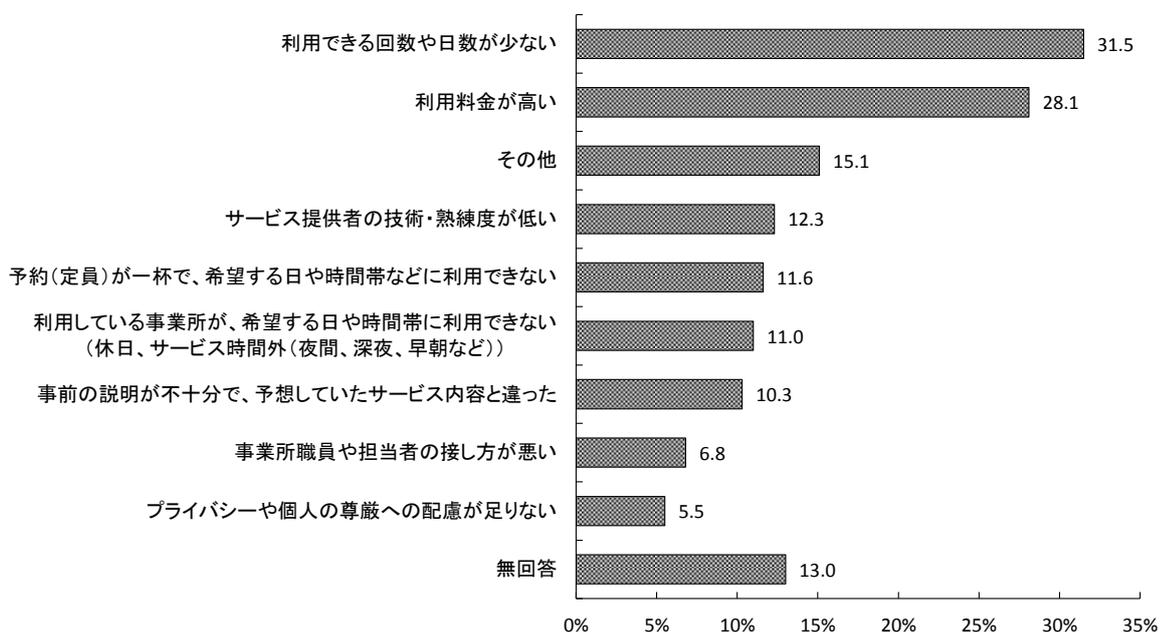
現在、介護保険サービスを利用している人に、サービスの満足度を聞いたところ、「満足している」と「どちらかと言えば満足している」を合わせると約7割の人が『満足』と回答しています。

■介護保険サービスの満足度（高齢者等実態調査 居宅要介護・要支援認定者）



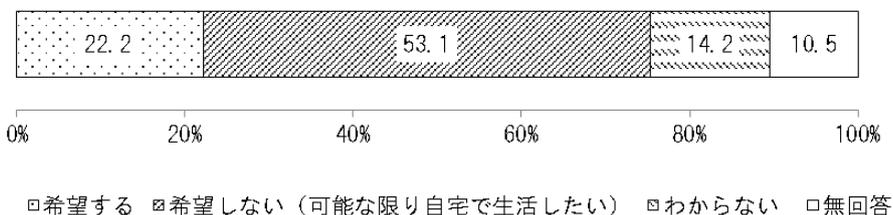
「満足していない」、「どちらかと言えば満足していない」と回答した方に、その理由を聞いたところ、「利用できる回数や日数が少ない」が31.5%で最も高く、次いで「利用料金が高い」、「その他」と続いています。

■満足していない理由（高齢者等実態調査 居宅要介護・要支援認定者）



在宅で暮らす要支援・要介護認定者に、施設や高齢者向け住宅への入所希望を聞いたところ、「希望しない（可能な限り自宅で生活したい）」が5割以上で最も高くなっています。

■施設や高齢者向け住宅への入所希望（高齢者等実態調査 居宅要介護・要支援認定者）

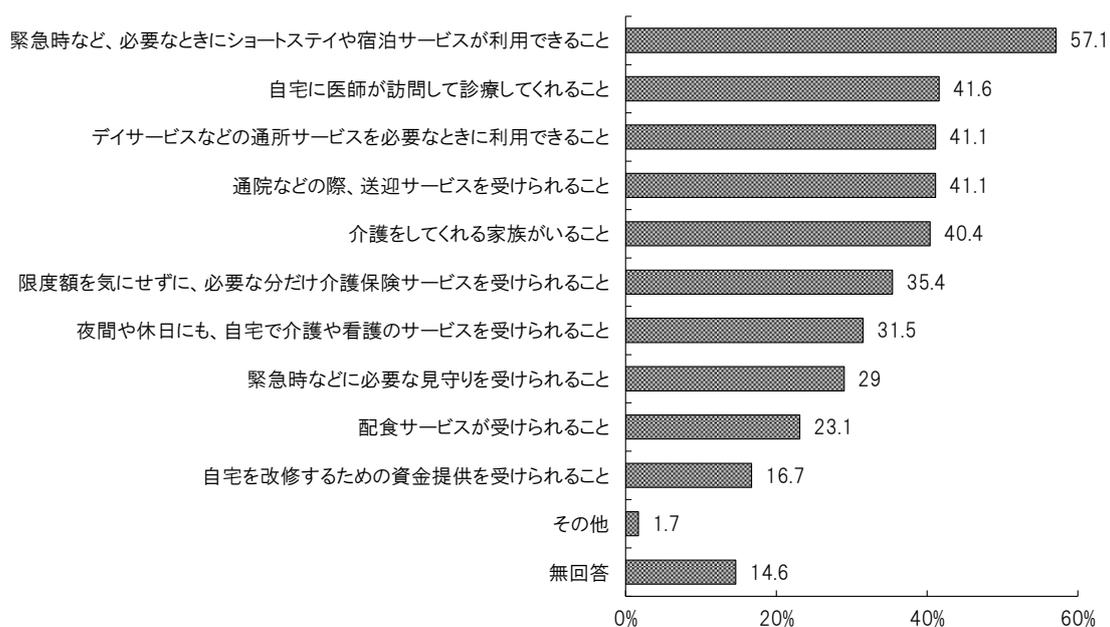


(%)

	前回 (H25)	今回 (H28)	長野県
希望する	24.2	22.2	19.8
希望しない（可能な限り自宅で生活したい）	52.9	53.1	53.8
わからない	12.9	14.2	15.9
無回答	10.1	10.5	10.6

在宅で暮らす要支援・要介護認定者に、自宅で暮らし続けるために必要な支援について聞いたところ、「緊急時など、必要なときにショートステイや宿泊サービスが利用できること」が57.1%で最も高く、次いで「自宅に医師が訪問して診療してくれること」、「デイサービスなどの通所サービスを必要なときに利用できること」と続いています。

■自宅で暮らし続けるために必要な支援（高齢者等実態調査 居宅要介護・要支援認定者）



第5節 日常生活圏域の状況

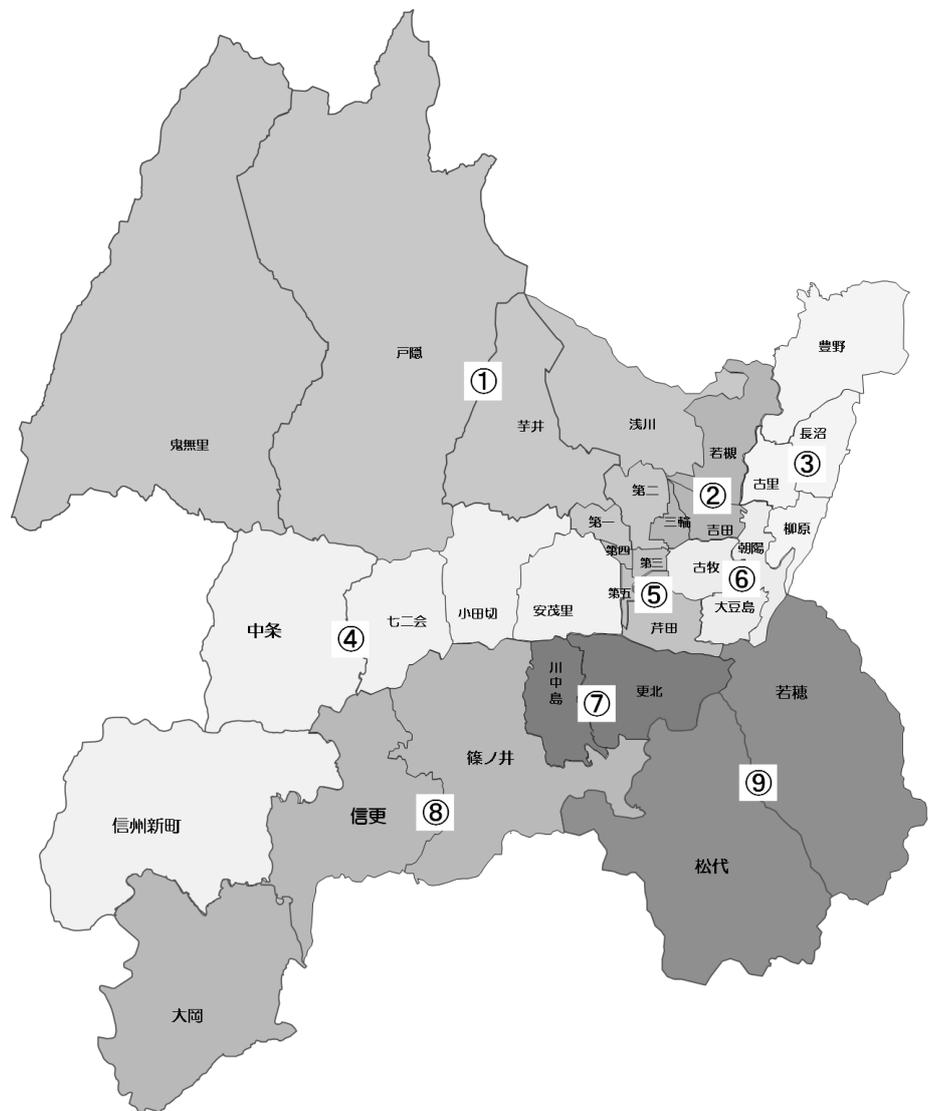
1 日常生活圏域の設定

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等を踏まえ、身近な地域ごとに必要なサービス提供基盤の整備を進めていくため、市内をいくつかに分けた「日常生活圏域」を定めます。

市内全地区に住民自治協議会が設置されていることから、前計画に引き続き本計画においても、住み慣れた地域である住民自治協議会設置の32地区を「日常生活圏域」とします。

なお、施設整備等については、効率的な配置を考慮する必要があるため、32地区単位よりも大きな「くくり」で捉え、以前からの「保健福祉ブロック」の枠組みも考慮します。

保健福祉ブロック	地区
①	第一
	第二
	浅川
	芋井
②	戸隠
	鬼無里
	三輪
③	吉田
	若槻
	古里
④	柳原
	長沼
	豊野
⑤	安茂里
	小田切
	七二会
	信州新町
⑥	中条
	第三
	第四
⑦	第五
	第六
	第七
⑧	第八
	第九
	第十
⑨	第十一
	第十二
	第十三



2 日常生活圏域ごとの高齢者の状況

日常生活圏域の中で、最も高齢者数が多い地区は篠ノ井地区の 11,627 人、最も少ない地区は小田切地区の 457 人で、地区によって人口に大きな差が見られます。

高齢化率をみると、鬼無里地区（57.2%）が最も高いほか、大岡地区（53.4%）、中条地区（51.5%）でも 5 割を超えています。また、信更地区、七二会地区、小田切地区など、人口が少ない地区で高齢化率が高い傾向がみられます。3 年前と比べると、すべての地区で高齢化率が上昇しています。

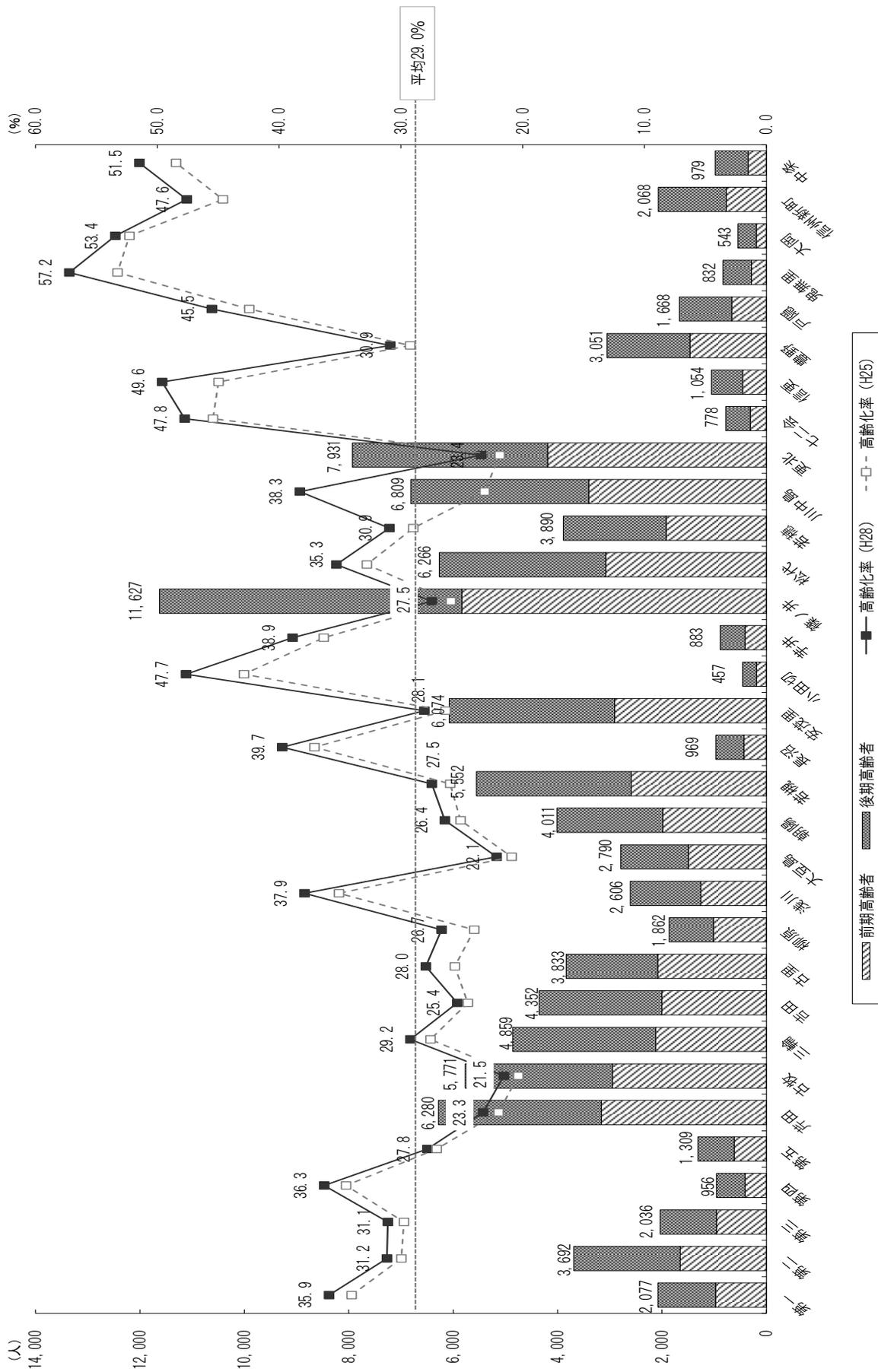
要支援・要介護認定率をみると、多くの地区は 18～20%前後となっていますが、第三地区、七二会地区で 30%前後と高くなっています。一方、古里地区、芹田地区、柳原地区、浅川地区では、15%台と低い認定率となっています。前計画策定時と比べると、七二会地区や柳原地区、古里地区など 14 地区で認定率が下がっています。

ひとり暮らし高齢者の状況をみると、高齢者人口が多い篠ノ井地区の 901 人が最も多く、次いで三輪地区の 749 人、安茂里地区の 638 人と続いています。高齢者数に対するひとり暮らしの割合は、第五地区が 16.6%で最も高く、第三地区、三輪地区、信州新町地区でも 14%以上と高くなっています。

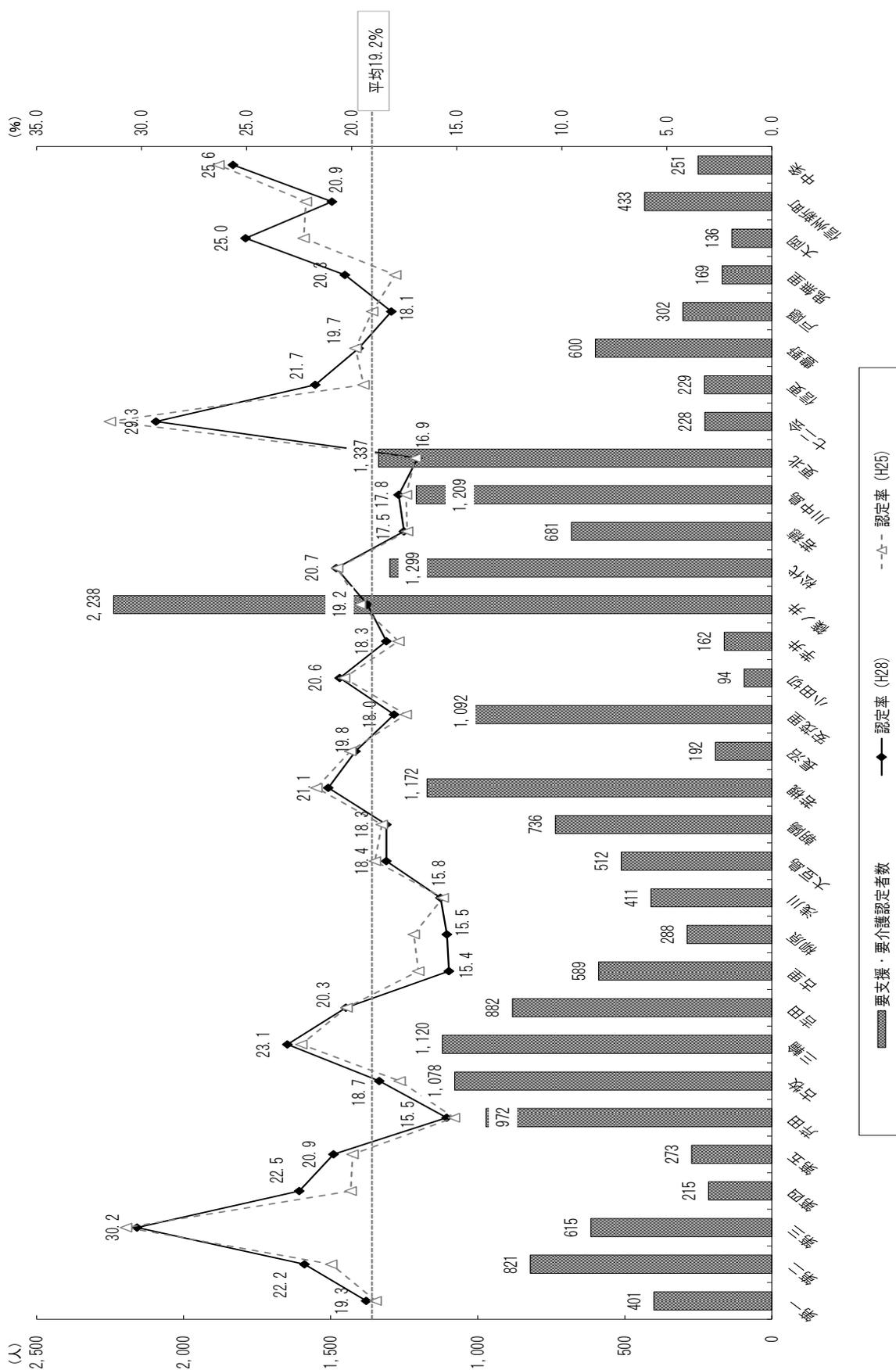
高齢者施設がある地区は、高齢化率、認定率に影響が出ています。

このように、日常生活圏域ごとに高齢者の状況は異なっており、「地域包括ケア」の更なる強化のためにも、状況に応じたサービス提供基盤の確保と生活支援の充実が必要です。

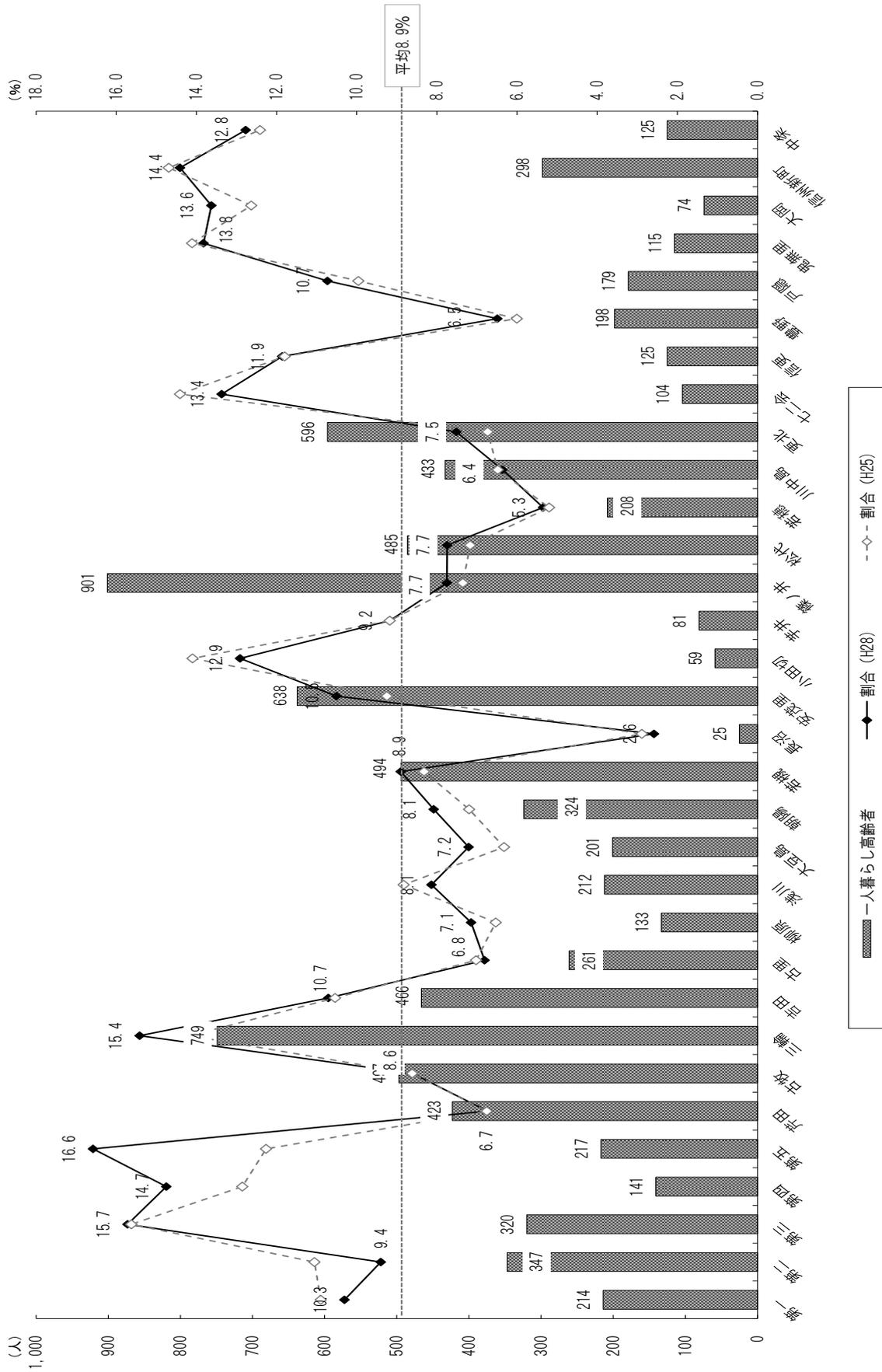
■日常生活圏域別 高齢者数、高齢化率（平成28年10月1日現在）



■日常生活圏域別 要支援・要介護認定者数、認定率（平成28年9月末日現在）



■日常生活圏域別 ひとり暮らし高齢者数、対高齢者割合（平成28年7月1日現在）



第3章 基本理念及び基本的な政策目標

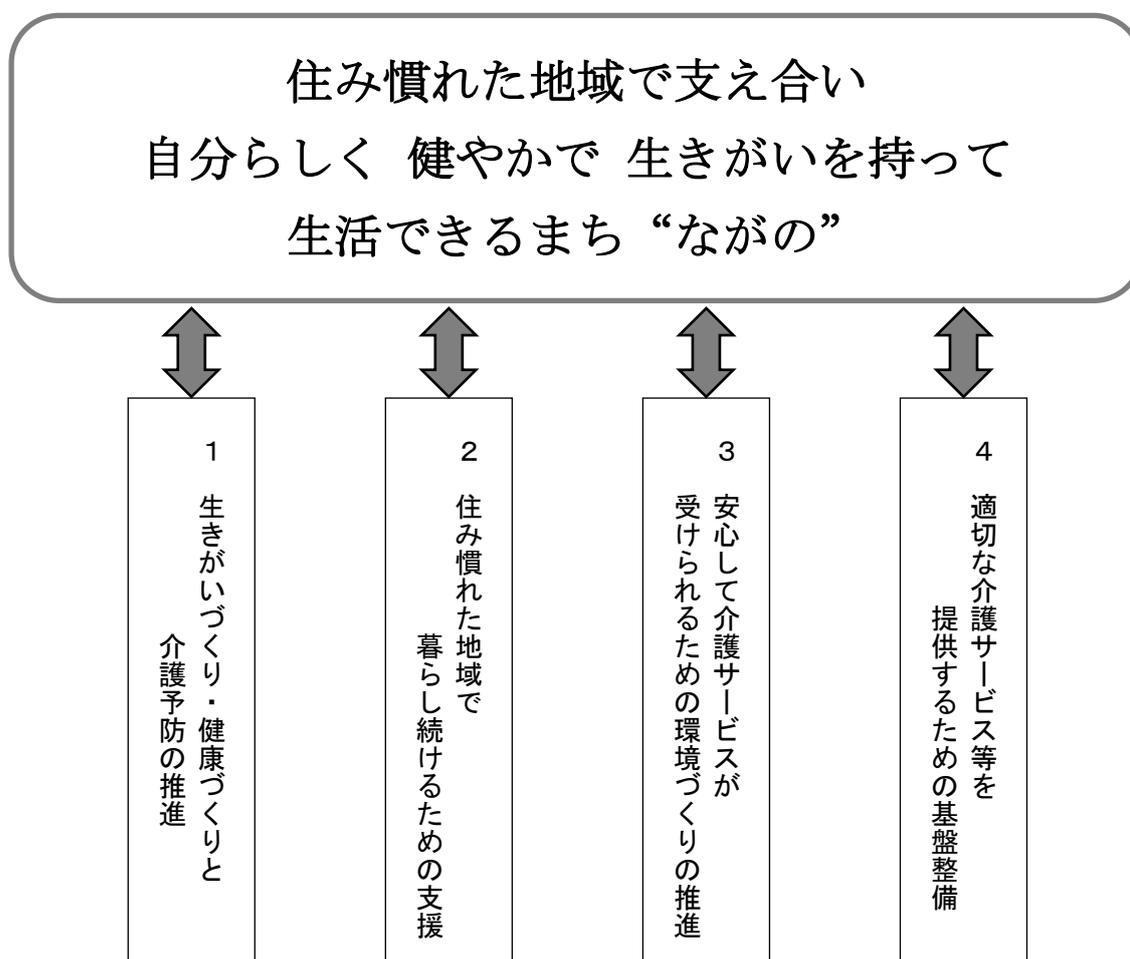
1 基本理念

本市では、最上位計画となる「第五次長野市総合計画」の保健福祉分野の政策の柱として、「人にやさしく 人がいきいき暮らすまち“ながの”」を掲げ、高齢者関連の政策では、「生きがいのある豊かな高齢社会の形成」を目指し、高齢者の社会参加と生きがいづくりの促進、高齢者福祉サービスの充実を図っています。

また、関連計画となる「第三次長野市健康増進・食育推進計画（ながの健やかプラン21）」では、「すべての市民が支え合い、健やかで心豊かな暮らしを実感できるまちを目指して～健やか未来都市“ながの”～」を目指し、長野県の高齢者プランでは「生涯現役で居場所と出番があり 健康長寿の喜びを実感できる社会づくり」、「誰もが自分らしく安心して 住み慣れた地域で生活できる社会づくり」を目指しています。

前計画では、「自分らしく 住み慣れた地域で安心して生活できる 健康長寿のまち“ながの”を共に築きましょう」を基本理念として、市民の皆さんと行政との二人三脚により生きがいのある豊かな高齢社会を形成し、長野市に暮らしてよかったと心から思える社会の構築を目指してきました。

本計画では、これまでの理念の方向性を継承しつつ、社会情勢の変化や上位計画、関連計画が目指す方向性を踏まえ、「住み慣れた」、「支え合い」、「生きがい」、「健やか」をキーワードとして捉え、基本理念を以下のとおりとします。



2 基本的な政策目標

本計画の基本理念を実現するために、高齢者保健・福祉及び介護保険事業の分野において様々な施策を実施する必要があります。施策を総合的に実施していくため、4つの観点から基本的な政策目標を定めます。

1 ー生きがいつくり・健康づくりと介護予防の推進ー

積極的に社会活動に参加し、
自分らしく生きがいをもって健やかに暮らしていくことができるように

健康保持増進の取組を推進するとともに、住民主体の介護予防の場を充実させ、一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を生かして、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるまち“ながの”を目指します。

2 ー住み慣れた地域で暮らし続けるための支援ー

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように

地域の特性に応じ、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが、一人ひとりの状態に即して適切に提供されるよう、「地域包括ケアシステム」を深化・推進させ、誰もが安心して生活できるまち“ながの”を目指します。

3 ー安心して介護サービスが受けられるための

環境づくりの推進ー

必要な介護サービスを安心して適切に受けることができるように

必要に応じて適切な介護サービスが提供されるよう、体制の確保や充実に努め、安心して質の高いサービスを受けることができるまち“ながの”を目指します。

4 ー適切な介護サービス等を提供するための基盤整備ー

安心して総合的な介護サービスが利用できるように

在宅サービスの充実と並行して施設・居住系サービスの基盤整備も進めます。また、介護保険給付対象外の高齢者福祉施設等の基盤の整備を進め、多様な住まいのニーズに応えられる環境づくりに努め、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるまち“ながの”を目指します。

第4章 計画の推進体制

高齢化の進展と多様化する高齢者福祉・介護保険サービス需要に対応するためには、計画の推進体制を整え、各種の施策を実施していくことが必要です。

様々な場面における連携を強化あるいは充実させ、計画を円滑かつ柔軟に実施していきます。

■保健・医療・福祉の連携強化

本計画は、保健・医療・福祉の密接な連携関係の上に成り立つものです。高齢者の多様なニーズに対応するため、行政にとどまらず各種機関等との連携の強化に努めます。

■地域における連携支援体制の充実

本計画を円滑に実施するため、地域包括支援センターを中核に、保健センター、在宅介護支援センター及び居宅介護支援事業所等による相談・支援体制の充実を図ります。

地域において高齢者が安心して生活を送るのに必要なサービスが、家族をはじめ地域住民、様々なサービス事業者及び地域福祉を支える関係団体（長野市社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体等）の連携・支援の下に提供される体制を充実し、地域共生社会の実現に努めます。

■サービスの質の確保と向上

サービスを利用する高齢者の尊厳を保持するため、介護保険サービスをはじめとする様々なサービスの提供はもとより、その質の確保と向上を図り、充実したサービスが提供されるよう努めます。

また、今後ますます拡大する介護需要に対応し、安定的にサービスを提供できる体制を維持するため、県及び関係機関と連携し、介護人材の確保に努めます。

■民間活力、多様なサービス提供主体の参入促進

地域包括ケアシステムを更に推進するためには、多様な主体によるきめ細かなサービス提供が欠かせません。高齢者が安心してサービスを利用できるよう、多様なサービス事業者が保健福祉事業及び介護保険事業に参入できる環境整備を推進するとともに、NPO法人やボランティア団体等によるサービス提供がなされる体制づくりを推進します。

■情報提供体制の充実と情報の公表と公開

高齢者に関する保健福祉・介護保険サービスについての周知を図るとともに、市民が知りたいときに必要な情報を入手できるように、情報提供体制の充実を図ります。また、介護保険サービス事業者や福祉サービス事業者のサービス内容等については、利用者保護やサービスの適正化を図るため、広く市民への情報の公表と公開を促進します。

第2部 各論

- 第1章 生きがいつくり・健康づくりと介護予防の推進
- 第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援
- 第3章 安心して介護サービスが受けられるための
環境づくりの推進
- 第4章 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備

施策体系

<p>住み慣れた地域で支え合い 自分らしく 健やかで 生きがいを持って生活できるまち “ながの”</p>	<p>1 生きがいづくり・健康づくりと介護予防の推進</p>	<p>1-1 社会参加と生きがいづくりの推進 1-1-1 生きがいづくりの充実 1-1-2 高齢者への就労支援</p> <p>1-2 健康づくりの推進 1-2-1 健康状況の把握 1-2-2 健康づくりの推進</p> <p>1-3 介護予防の充実 1-3-1 介護予防の充実と自主的な介護予防 1-3-2 総合事業による介護予防サービスの推進</p>
	<p>2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援</p>	<p>2-1 福祉サービスの充実 2-1-1 ひとり暮らし・高齢者世帯への支援 2-1-2 介護者への支援</p> <p>2-2 高齢者を地域全体で支えるための体制整備 2-2-1 住民主体の生活支援体制整備 2-2-2 多職種連携によるケア体制の構築</p> <p>2-3 住みよいまちづくりの推進 2-3-1 バリアフリー化の推進 2-3-2 安全・安心のゆとりある住生活の確保 2-3-3 生活環境の安全対策の推進</p> <p>2-4 認知症になっても自分らしく暮らせる支援 2-4-1 認知症相談支援体制の充実 2-4-2 認知症高齢者（家族）への支援体制の推進</p> <p>2-5 高齢者の権利擁護の推進 2-5-1 権利擁護支援体制の充実</p> <p>2-6 相談・支援体制の充実・強化 2-6-1 相談及び支援基盤の強化 2-6-2 相談支援の充実</p>
	<p>3 安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進</p>	<p>3-1 安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進 3-1-1 介護人材の確保と育成 3-1-2 サービスの円滑な提供 3-1-3 介護サービス等の質の向上と適正化の推進 3-1-4 市民・利用者からの意見への対応</p>
	<p>4 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備</p>	<p>4-1 介護保険サービス基盤の整備 4-1-1 在宅サービス基盤 4-1-2 地域密着型サービス基盤 4-1-3 施設サービス基盤</p> <p>4-2 介護保険サービス基盤以外の整備 4-2-1 介護保険以外の高齢者福祉施設等の整備</p> <p>4-3 高齢者福祉施設等の整備目標 4-3-1 高齢者福祉施設等の整備目標</p>

第1章 生きがいつくり・健康づくりと介護予防の推進

第1節 社会参加と生きがいつくりの推進

高齢者が、生涯学習などを通して自らの生きがいつくりに取り組み、一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を生かして活躍できる環境づくりを推進します。

◆統計指標（統計による指数）

指標名	指標の内容	平成28年度値	平成32年度目標値
社会参加している60歳以上の市民の割合	「就労（仕事に就き、その対価を得ている）」「ボランティア」「興味関心のある活動」等、社会と関わる活動をしている60歳以上の市民の割合	79.5%	83.0%

1-1-1 生きがいつくりの充実

111-1 老人クラブの育成【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

老人クラブ活動を通して、教養の向上、健康の増進、地域社会への積極的な参加や世代間交流を促進し、老後の生活を健やかで豊かなものにするため、各単位老人クラブ及び長野市老人クラブ連合会に補助金を交付してその活動促進を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
老人クラブ数	クラブ	286	279	266	268	259	
会員数	人	20,167	19,679	18,877	18,421	17,778	

■現状と課題

- 地域を基盤として生きがいや健康づくりを推進する自主的な組織として、高齢者相互の生活支援の観点からその役割が期待されていますが、新規加入者の減少や役員の高齢化により、老人クラブ数や会員数は減少傾向となっています。
- 高齢者の外出機会の拡大や高齢者世帯の見守りの推進、経験や技術の継承・人材育成につながることから、地域住民への活動の周知や若手の高齢者に関心を持っていただけるような企画、PR活動などによる老人クラブの活性化の方法が課題となっています。

■今後の方針・目標

- 単位老人クラブの活性化により会員の健康増進や地域福祉の充実につながるよう、今後も補助事業を継続し、魅力あるクラブづくりが進むよう支援します。
- 単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の役割や機能の充実を図るとともに、地域や老人クラブ連合会と連携を深め、老人クラブへの加入促進を目指します。

111-2 おでかけパスポート事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

高齢者の健康づくり・生きがいの推進と積極的な社会参加を促すとともに、公共交通機関のバスの利用促進を図るため、市内に住所を有する高齢者に対して「おでかけパスポート」を発行し、市内一般路線バスを安価で乗車できるようにするものです。

[対象者] 70歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
パスポート延べ交付者数 (年度末交付者数)	人	40,008	44,709	47,642	49,270	50,695	
利用状況 (1日あたりの平均利用回数)	回	3,583	2,896	2,928	2,868	2,591	

■現状と課題

○おでかけパスポートの所有者及び利用者のニーズを把握した上で、利用者増加を図るための取組が必要です。

■今後の方針・目標

○今後も安定した事業を運営するため、3者（利用者、バス事業者、市）の運賃負担の在り方を見直すとともに、高齢者に対して効果的な社会参加支援となるようパスポートの利用者数の増加及び利用率の向上を図ります。

111-3 敬老事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

長寿を祝福し、高齢者に対する敬愛の精神と、高齢者福祉について理解と関心を高めるとともに高齢者自らの生活意欲の向上を図るため、「老人の日」に祝状等を贈呈します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
77歳 写真撮影	人	1,646	1,627	1,797	1,525	1,679	
88歳 祝状・記念品	人	2,014	2,106	2,273	2,247	2,397	
99歳 祝状	人	132	廃止	—	—	—	
100歳 祝状	人	113	92	124	109	145	
記念品	人					廃止	
写真撮影	人	59	44	50	53	57	
市内最高齢 祝状	人	1	1	1	1	1	

■現状と課題

○高齢者の孤立化が進んでおり、社会全体で高齢者を敬愛し、長寿を祝福すると

- ともに、高齢者の居住確認作業も兼ねて実施しています。
- 平均寿命の延伸や今後の高齢社会の進展を踏まえ、事業内容の見直しが必要です。

■今後の方針・目標

- 高齢者の居住確認作業も兼ねた上で、社会情勢に合わせた見直しを行いながら事業を実施します。

111-4 老人福祉センター（愛称：かがやきひろば）運営事業

【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

高齢者の多様な要望に応えるため、生きがいつくりや健康づくりを目的とした各種講座を実施するとともに、地域における福祉活動の場として提供し、高齢者福祉の向上を図ります。

[対象者] 60歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
生きがいつくり講座	回	2,099	2,092	1,991	1,935	1,965	
	人	36,945	37,983	33,989	34,264	34,956	
グループ活動	回	6,252	6,321	5,441	6,337	6,504	
	人	82,905	80,226	72,038	74,605	73,745	
地域福祉活動	回	2,989	2,658	3,136	2,695	2,369	
	人	40,977	40,051	36,682	33,135	26,652	
その他	回	1,008	1,566	1,748	1,807	3,678	
	人	11,735	11,006	11,084	13,796	30,554	

■現状と課題

- 高齢者人口の増加に伴い、利用対象者も増加しており、利用者のニーズに応じた多様な講座の充実を図る必要があります。
- 地域福祉活動の拠点施設としての役割を果たす必要があります。
- 公共施設マネジメント指針や公共施設等総合管理計画を踏まえ、公民館等との連携について検討を行う必要があります。

■今後の方針・目標

- 利用者の安全確保のため、該当する施設の適切な維持改修を進めるとともに、公共施設マネジメント指針に沿った施設の統廃合を含めた見直しを検討します。
- 高齢者の生きがいつくりや地域活動のきっかけづくりのための講座を開催するとともに、健康づくり、介護予防や認知症予防などを主眼とした講座の充実を図ります。また、利用状況に応じた効率的な施設の運営を行うため、公民館との連携について検討します。

111-5 ふれあい交流ひろば（愛称：かがやきひろば）運営事業

【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

中山間地等において老人福祉センターを補完する施設として、保健福祉施設等の一部を「ふれあい交流ひろば」として整備を行い、世代間交流、教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場として提供し、高齢者福祉の向上を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
講座開催回数	回	217	252	208	226	238	
延べ参加者数	人	2,144	2,897	2,729	3,937	4,335	
利用者数	人	12,208	12,375	13,894	13,678	15,070	

■現状と課題

- 老人福祉センターと同様に、利用者のニーズに応じて多様な講座の充実を図る必要があります。
- 地域住民との協働による運営を進めていく必要があります。

■今後の方針・目標

- 利用者のニーズを調査し、講座内容の充実を図ります。
- 地域活動の拠点として、地域住民との協働による運営を、引き続き進めます。

111-6 シニアアクティブルーム運営事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

中心市街地での老人福祉センターの機能をもつ高齢者の活動を支援する施設として、講座の開催、自主グループ活動の支援などを行い、高齢者福祉の向上を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
年間利用者数	人	6,247	8,824	10,455	10,247	11,182	
講座数	講座	32	38	33	38	42	
延べ開催回数	回	225	228	250	208	202	
延べ参加人数	人	5,467	7,006	8,063	7,786	8,010	

■現状と課題

- 利用者のニーズに応じた多様な講座及び自主グループ・世代間交流活動の充実、促進を図る必要があります。

■今後の方針・目標

- 中心市街地の立地を生かして、広範な地域の高齢者の交流の場となるように、講座及び自主グループ・世代間交流活動を実施します。

111-7 老人憩の家（愛称：いこいの家）運営事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を提供し、心身の健康の保持増進を図ります。

[対象者] 60 歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
1 日平均利用者数	人	65.8	65.9	68.3	65.6	64.6	
延べ利用者数	人	196,638	196,797	202,235	196,429	193,810	
障害者及び介助者数	人	43,362	46,616	50,842	47,359	48,560	

■現状と課題

- 一部の憩の家は、施設や設備の老朽化や耐震補強が必要となっており、早急な対応が課題となっています。
- 利用者の多くが入浴を目的にしており、民間入浴施設の整備が進む中、利用者が減少傾向にあることから、施設機能の再編・統合等を検討する必要があります。

■今後の方針・目標

- 利用者の安全確保のため、該当する施設の適切な維持改修を進めるとともに、公共施設マネジメント指針に沿った施設の統廃合を含めた見直しを検討します。
- 平成 29 年度の利用料金変更後の利用状況を検証し、改めて利用者負担の見直しを検討します。

111-8 ながのシニアライフアカデミー（愛称：NaSLA）運営事業

【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

高齢者が、他の世代とともに社会において積極的な役割を果たしていくことが期待されていることから、自らの健康づくりを進めるとともに、地域における指導的役割を果たす人材（地域リーダー）を 2 年制の講座を通して育成します。

[対象者] 60 歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
受講者（1、2年生合計）	人	89	89	82	78	78	
うち男性	人	34	31	24	15	20	
うち女性	人	55	58	58	63	58	
平均年齢	歳	68.6	68.6	68.4	69.4	69.9	
修了者（2年修了）	人	44	44	42	38	38	
うち男性	人	18	15	15	10	5	
うち女性	人	26	29	27	28	33	
平均年齢	歳	65.9	68.6	68.6	70.0	69.4	

■現状と課題

○受講者が、自らの知識や技能を向上するにとどまらず、地域で役立てたいという意識を生かすよう、活動の場や情報の提供などの支援が求められています。

■今後の方針・目標

○信州大学、長野県立大学との新たな連携を協議するとともに、先進的な高齢者向けのより高度で専門的な人材育成講座の提供に努めます。

○受講生・修了生に対してのサポート体制を整え、地域での自立・自助、ボランティア活動などの社会参画が図られるよう支援します。

111-9 健康麻将（まーじゃん）講座事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

「金をかけない」「酒を飲まない」「タバコを吸わない」。これら三つの約束を守って、健康的な環境で楽しむ健康麻将は、介護予防の面において効果があると言われています。日本健康麻将協会、信州大学と協働で初心者講座を開催するとともに、開催場所等の幅を広げ、生きがいくくりと介護予防の促進を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
開催回数	回	2	2	2	3	2	
受講者	人	33	38	26	48	40	
うち男性	人	11	13	6	9	10	
うち女性	人	22	25	20	39	30	
修了者	人	24	28	22	38	36	
うち男性	人	6	9	6	7	8	
うち女性	人	18	19	16	31	28	

■現状と課題

○活動の場所の幅を広げるなど受講しやすい環境づくりが求められています。

■今後の方針・目標

- 生きがいづくりと介護予防の促進を図るため、継続して事業を実施します。
- 事業の効果的な周知方法について研究するとともに、引き続き「きっかけづくり」の場として開催場所等の幅を広げ、広く受講できるように努めます。

111-10 温湯温泉湯～ぱれあ 高齢者福祉ゾーン運営事業【観光振興課】

■施策の目的・内容

温湯温泉湯～ぱれあ内に、地域福祉の拠点となる老人福祉センターの機能を持つスペース「高齢者福祉ゾーン」を併設し、温泉を利用した心身の「健康維持・増進」及び教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場を提供し、高齢者福祉の向上を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
入浴利用者数	人	144,510	148,530	152,258	151,351	145,676	
健康ゾーン利用者数	回	828	836	886	992	987	
	人	9,900	10,594	11,078	11,601	11,921	
高齢者福祉プログラム	回	249	257	259	244	236	
	人	4,304	4,160	3,836	3,930	3,698	
グループ活動など貸館利用	回	560	531	584	578	597	
	人	7,650	7,570	7,861	7,714	7,694	

■現状と課題

- 高齢者講座については、定員を上回る応募があるものの、利用者の固定化が見受けられます。高齢者人口の増加に伴い、利用者ニーズも多様化してきているため、利用者のニーズに応じた講座の充実を図る必要があります。

■今後の方針・目標

- 利用者のニーズに応じた講座等の充実を図るとともに、施設の特性を生かした健康づくり、介護予防や世代間交流等の事業を推進します。

111-11 高齢者学級開設事業【家庭・地域学びの課】

■施策の目的・内容

市立公民館において、共に活動する仲間との交流を図り、家庭や地域で自身の存在感を高め日常生活を豊かにする意欲を育むことを目的とした講座等を開催します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実施公民館数	か所	22	22	24	19	19	
学級数	学級	172	160	263	171	188	
延べ受講者数	人	11,443	10,997	12,507	10,446	9,459	

■現状と課題

- 学んだ成果を高齢者自らの生きがいに反映させるとともに、地域社会に還元させる仕組みづくりが必要です。

■今後の方針・目標

- 高齢者の学習要求に応えられる講座等を開設し、積極的な参加を促進します。

111-12 公民館における世代間交流事業【家庭・地域学びの課】

■施策の目的・内容

各市立公民館で、スポーツ・レクリエーション活動や史跡めぐりなど地域の特性や高齢者の豊かな経験・技術を生かしたふれあい活動を行い、各世代と高齢者との交流を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実施公民館数	か所	18	19	20	13	14	
実施講座数	講座	59	53	68	50	44	
延べ参加者数	人	3,157	3,079	2,941	1,867	2,786	

■現状と課題

- 世代を超えて楽しめる種目の選定や、運営の工夫を行っていますが、子どもの参加を更に増やすためには、学校や他の社会教育団体との調整が必要です。

■今後の方針・目標

- 本事業は、高齢者の生きがいがづくり及び地域コミュニティ意識の醸成につながる事業であり、今後も引き続き実施します。
- より多くの世代間交流の機会を確保するため、地域公民館等における事業を引き続き支援します。

111-13 保育所における世代間交流事業【保育・幼稚園課】

■施策の目的・内容

地域に開かれた保育所として、園児が高齢者福祉施設へ訪問したり、保育所に高齢者福祉施設や地域の高齢者を招待するなど、世代間のふれあい活動を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
公立実施保育所数	園	24	26	25	24	23	
私立実施保育所数	園	19	20	22	23	23	

(*運営委託、指定管理者運営保育所は、公立に含む)

■現状と課題

○地域の高齢者と園児とのより活発なふれあい・交流が必要です。また、未実施園について検討していく必要があります。

■今後の方針・目標

○今後も地域に開かれた保育所として、園児が高齢者福祉施設・介護保険施設への訪問や、保育所に高齢者福祉施設や地域の高齢者を招待するなど、各地域の特性を生かした世代間のふれあい活動を実施します。未実施園へは、世代間交流の実施を促します。

1-1-2 高齢者への就労支援

112-1 高齢者授産施設就労奨励金支給事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

授産施設に就労する高齢者に交通費の一部を支給し、就労の促進を図ります。

【対象者】 授産施設に就労する 60 歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
対象者	人	94	93	96	95	44	

■現状と課題

○他の支給制度との整合性及び支給基準の適正化を図るため、平成 29 年 1 月から支給基準の見直しを行いました。
○授産施設に就労する高齢者に対する、効果的・効率的な助成の在り方を含め事業の見直しを図る必要があります。

■今後の方針・目標

○授産施設での高齢者を対象とした交通費助成の必要性を含め、事業の見直しについて検討します。

112-2 シルバー人材センター【商工労働課】

■施策の目的・内容

公益社団法人長野シルバー人材センターの運営を補助することで、高齢者が長年培った知識・経験・能力を有効に生かして働くことにより高齢者の「生きがいの充実」「健康増進」「地域社会への貢献」を目指します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
会員数	人	2,248	2,146	2,154	2,071	2,030	
うち男性	人	1,579	1,535	1,556	1,487	1,471	
うち女性	人	669	611	598	584	559	

■現状と課題

○人口減少に伴う労働力不足が懸念され、高齢者の就労への期待が高まっている中、企業の雇用延長、定年引上げなどの理由により会員数が減少傾向にありますが、経済的な理由で就業を希望する人は増えています。

■今後の方針・目標

○シルバー人材センターの普及啓発活動の充実、会員の増強、就業機会の拡大(特に派遣事業など)、安全・適正就業の徹底、自主自立組織の推進を支援します。

第2節 健康づくりの推進

加齢に伴う心身の機能変化により、健康状態や生活機能等の個人差が現れる高齢期では、安心して自立した日常生活を送ることができるよう、虚弱や生活習慣病の重症化を防ぎ、心身の特性に応じた保健事業を通じて、健康の保持増進の取組を支援します。

◆統計指標（統計による指数）

指標名	指標の内容	平成28年度値	平成32年度目標値
健康寿命（年）	介護保険の要介護認定者数等を用いて算定した、日常生活動作が自立している期間の平均	男 80.86 女 84.65	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
人間ドック受診率	後期高齢者医療制度加入被保険者が人間ドック・脳ドックを受診した人の割合	4.5%	5.8%

1-2-1 健康状況の把握

121-1 国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業【国民健康保険課】

■施策の目的・内容

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させるために特定健診・特定保健指導を行い、生活習慣病の発症や重症化の予防を図ります。

[対象者] 40歳以上の国民健康保険被保険者

■これまでの実施状況

(法定報告数字)	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健診受診者数	人	27,993	28,118	28,398	28,368	27,077	
特定健診受診率	%	46.5	46.4	47.0	47.9	47.3	
特定保健指導利用者数	人	350	686	639	584	528	
特定保健指導利用率	%	12.2	25.0	23.3	22.0	20.4	

※特定健診受診者数には、40歳以上の人間ドック等助成による受診者を含みます。

■現状と課題

○特定健診、特定保健指導の重要性について積極的な啓発活動を行い受診率の向上を図り、生活習慣病の発症、重症化を予防する必要があります。

■今後の方針・目標

- 特定健診・特定保健指導により生活習慣病の発症、重症化を予防できることを周知し、受診率の向上を図るとともに、保健指導の実施方法・期間等を見直し、保健指導実施率の向上を図ります。
- 特定保健指導を通じ、糖尿病性腎症等による人工透析への移行を防ぐため、糖尿病が重症化するリスクが高い未受診者に対して、保健指導を行います。

121-2 国民健康保険人間ドック等助成事業【国民健康保険課】

■施策の目的・内容

長野市国民健康保険特定健診の一環として、人間ドック及び脳ドックの受診者に対し費用の一部を補助し、健康の保持及び増進を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
助成による受診者数	人	6,323	6,567	6,856	7,143	7,307	
助成による受診者率	%	8.9	9.3	9.7	10.2	10.8	

■現状と課題

○ドック受診者は年々増加していますが、更に生活習慣病予防と疾病の早期発見のため、健康診断と保健指導の重要性について啓発活動を行う必要があります。

■今後の方針・目標

○広報紙やホームページを積極的に活用し、ドック受診、保健指導により生活習慣病の発症、重症化を予防できることを周知し、受診率の向上を図ります。

121-3 後期高齢者健診【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

後期高齢者医療制度加入の市民を対象に、生活習慣病予防と健康の保持及び増進を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
健康診査受診者数	人	23,614	24,175	24,689	25,854	25,161	

■現状と課題

○受診率を高めるため、健診の重要性について積極的な啓発活動を行う必要があります。

■今後の方針・目標

○健康診査により生活習慣病の発症、重症化を予防できることを周知し、受診率の向上を図ります。

121-4 後期高齢者医療制度人間ドック・脳ドック助成事業

【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

後期高齢者医療制度加入の市民を対象に、自らの健康状態を把握し、生活習慣病の早期発見、早期治療を目指します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
助成による受診者数	人	1,787	1,930	2,065	2,195	2,527	

■現状と課題

○後期高齢者健診同様、人間ドック・脳ドックの重要性について啓発活動を行う必要があります。

■今後の方針・目標

○人間ドック・脳ドックの受診により生活習慣病の発症、重症化を予防できることを周知し、受診率の向上を図ります。

121-5 がん検診【健康課】

■施策の目的・内容

医療機関での個別検診及び検診車等による集団検診や休日検診等を実施し、がんの早期発見、早期治療につなげ、がんによる死亡率の減少を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
胃がん検診 35歳～	人	5,085	5,210	4,886	4,631	4,144	
子宮頸がん検診 20歳～	人	12,968	12,043	13,394	12,379	11,995	
乳がん検診 30歳～	人	10,177	9,914	10,988	11,569	11,313	
肺がん検診 40歳～	人	17,282	16,399	15,843	14,508	13,390	
大腸がん検診 40歳～	人	27,501	27,295	27,506	28,636	24,140	
前立腺がん検診 50歳～74歳	人	683	734	729	681	632	

■現状と課題

○がん対策は国をあげて推進していますが、依然としてがんは、わが国の死亡原因の第1位となっており、がん検診の受診率の向上を図る必要があります。

■今後の方針・目標

○がんの病態に関する知識の普及啓発を行うとともに、がん検診の周知及び実施方法等を見直し、受診率の向上を図ります。

121-6 骨粗しょう症検診【健康課】

■施策の目的・内容

骨粗しょう症は、骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が懸念されることから、骨量の減少が見られる人を早期に発見するため、節目年齢の市民（女性）を対象に医療機関で検診（骨量測定）を実施し、骨粗しょう症の予防を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
受診者数	人	919	923	908	793	821	

■現状と課題

○骨粗しょう症は、高齢者の生活の質に影響を及ぼす疾患であり、より多くの市民、特に中高年齢者の受診率の向上を図る必要があります。

■今後の方針・目標

○骨粗しょう症の病態に関する知識の普及啓発を行うとともに、検診の周知及び実施方法等の見直しを行い、受診率の向上を図ります。

121-7 歯周疾患検診【健康課】

■施策の目的・内容

歯周病は、歯牙喪失の原因となるとともに、糖尿病や心臓疾患等の全身の病気との因果関係があることから、歯周病の早期発見、早期治療及び疾患予防等を目的に、節目年齢の市民を対象に、歯周疾患検診を医療機関で実施します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
受診者数	人	1,747	1,685	1,677	1,651	1,556	

■現状と課題

○80歳になっても20本の歯を保つことを目標（「8020運動」）に実施しており、歯周疾患検診の受診率の向上を図る必要があります。

■今後の方針・目標

○歯周病の病態に関する知識の普及啓発を行うとともに、検診の周知及び実施方法等を見直し、受診率の向上を図ります。

121-8 訪問保健指導事業【健康課】

■施策の目的・内容

家庭訪問により、個々の生活習慣や生活環境に応じた保健指導・保健相談を実

施し、生活習慣病の予防及び心身の機能低下の防止を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問保健指導延件数	人	568	474	746	1,274	1,496	
訪問栄養指導延件数	人	17	58	146	176	194	

■現状と課題

○平成 27 年度から、糖尿病の重症化予防を重点に訪問指導を強化したことで、保健師・管理栄養士等による訪問件数が増加しています。

■今後の方針・目標

○糖尿病性腎症等による人工透析への移行を防ぐため、糖尿病が重症化するリスクが高い未受診者や治療中断者に対して、医療機関と連携して保健指導等を行い、適切な医療へつなげます。

1-2-2 健康づくりの推進

122-1 健康情報等の発信【健康課】

■施策の目的・内容

「健康カレンダー」・「各種検診のご案内」を広報ながのと併せて配布、「保健センターだより」の地区の回覧及び講演会等の開催、街頭キャンペーンの展開等により、健康情報を発信します。

暑さによる健康被害の増加が予測される5月から9月には、熱中症予防について、庁内関係課や関係機関・団体等へ広く普及啓発をします。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
健康カレンダー配布数	部	164,000	164,000	164,000	168,000	168,000	168,000
熱中症予防啓発（リーフレット）	部	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200

■現状と課題

○必要な情報量を限られた紙面スペースの中で掲載する必要があります。
○熱中症による健康被害の発生があることから、日頃からできる熱中症予防について今後も引き続き情報発信が必要です。

■今後の方針・目標

○広報や地区の回覧や個別案内等、あらゆる機会を活用し、市民の健康づくりに必要な情報をより分かりやすく提供します。
○熱中症の発症は、個人の健康状態や生活などの特性に影響されるため、不特定

多数を対象にした情報発信だけでなく、個別のかかわりが重要です。特に高齢者世帯には、地区住民組織等による啓発チラシの配付とともに、予防のための声かけをするなど個人の取組につながるよう啓発します。

122-2 総合健康相談【健康課】

■施策の目的・内容

生活習慣病の予防と健康増進を図るため、健康診査等の結果から病態別の相談会を実施するとともに、個別の相談に応じ、必要な保健指導及び動機付けを図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
健康サポート相談件数	人(延)	316	142	87	234	190	
健康・食生活相談件数	人(延)	506	544	375	347	380	

■現状と課題

○健康サポート相談は、国民健康保険特定健診の結果から保健指導が必要な対象者へ案内をし、生活習慣改善のための動機付けをしているため、参加者数は年度により変動があります。参加者が自分の健診結果を経年的に見て行動変容していけるよう、継続的に支援する必要があります。

■今後の方針・目標

○健診受診結果から、自分のからだの変化に気づき、生活習慣の見直しや健康づくりのための取組ができるよう、相談事業を広く周知します。

122-3 集団健康教育（講演会・運動指導・健康教室）【健康課】

■施策の目的・内容

40歳以上の者及びその家族等を対象に、生活習慣病予防や健康づくりに関して、正しい知識の普及と健康習慣の実践を促すため、集団健康教育を実施します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
生活習慣病関係講演会回数	回	14	15	10	9	6	
生活習慣病関係講演会参加者数	人	739	647	385	404	277	
運動講習会回数	回	151	151	151	161	176	
運動講習会参加者数	人	1,835	1,756	2,173	2,311	2,873	
生活習慣病予防教室数	教室	26	24	23	10	29	
生活習慣病予防教室回数	回	84	84	60	17	223	
生活習慣病予防教室参加者数	人	1,410	1,116	669	328	3,417	

■現状と課題

- 参加者の行動変容につながるように、対象者に合わせたより具体的な内容の工夫と教室運営の検討が必要です。

■今後の方針・目標

- 生活習慣病予防や健康づくりに関して、地域の現状やニーズに合わせ、市民が参加、実行しやすい知識の普及・啓発を図ります。

122-4 健康づくりに関する地域活動支援【健康課】

■施策の目的・内容

生活習慣病の発症・重症化を防ぐため、専門職が地域の学習会等の場に出向き、分野に沿った健康に関する情報提供を行い、食事や運動などの生活習慣改善の動機付けを図ります。また、個人の健康づくりの実践が継続できるよう、健康づくりに取り組む地区組織や団体等の活動を支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域出前講座回数	回	421	527	471	343	350	
地域出前講座参加者数	人(延)	9,561	10,334	8,981	7,271	7,230	
健康づくりボランティア養成講座回数	回	7	7	6	3	3	
健康づくりボランティア養成講座参加者数	人(延)	140	164	90	48	45	
住民自治協議会との協働による健康講座等の実施回数	回(延)	728	831	969	797	820	

■現状と課題

- 健康づくりボランティア養成講座の参加者は年々減少にあり、参加後の実践につながる団体等への新規加入者も減少傾向にあります。個人でも取り組める活動の場や健康づくりボランティアとしての活動の在り方について検討する必要があります。

■今後の方針・目標

- 生活習慣病の発症と重症化予防のため、健康づくりに取り組む個人や地域の活動を継続的に支援します。

122-5 歯科健康教育（高齢者歯科講話・歯科健康教室含む）【健康課】

■施策の目的・内容

歯牙を失う最大の原因である歯周病の予防・治療方法等の啓発を行い、生涯にわたって自分の歯を持つ人を増やすことを目的に、歯科講話を実施するとともに、「むせ」や「誤嚥性肺炎」の予防方法等の啓発を行い、健康寿命の延伸や生活の質の向上を図ることを目的に教室を開催します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
高齢期歯科セミナー	回	47	44	42	55	52	
	人	1,314	1,138	1,047	1,239	1,285	
歯科健康教室	回	18	18	18	18	9	
	人	190	215	315	153	69	

■現状と課題

○歯周病や誤嚥性肺炎等の原因・予防方法について、知識の浸透は進んできていますが生活の中で定着するにはまだ不十分であり、効果的な情報提供が必要です。

■今後の方針・目標

- 「8020 運動」を推進し生活の向上を図るため、歯科健康教育の充実に努めます。
- 65歳以上の者については、口腔ケアや誤嚥性肺炎予防等の普及を図ります。
- 摂食・嚥下機能の低下を防止する観点から口腔機能の向上を図ります。

122-6 成人歯科相談【健康課】

■施策の目的・内容

口腔の健康の保持・増進を図り生涯自分の歯で食べることを目的に、歯科衛生士が問題や心配ごと等のある人の歯科相談に応じ助言を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
会場数	か所	10	10	10	10	10	
参加者数	人	188	196	206	193	183	

■現状と課題

○他事業と連携するなどして、多くの市民が利用できるように周知することが必要です。

■今後の方針・目標

- 相談利用者の増加に努め、健康な口腔を保持する人の増加に努めます。

122-7 保健センター【健康課】

■施策の目的・内容

保健センターは、市民の健康づくり推進のため、健康診査、健康教育、健康相談、保健指導等の地域保健サービスを総合的に行う拠点施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
市内施設数	施設	12	12	12	12	12	

■現状と課題

- 地域における母子保健、健康増進、予防接種等の保健サービスを提供する重要な拠点施設として、適正に配置される必要があります。
- 市内9つの保健福祉ブロックに各1か所の設置を目標に、整備を進めてきましたが、「第三・第四・第五・芹田」ブロックについては、未整備です。

■今後の方針・目標

- 既存の保健センターについては、施設の長寿命化を図りつつ、再編も含めた適正配置について、検討します。
- 未整備地区の「第三・第四・第五・芹田」ブロックについて、他地区の状況を踏まえながら、整備を進めます。

122-8 保健保養訓練センター【健康課】

■施策の目的・内容

保健保養訓練センターは、市民の健康の保持及び増進を図るとともに、身体に軽度の障害のある人が継続した機能訓練を行うため、松代温泉を利用して設置した施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
延べ利用者数	人	3,920	3,794	3,388	3,162	2,719	

■現状と課題

- 介護保険制度創設後は、施設設置当初の機能回復訓練施設という役割が薄れてきていることから、施設の在り方を見直す必要があります。

■今後の方針・目標

- 公共施設マネジメント指針に基づく公共施設全体の再編、再配置計画との整合を図りながら、隣接する松代荘、松代老人憩の家と一体的に、今後の在り方について検討を進めます。

122-9 はり、マッサージ費助成事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

「老人憩の家」の利用者に対し、はり・マッサージを施術することで、高齢者の健康増進と視覚障害者の福祉の向上を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
開設箇所	施設	10	10	10	10	10	
延べ日数	回/年	1,244	1,158	1,109	1,174	1,160	
延べ利用人員	マッサージ	3,327	2,845	2,940	3,186	3,230	
	はり	1,118	1,194	1,278	1,106	1,169	
	合計	4,445	4,039	4,218	4,292	4,399	

■現状と課題

○利用者は増加傾向にありますが、高齢者の健康増進と視覚障害者の福祉の向上のため、更なる事業周知が必要となっています。

■今後の方針・目標

○憩の家の利用促進と合わせて積極的に事業を周知し、利用者の増加に努めます。

122-10 健康づくり事業【スポーツ課】

■施策の目的・内容

各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催し、中高年齢者の健康保持・増進、体力向上及び仲間づくりを推進しています。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
スポーツ教室	教室数	46	47	48	51	51	
	参加者数	1,319	1,225	1,293	1,321	1,417	

■現状と課題

○多様なニーズに対応するため、内容の検討・見直しを行うとともに、教室終了後もスポーツを継続することができる環境を整える必要があります。

■今後の方針・目標

○関係各課や指定管理者・総合型スポーツクラブと連携を図り、多様なスポーツ教室を開催するとともに、スポーツを継続して行うことができる環境の充実を図ります。

第3節 介護予防の充実

要介護状態となることを予防し、一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう、介護予防日常生活支援総合事業の実施により、自主的な介護予防の取組を推進するとともに、自立に向けて相応しいサービスを選択・利用できるよう、多様な主体による介護予防サービスの提供を推進します。

◆統計指標（統計による指数）

指標名	指標の内容	平成28年度値	平成32年度目標値
要介護状態ではない高齢者の割合	高齢者（65歳以上）のうち、要介護認定（要介護1～5）を受けていない人の割合	86.6%	86.2%

1-3-1 介護予防の充実と自主的な介護予防

131-1 介護予防講演会【介護保険課】

■施策の目的・内容

介護予防の基本的な知識の普及・啓発を図るとともに、高齢者の地域での活動や社会参加を推進するため、講師による講演と地域での活動事例の発表を行う介護予防講演会を開催します。

■これまでの実施状況

	単位	平成28年度	平成29年度
開催数	回	1	1
参加者数	人	260	205

■現状と課題

- 住民自治協議会や介護予防クラブ等に周知を行い開催しています。
- より多くの人に参加できるように、周知方法の工夫が必要です。

■今後の方針・目標

- 多くの市民が参加し、地域での介護予防活動につながるよう、広報ながの等で広く周知します。

131-2 お達者なまちづくり支援事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

住民自治協議会・区等の住民自治組織や地域の活動団体などとの協働により、地域に介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）や生きいき通いの場ができ、身近な高齢者同士が楽しみながら参加できるように、自主的な介護予防活動の継続及び社会参加による介護予防を推進します。

また、活動を行う際に必要な経費に対し、補助金を交付します。

ア はつらつ倶楽部体験講座

- 身近な公民館などで体操やレクリエーションなどを行う介護予防クラブの

立ち上げを専門職が出向き支援します。

イ はつらつ応援隊養成講座

○専門職が地域での介護予防の推進役を養成します。

ウ はつらつ倶楽部活動支援

○専門職が介護予防クラブへの情報提供や活動継続のためのアドバイス等を行います。

エ 生きいき通いの場事業

○地域での社会参加による介護予防を進めるため、初めての人も虚弱な人も生きいきと通える場を設けます。

■これまでの実施状況

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
ア はつらつ倶楽部体験講座 実施会場数 [介護予防クラブ立上げ支援]	6	5	7	9	58	
イ はつらつ応援隊養成講座 実施回数 [介護予防推進役の養成]	2	5	5	7	7	
ウ はつらつ倶楽部活動支援 実施回数 [介護予防クラブ活動の支援]	12	19	17	36	70	
介護予防クラブ育成数	4	2	8	8	53	
介護予防クラブ数（累計）※	9	11	19	27	79	

※H23 年度以前も含む、28 年度 1 グループ活動終了

■現状と課題

ア はつらつ倶楽部体験講座

○地域包括支援センターや住民自治協議会、地域福祉ワーカーと連携し、講座の実施を進めてきたことにより、大幅に増加してきています。

イ はつらつ応援隊養成講座

○住民誰もが介護予防クラブに気軽に参加できるよう、地域での介護予防の推進役の育成が必要ですが、講座の実施回数は少ない状況です。

ウ はつらつ倶楽部活動支援

○実施回数は増えてきていますが、介護予防クラブが効果的に介護予防活動を継続していくためには、支援方法の見直しが必要です。

エ 生きいき通いの場事業

○平成 29 年度から開始した事業であり、各地区に通いの場ができるよう、市民等に対して積極的に周知していく必要があります。

■今後の方針・目標

ア はつらつ倶楽部体験講座

○市内全域にグループ活動が広がるよう、引き続き、地域福祉ワーカー、地域包括支援センターとの連携を強化します。

イ はつらつ応援隊養成講座

○地域で介護予防の推進役が必要であることを周知し、講座の開催回数の増加につなげます。また、より効果的な育成や支援方法を検討します。

ウ はつらつ倶楽部活動支援

- 介護保険サービスを卒業した人や閉じこもりがちの人なども介護予防クラブに参加でき、また、効果的に介護予防活動が続けられるよう、情報交換会や研修会を開催するとともに、「はつらつ倶楽部活動支援」を活用していない介護予防クラブへ訪問するなど、活動の支援方法を工夫します。
- 市の専門職以外の人材活用を図りながら介護予防の活動を支援します。

エ 生きいき通いの場事業

- 事業が普及するよう、住民自治協議会等をはじめ広く市民に対して周知します。

131-3 介護予防あれこれ講座【介護保険課】

■施策の目的・内容

介護予防の基本的な知識の普及・啓発のため、お茶のみサロン、老人クラブ等の高齢者の集いやグループからの依頼により、管理栄養士や歯科衛生士などの専門職が出向き、講話や実技体験の講座を実施します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
回数	回	270	291	278	157	175	
延べ人員	人	6,674	7,079	6,311	3,574	3,797	

■現状と課題

- 講座を通して、高齢者自身の気づきにつながり、介護予防の取組の参考になっていますが、個人で継続することが難しいという意見があります。

■今後の方針・目標

- 定期的な地域の高齢者の集いで、介護予防の取組が短時間でも継続できるように、参加者が活用しやすい資料等の提供を検討します。

131-4 介護予防教室【介護保険課】

■施策の目的・内容

転倒予防や認知症予防・健康づくりなど介護予防の基本的な知識の普及・啓発を図るため、介護予防教室を開催します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
開催総数	回	223	201	227	220	222	
参加者数	人	4,759	4,779	5,532	5,473	5,018	

■現状と課題

- 近年の調査研究結果により、介護予防には心身機能の維持・向上のためのアプローチだけでなく、日常生活での活動性の向上、ボランティア等の社会参加が効果的であることが分かっています。このことから普及・啓発方法の見直しが必要です。

■今後の方針・目標

- 各地域の介護予防に関連する講座の実施状況も踏まえ、開催方法や内容の見直しを行います。

131-5 フレイル予防のための栄養・歯科相談会【介護保険課】

■施策の目的・内容

要介護状態に至る可能性が非常に高いフレイル（要介護状態の予備群）に、高齢者自身が早めに気づき、適切な対処ができるよう、管理栄養士や歯科衛生士による個別の相談会を開催します。一人ひとりの状況に応じてアドバイスを行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 29年度
栄養相談	回	
	人	
歯科相談	回	
	人	

■現状と課題

- 広報ながのへの掲載、支所・かがやきひろばなどでの案内チラシの配布、後期高齢者健診結果送付時の啓発チラシの同封及び介護保険事業所への情報提供などを行っていますが、相談者数は少ない状況です。

■今後の方針・目標

- 平成 29 年度は、市役所本庁と篠ノ井公民館のみで開催のため、高齢者の利便性を考え、他の会場での開催も検討します。
- 早めにフレイルに気づいて対処できるよう、周知方法について更に工夫します。

1-3-2 総合事業による介護予防サービスの推進

132-1 介護予防把握事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

閉じこもりなどの何らかの支援を要する人を早期に把握し、介護予防活動などへつなげます。

■これまでの実施状況

○「民生児童委員等地域住民からの情報提供」、「地域包括支援センターの総合相談支援業務（高齢者実態把握）との連携」により行なっています。

■現状と課題

○更に、効果的かつ効率的な情報収集の方法の検討が必要です。

■今後の方針・目標

- 何らかの支援を必要とする人を早期に把握するためにはこれまでの方法に加え、「広報ながの」で啓発を行うことにより、住民同士による気づきや本人への声かけなどを通じて、地域包括支援センター等の高齢者実態把握につながるようにしていきます。
- サロン事業等への参加が中断した人を早めに把握できるよう、さまざまな関連団体との連携を図ります。

132-2 第1号介護予防支援事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援1・2の認定を受けた人及び65歳以上で基本チェックリストにより事業対象者と判定された人からの依頼を受け、介護予防及び自立支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じた適切なサービスが包括的かつ効率的に提供できるよう、介護予防ケアマネジメントを実施します。

■これまでの実施状況

介護予防ケアマネジメント実施件数	単位	平成 28年度	平成 29年度
要支援者	件	202	2,041
事業対象者	件	22	423

■現状と課題

- 利用者の目標達成に向けた適切なケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センター職員の資質向上を図る必要があります。
- 介護予防ケアマネジメントの目的について、利用者、市民の理解を深める必要があります。

■今後の方針・目標

- 適切な介護予防ケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センター職員に対し、引き続き研修を行うとともに、地域ごとのインフォーマルサービスの

状況及び人材等の資源の把握を行います。

- 介護予防ケアマネジメントは、自立支援に向けた適切なサービスや地域の支え合い活動を利用するための支援であることを利用者に周知し、理解を求めます。

132-3 介護予防訪問介護相当サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援者等が要介護状態になることを予防するため、指定事業所の訪問介護員が利用者宅を訪問し、介護予防ケアプランに基づき、入浴、食事などの生活動作の介助（身体介護）や、掃除、洗濯、食事の準備・後片付けや生活必需品の買い物などの支援（生活援助）を行い、自立に向けた取組を支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 28年度	平成 29年度
事業所数	事業所	76	82

■現状と課題

- サービス提供事業所が少ない地域があることから、地域的な均衡に配慮する必要があります。
- 利用者の能力に応じて自立支援につながる専門的なサービスを提供するためには、指定事業者の訪問介護員の資質向上及び人材確保を図る必要があります。

■今後の方針・目標

- 必要なサービスを利用することができるよう、事業所の確保に努めます。
- 事業所における人材育成や職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業者の資質及び定着率の向上を図ります。

132-4 訪問型基準緩和サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援者等が要介護状態になることを予防するため、指定事業所の訪問介護員が利用者宅を訪問し、介護予防ケアプランに基づき、入浴、食事などの生活動作の介助（身体介護）や、掃除、洗濯、食事の準備・後片付けや生活必需品の買い物などの支援（生活援助）を行い、自立に向けた取組を支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 28年度	平成 29年度
事業所数	事業所	2	6

■現状と課題

- サービス提供事業所が少ない地域があることから、地域的な均衡に配慮する必要があります。
- 利用者の能力に応じて自立支援につながる専門的なサービスを提供するためには、指定事業者の訪問介護員の資質向上及び人材確保を図る必要があります。

■今後の方針・目標

- 必要なサービスを利用することができるよう、事業所の確保に努めます。
- 事業所における人材育成や職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業員の資質及び定着率の向上を図ります。

132-5 訪問型短期集中予防サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援者等が要介護状態になることを予防するため、退院後等も早めに集中して介護予防に取り組めるよう市の専門職（作業療法士・理学療法士・管理栄養士・歯科衛生士・保健師・看護師）が、利用者宅を訪問し、介護予防ケアプランに基づき、体力や生活機能改善のためのアドバイスをを行います。（期間は3～6か月、必要な頻度で訪問）

■これまでの実施状況

実績なし

■現状と課題

- 介護予防給付の訪問看護や訪問リハビリテーションとの役割の違いを踏まえ、実施方法や周知方法などの見直しが必要です。

■今後の方針・目標

- 自立支援のため、介護予防訪問介護相当サービスや介護予防通所介護相当サービスとの併用等による効果的な実施方法を検討します。

132-6 介護予防通所介護相当サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援者等が要介護状態になることを予防するため、指定事業所がデイサービスセンターで、介護予防ケアプランに基づき、入浴や食事などの日常生活上の支援や、生活機能の維持向上のための機能訓練などを行い、自立に向けた取組を支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 28年度	平成 29年度
事業所数	事業所	162	167

■現状と課題

- サービス事業所が少ない地域があることから、地域的な均衡に配慮する必要があります。
- 介護サービスと一体的に実施している事業所では、より自立支援に資する個別サービス計画となるよう、職員の資質向上及び人材の確保が必要です。

■今後の方針・目標

- 必要なサービスを利用することができるよう、事業所の確保に努めます。

- 事業所における人材育成や職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業員の資質及び定着率の向上を図ります

132-7 通所型基準緩和サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援者等が要介護状態になることを予防するため、指定事業所がデイサービスセンターなどで、介護予防プランに基づき、体操やレクリエーション、交流などの機会を提供し、自宅での活動や地域での社会参加につながる自立に向けた取組を支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 28年度	平成 29年度
事業所数	事業所	6	13

■現状と課題

- 提供されるサービスは、自宅等において自立した生活が送れるよう、効果的な内容である必要があります。

■今後の方針・目標

- 指定事業者への研修会を開催し、サービスの質の向上を図ります。
- サービス提供の結果、自宅での活動や地域での社会参加などの成果が見られる事業所の表彰などの仕組みを検討します。

132-8 通所型短期集中予防サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援者等が要介護状態になることを予防するため、保健・医療の専門職により3～6か月の短期間、提供される通所型のサービスです。

■現状と課題

- 実施に当たっては、介護予防給付の通所リハビリテーション（デイケア）との役割の違いや、サービスの必要量について研究が必要です。

■今後の方針・目標

- 他市におけるニーズ量の把握方法や実施状況を確認するとともに、通所リハビリテーションとの比較などを行い、実施の必要性を検討します。

132-9 住民主体介護予防生活援助サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

住民ボランティア団体やNPO法人などが、要支援者等の利用者宅で掃除や洗濯、ごみ出しなどの日常生活支援を行います。社会参加による介護予防及び

地域での支え合い活動を推進するため、事業を行う団体に対して補助金を交付します。

■現状と課題

○公的なサービスにはない、雪かきやごみ出し、買い物支援へのニーズが高いことから、住民の主体的な支え合い活動が必要です。

■今後の方針・目標

○市社会福祉協議会の「地域たすけあい事業」の充実を図るとともに、各地区の「検討会」と連携しながら、自発的な支え合い活動の創出を促進します。

132-10 通所型住民主体サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

住民ボランティア団体やNPO法人などが、地区の身近な場所で、要支援者等を中心とした介護予防のための体操やレクリエーション、参加者同士の交流などの場を定期的で開催します。社会参加による介護予防及び地域での支え合い活動を推進するため、事業を行う団体に対して補助金を交付します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 29年度
補助金交付団体	団体	1

■現状と課題

- 虚弱になっても安心して定期的に参加できる場が少ない状況です。
- 「サロン事業」など既存事業の充実を含めてサービスの創出を検討する必要があります。
- 移動手段の確保が困難な場合の対策が必要です。

■今後の方針・目標

- 「サロン事業」の充実を図るなど、住民が主体となった活動づくりを推進します。
- 移動手段の確保について、移動支援サービスの在り方と併せて検討します。

132-11 移動支援サービス【介護保険課】

■施策の目的・内容

住民ボランティア団体やNPO法人などが、要支援者等を対象に通所型住民主体サービス及び一般介護予防事業への移動支援サービスを行うものです。社会参加による介護予防及び地域での支え合い活動を推進するため、事業を行う団体に対して補助金を交付します。

■現状と課題

○通所型住民主体サービス等への移動について、支援を希望する人が多いことが住民意見交換会等で明らかになっています。

○利用者の運送については、道路運送法関係法令を遵守して行われる必要があります。

■今後の方針・目標

○通所型住民主体サービス及び一般介護予防事業で移動支援サービスが実施できるよう、関係機関や関係部局との調整を進めます。

132-12 専門職派遣アドバイス事業（地域リハビリテーション活動支援事業）

【介護保険課】

■施策の目的・内容

リハビリテーション専門職などが地域包括支援センターと連携しながら、高齢者宅、デイサービスセンター及び地域ケア会議などに出向き、要介護状態等となることの予防・改善を図るために必要な技術的な助言を行います。

「心身機能」のみでなく、「活動」や「参加」の観点も踏まえたアプローチを行います。

■これまでの実施状況

	専門職	単位	平成 28 年度 (28 年 10 月～)	平成 29 年度
訪問 (自宅またはデイサービスセンター)	理学療法士	回	5	
	作業療法士		0	
	管理栄養士		5	
	歯科衛生士		3	
地域ケア会議 (個別)	理学療法士	回		
	作業療法士			
	管理栄養士			
	歯科衛生士			

■現状と課題

○本市の専門職又は外部の専門職（理学療法士）が実施しています。外部の専門職については、在宅高齢者へのアプローチ経験が多い専門職に依頼して実施しています。

○事業の活用が進むよう実施方法や効果を明確にし、地域包括支援センターへ周知する必要があります。

■今後の方針・目標

○事業の案内チラシや好事例をまとめた資料等を作成し、ホームページやフレッシュ情報（介護保険事業所等向け案内）を通して、地域包括支援センターやケアマネジャー、介護事業所職員への周知を図ります。

○県の担当者やリハビリテーション専門職などが所属する関係団体との情報交換を行いながら、専門職の関与を促進します。

第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

第1節 福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築実現を目指し、介護や支援が必要になっても、地域の特性、一人ひとりの状態に即した適切で効果的なサービスを総合的に提供できる体制を整備します。

◆統計指標（統計による指数）

指標名	指標の内容	平成28年度値	平成32年度目標値
緊急通報システム設置数	65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び75歳以上の高齢者のみ世帯の緊急時における通報手段として緊急通報装置本体及び火災報知器、安否確認用センサーの設置数 ひとり暮らし高齢者の不安の軽減および安全の確保を図るもの	1,112件	1,251件

2-1-1 ひとり暮らし・高齢者世帯への支援

211-1 友愛活動への支援【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

ひとり暮らし高齢者に対して、地域のボランティア団体等が行う定期的な訪問活動及びふれあい会食を行う費用を助成し、孤独感の緩和や安否確認を行います。

ア 自宅訪問活動は、定期的にひとり暮らし高齢者を訪問し安否確認を行う団体に対し、対象高齢者1人当たり年間10,000円以内の補助金を交付

イ ふれあい会食は、公民館等において会食を行う団体に対し、ひとり暮らし高齢者1人につき1回550円以内（月3回を限度）の補助金を交付

■これまでの実施状況

		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自宅訪問活動	ボランティア団体数	団体	76	75	74	79	77	
	ボランティア会員数	人	598	595	559	562	504	
	対象者数	人	713	820	823	813	735	
ふれあい会食	ボランティア団体数	団体	139	138	136	134	137	
	ボランティア会員数	人	1,827	1,852	1,903	1,754	1,711	
	対象者数	人	3,606	3,829	3,641	3,591	3,684	
	延べ配食数	食	12,794	12,443	11,684	11,237	11,202	

■現状と課題

○心身の状況により、ふれあい会食会へ参加できない人には、自宅訪問活動等で孤独感の解消などの対応が必要です。

■今後の方針・目標

- ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消、安否確認に有効であり、地域住民によるボランティア活動が地域内の交流を促す効果があることから、地域包括ケアを推進する中で、事業の周知を図りながら、在り方について検討します。

211-2 孤立防止・見守りネットワーク事業【福祉政策課】

■施策の目的・内容

社会から孤立し、亡くなってから相当期間経って発見される孤立死を防ぐため身近な地域で早く気づき、その気づきを受け止め、必要な関係機関・行政へつなぐネットワークづくりを進めます。

■これまでの実施状況

- 「新聞等が郵便受けにたまっている」「同じ洗濯物が干されたまま」などの「異変」の通報基準や、通報先などを示した「高齢者等の見守りのための通報ガイドライン」を定めました。また、訪問活動を行う機会が多いライフライン事業者、定期宅配事業者、新聞販売店などの市内 40 事業者と「長野市高齢者等の見守りの協力に関する協定」を締結しました。事業者には市内の訪問先の異変に気づいた場合、速やかに市への通報を依頼しています。
- 地域で実践されている見守り活動があれば引き続き実施を依頼しています。

■現状と課題

- 住民自治協議会や民生委員児童委員協議会などが中心となって、住民による見守り活動を実施していますが、高齢化の進展やライフスタイルの変化により、単独世帯や高齢者のみの世帯が増加していることから、地域の見守りを更に充実させていく必要があります。

■今後の方針・目標

- 異変に気づく機能を高めるためライフライン等の事業者などとの協力関係を充実し、必要な支援などの対応にスムーズにつながるよう通報窓口の周知、体制の整備を更に進めます。
- 孤立に関する不安、緊急性はないが気になるケース等の相談を受け止める相談体制の強化を図ります。
- 地域の見守り機能を高めるための啓発をするとともに、情報交換できる場を設けることを支援します。

211-3 日常生活用具給付事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

ひとり暮らしの高齢者に対して、日常生活の支援のために必要な物品を給付するものです。介護保険給付（介護用品）の対象とならない品目について、必要に応じて給付し、日常生活の便宜を図ります。

（注）所得制限があります（前年分所得税非課税）。

【給付品】電磁調理器、ガス漏れ警報器

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
電磁調理器	台	28	20	28	14	18	
ガス漏れ警報器	台	5	9	9	7	6	

■現状と課題

○在宅高齢者の日常生活支援及び防災のため品物を給付していますが、申請数が横ばいであり、普及促進を図る必要があります。

■今後の方針・目標

○在宅高齢者の日常生活支援及び防災のため、追加給付品目等の検討を行いながら引き続き事業を実施します。

211-4 緊急通報システム設置事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

ひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報用装置、安否確認センサー及び火災警報器を貸与し、急病や災害等の緊急時に通報することにより、コールセンターから状況確認、協力者による処置の要請を行い、不安の軽減及び安全確保を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
設置数	台	1,102	1,166	1,152	1,124	1,112	

■現状と課題

- 親族以外の方で近隣に居住する協力者の確保が得られるよう広報活動等を充実させ、設置を促進していく必要があります。
- 近隣に協力者がいないため、事業を利用できない高齢者がいます。
- 見守り対象者の範囲を65歳以上の高齢者と重度身体障害者のみの世帯に拡大しましたが、日中又は夜間のみ独居の高齢者についても利用を希望する声があります。

■今後の方針・目標

- 市民に協力者として協力が得られるように、民生委員及びケアマネジャーを通じて事業の周知を積極的に実施し、設置を進めます。
- 協力者がいない場合でも利用できるようなサービス提供体制の整備について検討します。
- サービスの提供を受ける高齢者の範囲について、更に検討します。

211-5 要介護被保険者等住宅整備事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

介護保険の要支援・要介護認定を受けた被保険者の居住環境を改善し、日常生活をできる限り自力で行うことができることを目的として、住宅改修に要する費用を助成します。

介護保険サービスである住宅改修費の支給を優先させ、その給付限度額を超える改修経費を対象とします。

住宅改修に要する経費の9割が補助され、交付額は63万円が上限となっています。

(注) 市町村民税が非課税の世帯であること等の条件があります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
補助件数	件	6	9	4	7	2	
補助総額	千円	2,664	3,997	1,506	2,586	320	

■現状と課題

○要介護被保険者等の自立支援のための住宅整備となるよう、ケアマネジャー及び工事事業者への研修を引き続き実施する必要があります。

■今後の方針・目標

○介護予防及び介護負担軽減につながっていることから、引き続き適正な事業実施を図ります。

211-6 配食サービス事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

調理が困難なひとり暮らしの高齢者等に対して、定期的に食事を提供（配食）するとともに安否確認を行うことにより、孤独感の緩和や栄養面の観点から健康の維持を図り、在宅での生活を支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実施地区	地区	2	2	2	2	2	
実利用者数	人	18	29	20	24	27	
配食総数	食	1,878	2,386	2,401	2,273	2,320	

■現状と課題

○配食協力員による配食を行っていますが、配食協力員の高齢化に伴い、後継者不足が懸念されます。

■今後の方針・目標

○訪問介護（ホームヘルプサービス）や民間事業者の利用など他の方法で対応出来るかなどを含めて事業の在り方について検討します。

211-7 訪問理容・美容サービス事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

寝たきりや認知症の状態のため理容店又は美容院へ出かけることが困難な高齢者に対して、理容師又は美容師が高齢者の自宅を訪問し、理容・美容サービスを行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
年間利用者数 理容	回	825	789	591	552	399	
美容	回	322	281	264	281	219	
総数	回	1,147	1,070	855	833	618	

■現状と課題

○訪問理容・美容サービスは要介護状態にある高齢者の精神的なケアの面で効果がありますが、利用者数が減少しています。主な要因として、デイサービス等の利用時に理容・美容サービスが受けられる機会が増えていることが考えられます。

■今後の方針・目標

○利用者は減少傾向にありますが、現在も利用者は多くおり、利用希望者もいるため、引き続き市民への周知を行い、日常生活支援として継続して事業を実施します。

2-1-2 介護者への支援

212-1 在宅福祉介護料の支給事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

介護が必要な高齢者を在宅で6か月以上介護している介護者に対して、その労をねぎらい在宅における介護を支援することを目的として支給します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第1種（要介護4、5該当）	人	1,024	1,084	1,062	1,006	929	
第2種（要介護3該当）	人	734	779	769	710	671	
支給総数	人	1,758	1,863	1,831	1,716	1,600	

■現状と課題

○介護保険サービスの提供による介護支援が一般化され、介護度に応じたサービス提供が自己選択・自己決定で行えるようになり、在宅介護者の負担軽減が図られてきているため、給付の在り方が課題となっています。

■今後の方針・目標

- 介護保険サービスの質・量の確保が進められ、介護者の負担軽減が図られてきていることから、介護保険制度を踏まえた事業の在り方を検討します。

212-2 在宅介護者リフレッシュ事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

在宅介護者が介護から一時的に離れ、心身のリフレッシュを図ることを目的として、介護者相互の交流や面接相談、介護技術の研修等を行う長野市社会福祉協議会の事業経費を助成します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
参加者数 宿泊	人	131	106	137	110	107	
日帰り	人	34	19	25	27	39	

■現状と課題

- 社会福祉協議会における持続可能な単独事業として実施できるように、事業費補助以外の支援の在り方が課題となっています。

■今後の方針・目標

- 社会福祉協議会における持続可能な単独事業として実施できるように、支援の在り方について検討します。

212-3 はいかい高齢者家族支援サービス助成事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

はいかい行動のある認知症高齢者を在宅又は通いで介護しているご家族が、民間事業者の提供する位置情報検索サービス（GPS機能付端末）を利用する経費の一部を助成することで、はいかい時に早期発見を図り、はいかい高齢者の安全の確保と事故の防止により介護者の心身の負担を軽減します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
認定者数	人	—	16	23	29	28	

■現状と課題

- はいかい行動のある認知症高齢者を在宅で介護している介護者は、常に見守りが必要となり、はいかい時には広範囲の搜索を強いられるなど、心身の負担が大きくなっています。
- はいかい症状のある認知症高齢者が事故にあったり、長期にわたり行方不明になるなどの事象が増加しており、早急な対応が必要です。

■今後の方針・目標

- はいかい高齢者を在宅で介護することは、心身ともに介護者の負担が大きいいため、支援の必要性は高く、高齢者の安全を確保していくためにも、事業の周知を図りながら引き続き実施するとともに、QRコードなどを利用した新たな方法が対応可能かなど多角的に検討します。

212-4 介護者教室【介護保険課】

■施策の目的・内容

高齢者及び在宅で高齢者を介護しているご家族等に対して、適切な介護知識・介護技術やサービスの適切な利用方法を習得してもらうとともに家族の身体的、精神的負担の軽減を目的とした介護者教室を開催します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
開催総数	回	65	55	67	59	48	
参加人数	人	1,305	1,190	1,422	1,373	904	

■現状と課題

- 高齢者の増加に伴い要介護者が増加している中、介護者教室の開催数、参加人数とも減少の傾向にあります。

■今後の方針・目標

- できるだけ多くの介護者が参加できるよう周知するとともに、実施方法を検討します。
- 介護知識、技術の習得だけでなく、介護する家族が活用しやすい教室となるよう工夫し、周知を図ります。

212-5 ごみ処理手数料減免【生活環境課】

■施策の目的・内容

平成 21 年 10 月 1 日から家庭ごみ処理手数料の有料化制度が実施されました。減量の努力が難しい紙おむつや腹膜透析等に伴う在宅医療廃棄物を排出する世帯の経済的負担を軽減するため、市内に住所を有し、介護保険法に規定する要介護又は要支援の認定を受け、紙おむつを常時使用する人等に対し、可燃ごみ指定袋（大・30ℓ）を最大で年間 60 枚（小・20ℓの場合は最大で年間 90 枚）無料で交付します。

（家庭ごみとしてごみ集積所に排出されない入院・施設入所者は、対象外となります。）

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
申請件数	件	345	461	490	483	542	
交付件数	件	2,943	2,761	2,751	2,670	2,679	

■現状と課題

○制度について周知をしていく必要があります。

■今後の方針・目標

○引き続き、ごみ処理手数料減免制度について、市民に周知徹底していくとともに、市民からの要望を基に必要な応じて制度を見直します。

第2節 高齢者を地域全体で支えるための体制整備

高齢者が地域で安心して生活できるよう、福祉・医療関係者等の専門機関の連携体制を強化するとともに、住民や地域の多様な主体、人と社会資源が世代や分野を超えて支え合える体制を推進します。

制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を越えた包括的支援体制の整備を推進します。

◆統計指標（統計による指数）

指標名	指標の内容	平成28年度値	平成32年度目標値
多職種連携によるケア体制を構築するための会議の回数	関係職員が相互に協力し、高齢者が適切な支援が受けられるよう調整するためケア会議を設置している回数	ネットワーク会議 15回 市会議 0回	ネットワーク会議 30回 市会議 2回
地域での支え合いを推進する協議体の数	生活支援体制整備事業の「検討会」の設置数	—	32団体

◆アンケート指標（市民が思う割合）

指標名	指標の内容	平成28年度値	平成32年度目標値
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備状況	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境が整っている割合	49.0%	57.0%

2-2-1 住民主体の生活支援体制整備

221-1 生活支援体制整備事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

各地区において生活支援コーディネーターを配置し、介護予防・生活支援の充実に向けた、活動づくりや担い手づくり、そのネットワーク化などを行い、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進します。

また、各地区に検討会を設置して生活支援コーディネーターの組織的な補完、生活支援体制整備の企画・立案、情報交換等を進めます。

■これまでの実施状況

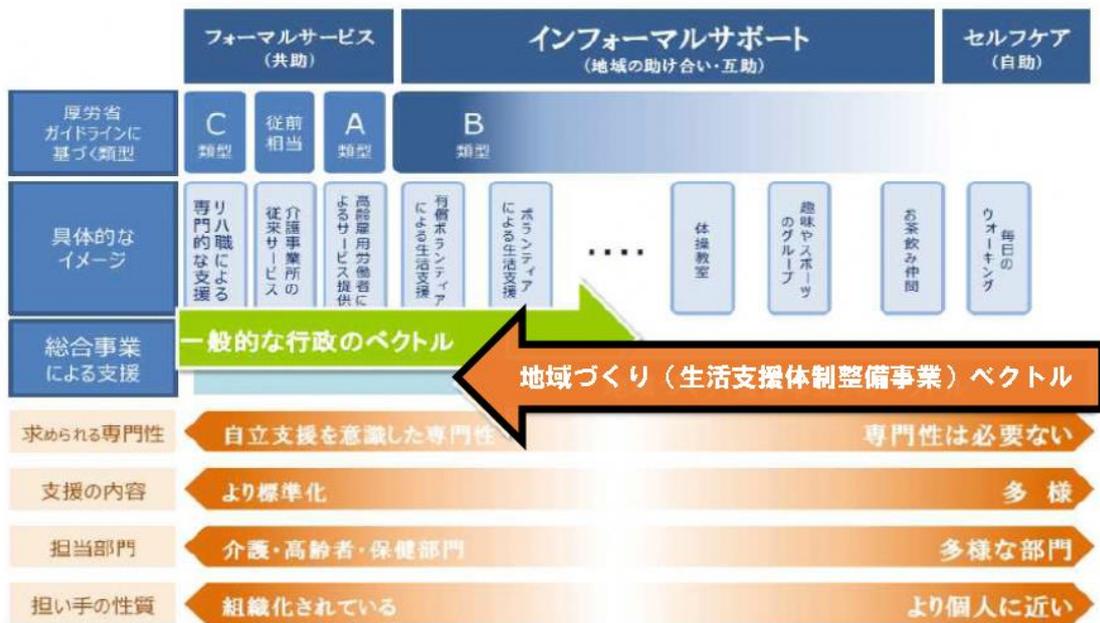
	単位	平成28年度	平成29年度
生活支援コーディネーターの配置	地区	13	31

■現状と課題

○既存の地域福祉ワーカーの業務を充実させることで、生活支援コーディネーターの役割を担います。各地区の住民自治協議会等の理解を得ながら全地区での生活支援コーディネーター配置と介護予防・生活支援サービスの提供主体・関係者等が参画する検討会設置を進めています。

■今後の方針・目標

○検討会の設置に向けた調整を進めます。
○地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進するとともに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等の活用を図るため、生活支援コーディネーター（地域福祉ワーカー）や検討会と連携します。



参考：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（H29. 6. 28）

221-2 地域たすけあい事業への支援【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

長野市社会福祉協議会及び地区住民自治協議会が実施する地域たすけあい事業（家事援助サービス及び福祉移送サービス）に要する経費を助成し、地域における自発的な福祉活動を促進します。

ア 地域たすけあい事業の実施に必要な人件費に対して補助金を交付

イ 地区住民自治協議会等が福祉自動車を購入した場合に補助金を交付

■これまでの実施状況

【補助実施内容】

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉自動車購入補助	台	2	2	3	3	2	
(地区名)	—	若穂東北	中心4七二会	信更・更北松代	若槻・安茂里小田切	浅川鬼無里	
コーディネーター人件費・事務費補助	人分	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	

【活動内容】

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用会員数	人	3,897	3,117	3,018	3,097	2,855	
協力会員数	人	671	613	519	589	500	
実施件数	件	46,420	44,854	45,006	44,578	42,805	

■現状と課題

○協力会員数、実施状況に地域差が生じているため、各地区の実情に応じて有償

- 在宅福祉サービス活動の充実を図る必要があります。
- 介護保険法改正に伴う総合事業の実施に当たり、地域住民が担い手となる本事業を拡充していく必要があります。

■今後の方針・目標

- 地域包括ケアの推進に当たっては、今後地域たすけあい事業への需要が高まることが考えられます。地域での市民参加による福祉サービスを維持するため、これらの事業に対する補助を継続します。

221-3 住民主体介護予防生活援助サービス【介護保険課】

【再掲】 132-9

221-4 通所型住民主体サービス【介護保険課】

【再掲】 132-10

221-5 移動支援サービス【介護保険課】

【再掲】 132-11

2-2-2 多職種連携によるケア体制の構築

222-1 在宅医療・介護連携推進事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるために、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことができるようにするものです。多職種協働により、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

【事業項目】

- ア 地域の医療・介護の資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ 医療・介護関係者の研修

- キ 地域住民への普及啓発
- ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

■現状と課題

- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を協議する会議を平成 27 年度から開催しています。
- 在宅医療・介護連携に関する連携の拠点となる在宅医療・介護連携支援センターを市内 2 か所に開設しました。連携支援センターでは、支援関係者の相談窓口となるほか、地域の医療・介護資源の把握、医療・介護関係者の情報共有の支援及び多職種間の相互の理解が深まるよう支援関係者の研修を行っています。
- 地域住民に対して在宅医療・介護に関する講演会を開催しています。様々な機会を捉えて、パンフレット等を活用して分かりやすく伝えていくことが必要です。

■今後の方針・目標

- 在宅医療・介護関係者間での連携を円滑にするため、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を協議する会議を継続して開催します。
- 研修会や日々の情報交換を通じて連携を深め、在宅の要支援・要介護状態の高齢者の支援を迅速かつ効果的に行います。
- 在宅医療・介護連携の拠点機能を担う在宅医療・介護連携支援センターと高齢者の在宅医療・介護の相談窓口である地域包括支援センターが連携し、在宅医療・介護連携に関する課題解決に取り組みます。

222-2 包括的・継続的ケア体制の構築【介護保険課】

■施策の目的・内容

ケアマネジャーと主治医や地域の関係機関との連携体制を構築します。併せて、ケアマネジャー同士のネットワークを通じて、地域のあらゆる社会資源の情報を共有し、高齢者やその家族が必要なときに必要な援助を切れ目なく受けられるように調整します。

■これまでの実施状況

- ケアマネジャー等と主治医との連携には「長野県医療と介護との連携連絡票」を活用しています。また、平成 28 年度に開設した「長野市在宅医療・介護連携支援センター」を活用して医療・介護機関等関係者との連携や情報の共有を図り、施設・在宅を通じた継続的支援体制の構築に努めています。
- 研修会、ケアマネジャー連絡会を開催し、ケアマネジャー同士のネットワークを構築しています。
- 地域のインフォーマルサービスや社会資源の情報をまとめ、ケアマネジャーに提供しています。

■現状と課題

- 市内ケアマネジャー研修会及び各地域包括支援センター管内のケアマネジャー連絡会の開催により、ケアマネジャー同士のネットワークの構築、資質向上のための研修会の場を提供することができています。
- 介護保険法改正後はこれまで以上にインフォーマルサービス等の社会資源の情報と活用が重要になってきます。ケアマネジャーへの情報提供とサービスの

掘り起こし及びサービスの構築が課題になってきます。

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」が平成 28 年 10 月から開始となり、自立支援に向けたケアマネジメント支援が更に必要となっています。

■今後の方針・目標

- 在宅医療・介護連携推進事業において、ケアマネジャーと病院等地域の関係機関が顔を合わせる機会を増やし、連携体制の強化に努めます。
- 包括的支援事業の「生活支援体制整備」を推進し、住民自治協議会、老人クラブやボランティア団体等と連携しながら地域の社会資源を有効に利用、開発できるように支援します。
- ケアマネジャー支援業務から発見された問題は、地域ケア会議を活用し、地域課題の抽出、課題整理、必要なサービスの検討等により、ケアマネジャー支援に生かします。

222-3 ケア会議【介護保険課】

■施策の目的・内容

保健、医療及び福祉に関わる関係者が相互に協力し、日常生活を営むのに支障がある高齢者が自立した生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるよう調整するため、「長野市ケア会議」、「地域ネットワーク会議」、「個別ケア会議」を設置しています。

平成 28 年度下半期からケア会議の体制を再編し、個別ケースごとに「個別ケア会議」を、地域包括支援センター管轄エリア・地区単位で、「地域ネットワーク会議」を、全市を総括して「長野市ケア会議」を設置し、それぞれの段階で保健福祉サービスの総合調整等を行います。

ア 長野市ケア会議

- ・地域ネットワーク会議から提出された地域の課題に関すること
- ・保健、医療及び福祉の関係者その他要支援者の支援に関わる者の連携に関すること
- ・個別ケア会議等の実施状況に関すること

イ 地域ネットワーク会議

- ・個別ケア会議において行ったケース検討の状況
- ・個別ケア会議において把握した地域の課題を集約及び検討

ウ 個別ケア会議

- ・要支援者ごとの支援内容の検討
- ・要支援者の支援に係る地域の課題の把握

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
長野市ケア会議	回	1	1	0	1	1	
地域ネットワーク会議	回	19	16	12	8	19	
個別ケア会議	回	—	—	—	—	143	

※地域ネットワーク会議は平成27年度まではブロックケア会議として開催

■現状と課題

- ケア会議は、地域の情報収集の機会となっている一方、地域の課題を掘り下げ、解決する場になっていません。
- 地域福祉を推進する団体と連携を図り、課題やテーマに沿った出席者を依頼するなど、柔軟な運営方法が求められます。
- ケア会議は要支援者等の自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを支援する場としての役割が求められています。

■今後の方針・目標

- 複雑多様化した課題を持つ高齢者等へ最も適切な支援をするため、保健・医療・福祉関係者のほか、司法関係者とも連携しながら、ケア会議の充実に努めます。
- 地域ケア会議は、個別問題の解決を土台とし、この積み重ねを通じて地域における支援ネットワークの構築、地域課題の発見・集約、更に課題解決のための、地域資源の提案へと展開し、地域包括ケアシステムを実現することに努めます。
- 日常生活圏域において、行政職員、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生児童委員、住民組織等の中から、会議の目的に応じた関係者が参加する会議の運営に努めます。
- 介護予防ケアマネジメントを支援する会議の開催を検討します。

222-4 専門職派遣アドバイス事業（地域リハビリテーション活動支援事業）

【介護保険課】

【再掲】 132-12

第3節 住みよいまちづくりの推進

高齢者や障害者が安全・安心に生活し、社会参加できるようバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、高齢者が自立して生活できるような住宅の確保や公共交通機関の整備に取り組みます。また、関係機関との連携のもとに、地域住民の協力を得て、交通事故、災害等から高齢者を守るための対策を講じます。

◆統計指標（統計による指数）

指標名	指標の内容	平成28年度値	平成32年度目標値
道路施設における歩行空間の整備	歩道の段差解消箇所数（注） 注：段差解消数とは、交差点における段差解消が必要な全ての歩道巻き込み部を解消した場合や横断歩道が接続する歩道と車道の全てが段差解消した場合を1箇所とする	344箇所	355箇所
高齢者の交通事故件数	高齢者（65歳以上）の年間交通事故件数	537件	375件以下

2-3-1 バリアフリー化の推進

231-1 建築物のバリアフリー化推進【建築指導課】

■施策の目的・内容

高齢者や障害者を含むすべての人が円滑に利用できる、人にやさしい建築物の整備の促進を図ります。

■これまでの実施状況

民間の高齢者、障害者等が利用する建築物や、多くの人が利用する建築物については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、長野県福祉のまちづくり条例及び長野市福祉環境整備指導要綱に基づく整備基準を満たすように指導及び助言を行っています。

また、公共のこれら建築物については、整備基準を満たすように努めています。

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
届出、事前相談件数	件	31	54	43	33	38	

■現状と課題

○一定の規模及び用途の建築物については、バリアフリー整備が義務付けられていますが、努力義務となる建築物については、整備基準を満たさないものがあります。

■今後の方針・目標

○民間の建築物については、バリアフリー整備の促進のために指導及び助言を行います。公共の建築物については、高齢者や障害者を含むすべての人々が、円滑に利用できるように、人にやさしい建築物の整備の促進を図ります。

231-2 歩車道段差解消事業【道路課】

■施策の目的・内容

障害者や高齢者をはじめ、すべての人が通行しやすいように、市道交差点の歩道巻き込み部や横断歩道に接続する歩車道の段差解消を進めます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
歩車道の段差解消箇所数（累計） 段差解消とは、交差点における段差解消が必要な全ての歩道巻き込み部を解消した場合や横断歩道が接続する歩道と車道の全てが段差解消した場合を1箇所とする	箇所	—	—	—	331	344	

■現状と課題

○既設市道の歩道の段差解消については、長野駅周辺の中心市街地での整備がほぼ完了したため、郊外の住宅地やその他の地域において、通行量や連続性などを考慮し整備を進めています。

■今後の方針・目標

- 「長野市歩車道段差解消要領」（平成14年4月1日施行）に基づき、歩車道段差解消を推進します。
- 新たに造る市道の歩道巻き込み部などについては段差のない構造とし、また、既設の歩道についても計画的に順次改修し、段差解消を推進します。

231-3 高齢者に配慮したまちづくり【駅周辺整備課】

■施策の目的・内容

市の玄関口長野駅東口では、新たな都市の顔にふさわしいまちとするため、高齢者や障害者などすべての人が積極的に社会に参加できるよう、都市施設や公共交通機関等の利用しやすいまちづくりを推進します（長野駅周辺第二土地区画整理事業として実施）。

具体策として、

- 広幅員で、段差のない安心・安全な歩道をもつ幹線道路整備を推進します。
- 高齢者も安心できるゆとりある生活道路整備を推進します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
歩道付き幹線道路の整備	m	722.8	296.0	176.3	77	372	129
幅員6m以上の区画道路整備	m	455.6	533.7	601.9	612	117	127

■現状と課題

○事業の進捗を表す公共施設整備率の値が約9割と、事業完了まであと少しの段階であり、また、住環境の整備により事業区域内の人口も増加しています。一

方、地域の役員・住民の高齢化が進み、安全・安心、ゆとりのある公共施設整備が望まれています。歩道及び公園整備においては、幅広い年齢層の意見が反映されるようワークショップ等を積極的に開催し、整備を推進しています。

■今後の方針・目標

- 住民との協働により、土地区画整理事業の一層の推進、早期の完了を目指します。その中で、高齢者などすべての人が暮らしやすいまちとなるように道路、公園等の公共施設において、住民の声を反映しながらバリアフリー化された施設の整備を推進します。

231-4 公共交通機関の整備【交通政策課】

■施策の目的・内容

地域や市民ニーズに応じ高齢者を含む交通弱者の移動手手段の確保を図ります。また、誰でも公共交通を安心かつ便利に利用できる環境の整備を促進します。

■これまでの実施状況

- 市バス、廃止代替バスを運行するほか、将来廃止の恐れのある民間不採算路線の経費の一部に補助を行い、運行の継続を支援しています。
- 地域循環バスや乗合タクシーを導入し、交通空白地域・不便地域の解消を図っています。
- 交通事業者が行う施設・設備の改修等に要する経費に補助を行い、バリアフリー化を促進しています。
- 地域の関係者による協議会を組織し、公共交通の再生・活性化を目指す取組を進めています。

■現状と課題

- モータリゼーションの進展により公共交通の利用者減少に歯止めがかからず、公共交通の維持・確保が困難な状況となっています。
- バリアフリー化を行うに当たっては交通事業者にも多額の費用が必要となることから、施設・設備の改修等がなかなか進みにくい状況です。

■今後の方針・目標

- 平成 29 年 6 月に地域公共交通網形成計画を策定しました。その計画では現状と課題を分析した上で、
 - ・地域公共交通網の整備に関する目標
 - ・利便性向上に関する目標
 - ・利用に関する目標を設定し、市民・行政・運行事業者が一体となって取り組み、公共交通を確保・維持していくこととしています。
- 市民・行政・事業者が一体となって維持に努めるとともに、利用しやすいネットワーク等の整備を進めます。
- 公共交通の利便性を向上させるため、ICカード『KURURU』の近隣市町村バスや鉄道への導入検討等による利用エリアの拡大を図るとともに、モビリティ・マネジメントの推進により公共交通の利用促進に努めます。
- 安心して公共交通を利用できる環境を整備するため、バリアフリー化に対する支援を継続します。

2-3-2 安全・安心のゆとりある住生活の確保

232-1 福祉住宅建設資金融資事業【住宅課】

■施策の目的・内容

高齢者（60歳以上）又は身体障害者等の住居環境の向上と、好ましい家族関係の維持と福祉の増進を図ることを目的に、高齢者等又は同居している親族が、高齢者等に必要の新築又は増改築、修繕、模様替えの工事（専用居宅、玄関、台所、浴室、トイレ、洗面所等）を行う場合に融資を行います。

（注）所得制限があります。

■これまでの実施状況

昭和56年の「福祉住宅建設資金融資制度」創設以来、平成29年2月末現在で139件、1億8,833万円の融資を行いました。この間住宅の質は改善され、高齢者を考慮したバリアフリー化も進んでいます。

■現状と課題

○近年の低金利により民間金融機関の融資利率が下回り、平成22年度以降利用者がいない状況です。

■今後の方針・目標

○耐震補強やアスベスト対策、バリアフリー化などの改修工事が見込まれることから、本市の「福祉住宅建設資金融資」は継続するものの、融資利率・支援方法等の見直しを検討します。

232-2 市営住宅等高齢者対策事業【住宅課】

■施策の目的・内容

市営住宅等の建設、建替、改善の場合には、エレベーターや手すりの設置、住戸内の段差の解消など高齢者等に配慮し、一層のバリアフリー化を推進します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
市営住宅 団地数	団地	57	57	57	56	56	
戸数	戸	3,582	3,571	3,565	3,548	3,523	
うちシルバーハウジング	戸	21	21	21	21	21	
うちバリアフリー化した住宅	戸	642	642	642	642	642	

■現状と課題

○高齢者が入居している市営住宅等の更新又はバリアフリー化により、住環境が改善されますが、家賃が高くなったり入居者の理解を得ることが難しいなどの課題があります。

■今後の方針・目標

- 誰もが安心して生活できる住まいを確保できるよう市営住宅等の供給を推進するとともに、シルバーハウジングの供給や既存ストックのバリアフリー化を進め、安全・安心な生活空間の確保を図ります。

232-3 住宅情報提供事業【住宅課】

■施策の目的・内容

住宅の地震対策や住宅保証制度、悪質な住宅商法への備えなど、高齢者等が住宅改修等をする場合の専門的な相談や知識等の情報提供を促進します。

■これまでの実施状況

平成 18 年度から、毎週月曜日（祝日・年末年始を除く。）、もんぜんぷら座において相談業務を開始しました。平成 28 年度からは、窓口を住宅課に移し、毎週月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）に相談業務を行っています。

■現状と課題

- ニーズに即したきめ細かな対応が困難となっています。また、様々な情報の一元化が困難であり各団体との協働やPR方法に検討が必要です。

■今後の方針・目標

- 相談窓口の紹介とPRの強化を図り、市民への住宅情報の提供を推進します。

232-4 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録による住宅の安定確保【住宅課】

■施策の目的・内容

新たな住宅セーフティネット制度による、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など）の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行い、高齢者等の住宅の安定確保に努めます。

■これまでの実施状況

- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正（平成 29 年 4 月 26 日）により新たに創設された制度です。

■現状と課題

- 高齢者等の住宅確保要配慮者は、今後も増加する見込みですが、経済的理由や事故等への懸念から賃貸住宅への入居ができない場合があるため、本登録制度の活用による住宅の安定確保が期待されます。

■今後の方針・目標

- 賃貸住宅の登録を行うとともに、住宅への円滑な入居を促進するために、関連部局間での連携を図ります。

232-5 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業

【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを行います。

■これまでの実施状況

		単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
市営住宅今井 団地 (川中島町)	入居室数	室	21	21	21	21	21	
	入居者数	人	22	22	22	22	22	

■現状と課題

○高齢者が安心して暮らし続けるために、ケア付住宅は必要とされていますが、生活援助員の支援内容と入居者の自立度との調和を図る必要があります。

■今後の方針・目標

○生活支援策の一つとして引き続き事業を実施しますが、介護予防・地域支え合い事業が介護保険の地域支援事業に移行する中で事業の必要性及び事業の実施方法を再検討します。

2-3-3 生活環境の安全対策の推進

233-1 高齢者交通安全教育・事故防止対策事業【地域活動支援課】

■施策の目的・内容

高齢人口の増加や身体機能の低下等の理由から増加している高齢者の交通事故を防止するため、家庭や地域、関係機関・団体などと連携し、あらゆる機会を捉え、様々な交通安全教育や交通事故防止活動を実施し、高齢者自身が「自分の身は自分で守る」意識をもてる啓発活動を実施します。

■これまでの実施状況

○各地で開催される集会やサロンへ長野市交通安全教育講師を派遣し、交通安全意識の高揚や正しい交通マナーの実践を図っています。

○長野市老人クラブ連合会と連携し、連合会が開催する会議やイベント開催時において、交通安全教育事業を実施しています。また、高齢者が関係する重大な交通事故が発生・多発した場合には、連合会機関紙へ事故防止ポイントなどの記事を掲載しています。

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
高齢者向け交通安全教室 教育講師派遣数（延べ）	人	326	300	353	318	315	
交通安全教室 開催回数	回	165	163	195	180	169	
受講者数	人	11,122	10,857	11,372	12,123	10,717	

■現状と課題

○老人クラブに加入しない高齢者や単独世帯の高齢者への交通安全教育及び交通事故防止活動への参加が課題となっています。

■今後の方針・目標

○引き続き事業を実施するとともに、老人クラブや住民自治協議会などあらゆる団体と連携し、より多くの高齢者が交通安全教育、交通事故防止活動に関わる機会を提供します。

233-2 避難行動要支援者名簿の提供【福祉政策課・危機管理防災課】

■施策の目的・内容

地域の中で、高齢者や障害者など災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者への避難支援ができるように、避難行動要支援者の名簿情報を本人から同意を得たうえで、平常時から地域の避難支援等関係者へ提供します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
提供した名簿の登載者数	人	14,052	19,234	19,947	20,104	16,480	26,959

■現状と課題

○災害発生時に地域での避難支援が機能するためには、平常時から地域の中の避難行動要支援者を把握し、支援の在り方を十分に話し合うことが必要です。

■今後の方針・目標

○地域で避難行動要支援者への避難支援について話し合い、避難支援者、避難所、避難方法等を記載した避難支援計画（わたしの避難計画）が作成されるように啓発を進めます。

233-3 高齢者福祉サービス台帳の整備【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

高齢者の福祉に関し必要な実情を把握するため、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に実施しています。

高齢者福祉サービスに活用するほか、孤立防止・見守りネットワーク事業の緊急連絡に活用します。また、同意いただいた高齢者の高齢者福祉サービス名簿を作成し、地域包括支援センター・在宅介護センターへ提供します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
登録対象者数	人	5,573	5,937	6,257	6,648	6,017	

■現状と課題

○ひとり暮らし高齢者が増加しているため、緊急時の連絡先を把握する必要性が増しています。

■今後の方針・目標

○避難行動要支援者台帳の整備に合わせ、高齢者が必要な福祉サービスを受けられるとともに安心して暮らし続けていけるよう、引き続き事業を継続し、適正な使用と管理に努めます。

233-4 避難行動要支援者対策事業【消防局予防課】

■施策の目的・内容

避難行動要支援者のうち特に高齢者などで、火災発生時に危険回避が困難な方に対し「高齢者を火災から守る運動」期間中等において、積極的に住宅防火及び避難の対策を推進します。

■これまでの実施状況

高齢者を火災から守る運動では、消防職員、消防団員が避難行動要支援者に住宅防火広報を実施しています。また、希望等があった場合にはお宅を訪問し火災予防に関する指導、助言等を行い、住宅防火及び避難の対策の推進に取り組んでいます。

■現状と課題

○高齢社会の進行により、避難行動要支援者世帯は増加傾向にあり、これらの世帯からの出火防止及び災害発生時に逃げ遅れなどによる被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置や維持管理のほか、消火器の設置など防火対策の推進が必要となっています。また、こんろや焚き火等からの着衣への着火による被害が増加しているため、着衣への着火拡大防止対策も重要となっています。

■今後の方針・目標

○避難行動要支援者に対し、積極的な住宅防火広報を繰り返し実施するとともに、避難行動要支援者からの希望等に基づく訪問指導を行い、出火危険や避難上の危険因子の排除など、効果的な被害拡大防止の指導、助言を行い、高齢者宅からの火災予防と被害の軽減を図ります。

233-5 福祉避難所の指定【福祉政策課】

■施策の目的・内容

大規模災害時に一般の避難所での生活が困難な在宅の高齢者、障害者等を受け入れるため、市内の施設を「福祉避難所」として指定します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
指定施設	施設	50	49	49	49	49	57
収容可能人数	人	4,769	4,713	4,713	4,713	4,713	5,016

■現状と課題

- 推定される避難対象者数に対し収容可能人数が不足していることから、福祉避難所の指定を増やしていく必要があります。

■今後の方針・目標

- 引き続き施設の指定に努めるとともに、必要に応じて福祉避難所設置・運営マニュアルの見直しを図ります。

第4節 認知症になっても自分らしく暮らせる支援

認知症高齢者は、今後増加することが見込まれており、認知症の予防と早期発見を図るために認知症に対する知識の普及・啓発を行うとともに、認知症になっても尊厳を保ちながら安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の各種専門機関の連携体制の強化、地域での見守り・支援体制づくりを推進します。

◆統計指標（統計による指数）

指標名	指標の内容	平成28年度値	平成32年度目標値
認知症サポーター数	認知症サポーター養成講座を受講し、地域の中で認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターの数	26,935人	39,000人

2-4-1 認知症相談支援体制の充実

241-1 認知症ケアパスの作成【介護保険課】

■施策の目的・内容

日常生活圏域において、認知症を有する人がどのような状態にあっても対応できるサービス基盤構築につなげるため、状態に応じた適切なサービスの流れを示す認知症ケアパスの活用を促進します。

■現状と課題

- 長野市全域版の認知症ケアパスを作成し、サービス提供体制の変更等により必要に応じて内容を刷新しています。
- 各地域の実情を反映した地域版ケアパスの作成及び認知症の人一人ひとりのケアパスの作成が必要です。

■今後の方針・目標

- 各地域の社会資源を反映した地域版のケアパスの整備・活用を進めます。
- ケアパスをサービス基盤構築に生かします。
- 必要な支援を受けて生活を送るため認知症の人一人ひとりの目標を、認知症の人やその家族及び支援者が共有できるようにケアパスを生かした支援をします。

241-2 認知症初期集中支援チームの設置【介護保険課】

■施策の目的・内容

「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の7つの柱の一つに早期診断・早期対応のための体制整備として平成30年4月にはすべての市町村に「認知症初期集中支援チーム」を設置するものとされています。本市では、平成25年度に中部地域包括支援センターに設置しました。医療・介護の専門職が家族からの相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活を支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
新規対象者	人	52	44	50	40
訪問対象者(前年度継続者含む)	人		60	74	54

■現状と課題

支援関係者・関係機関（医療機関、警察、ケアマネジャー等）に対し、認知症の相談窓口の場所を明示してきましたが、更なる周知及び連携が必要であること、市民に対しても認知症についての早期診断・早期対応の必要性についての周知及び相談窓口を明確にする必要があります。

■今後の方針・目標

- 早期診断・早期対応につなげる支援チームの活動は、今後も継続して実施していく必要があります。早期診断の重要性や支援チームの活動を関係者、市民に周知するとともに、市民に相談窓口を周知していきます。
- チームの対応事例から明らかになった地域の課題の解決策を検討する機会を設けます。

241-3 認知症地域支援推進員の配置【介護保険課】

■施策の目的・内容

認知症になっても住み慣れた地域でできる限り暮らし続けられるサポート体制の強化のため、地域の実情に応じて認知症地域支援・ケア向上を図る取組を推進する認知症地域支援推進員の配置を進めます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
市職員	人	—	2	4	6	8	
委託地域包括支援センター	人	—	—	—	—	12	

■現状と課題

- 全地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しました。
- 認知症地域支援推進員が各地域の実情に合わせた事業を遂行することが必要です。

■今後の方針・目標

- 各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が各地域において認知症に関する啓発活動や相談しやすい環境の整備等充実に努めます。
- 多職種で支援する体制を整えます。研修会の開催等により支援者の対応力の向上を図ります。

241-4 認知症相談会の開催【介護保険課】

■施策の目的・内容

認知症の疑いのある人や認知症ではないかと心配している人（本人やその家族、その人の支援者等）が、認知症について相談できる機会を設け、疾病や疾病の予後に対する不安軽減を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
認知症相談会回数	回	12	16	15	15	15	
認知症相談会相談件数	件	32	46	38	36	44	

■現状と課題

○「かかりつけ医によるもの忘れ相談事業」「認知症初期集中支援チーム」による支援などと調整を図り、相談から支援へと迅速につなげる体制が必要です。

■今後の方針・目標

○他の相談事業との調整をしながら、引き続き認知症相談会を設け、相談の機会を確保します。

241-5 かかりつけ医によるもの忘れ相談事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

40歳以上の市民で認知症が疑われる人の家族が、認知症相談医等がいる協力医療機関において認知症の相談を受けることで、認知症の早期発見、早期対応につなげることを目的とした事業です。各地域包括支援センターが窓口となり、必要な連絡・調整を行っています。

■これまでの実施状況

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
相談件数	件	16	15	10	

■現状と課題

認知症の疑いのある人が速やかに必要な医療が受けられるよう市民への事業の周知が課題です。

■今後の方針・目標

○広報掲載等により事業の利用方法を分かりやすく伝え、市民が利用しやすいように工夫します。
○各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が中心となり、事業の利用拡大を目指します。

241-6 若年性認知症への支援【介護保険課】

■施策の目的・内容

若年性認知症の人主体の医療・介護等の充足を図るためには、本人やその家族の意見も聴取していくことが必要であり、若年性認知症の特性に配慮した取組を進めます。

■これまでの実施状況

認知症初期集中支援チームによる活動等を通じて、個別に相談に応じ、支援しています。

■現状と課題

- 早期受診の難しさや診断された後の対応体制の整備等が課題となっており、都道府県ごとに相談窓口の設置と、自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役を担う「若年性認知症支援コーディネーター」の配置が進められています。
- 若年性認知症の人やその家族の意見交換の場を設けるとともに、交流できる居場所づくりの支援が必要です。

■今後の方針・目標

- 県が配置する「若年性認知症支援コーディネーター」と連携し、地域の若年性認知症の人との接点を増やし、意見を得て支援策に反映します。

2-4-2 認知症高齢者（家族）への支援体制の推進

242-1 認知症サポーター養成事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

厚生労働省では「認知症を知り地域をつくるキャンペーン」の一環として、認知症になっても地域で安心して暮らせるまちをつくるために、「認知症サポーターキャラバン」事業を実施しています。

本市でも「認知症サポーター養成講座」を開催し、「キャラバン・メイト」と呼ばれる講師による認知症に対する正しい知識の普及啓発を行っています。講座参加者は「認知症サポーター」として、地域の中で認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらいます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実施回数	回	89	66	112	155	109	
受講実人数	人	3,404	2,012	3,506	5,570	3,768	
受講延べ人数（H17～）	人	12,079	14,091	17,597	23,167	26,935	

■現状と課題

- 小学校・中学校・住民自治協議会等でも開催されるようになってきました。更なる実施の拡大を図るためには関係機関との連携が必要です。
- 働く世代を対象に企業や金融機関等での講座開催の機会を増やすため、講座の活動事例を蓄積し、発信していく必要があります。
- 認知症サポーターは、年々増加していますが、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを加速するためには、キャラバン・メイト及び認知症サポーターが更に理解を深め、活躍できるよう、スキルアップを図るとともに活躍できる場の情報収集、情報提供などの活動支援が必要です。

■今後の方針・目標

- 実施風景や受講者の感想等、講座の実施状況を学校や住民自治協議会、商工関係団体等へ継続的に情報発信ができるよう努めます。
- キャラバン・メイト及び認知症サポーターが活躍できる場の確保など活動支援を図るため、各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員との情報交換会を行い、各地域の実情に合わせた活動ができるよう努めます。
- 認知症サポーター養成講座の様子は、広報ながの、ホームページなどを通じて広く周知します。

242-2 認知症カフェへの支援【介護保険課】

■施策の目的・内容

認知症カフェは、地域において認知症の人及びその家族をはじめ誰でも気軽に集え、本人の社会参加や家族の負担軽減を図るとともに、地域の支援の輪を広げるために有効であると思われることから、その取組を促進するため、平成 26 年度から認知症カフェの設立資金を助成しています。

■これまでの実施状況

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数	件	5	4	5	

■現状と課題

- 市内で認知症カフェの取組が始まって3年が経ち、地域に広まりつつあります。より多くの地域にこの取組が広がることが望まれます。
- 認知症の人やその家族が利用しやすくなるように、認知症カフェの活動を広く周知し設立促進や利用促進を図るとともに、認知症カフェの質の確保を図るための方策の検討が必要です。

■今後の方針・目標

- 日常生活圏ごとに認知症カフェの取組が進むように、未設置の地区においては住民自治協議会やグループホーム等地域の関係機関と連携して認知症カフェの周知を行い、設置の促進をします。
- 認知症の人や家族の集いの場として地域に定着するよう認知症カフェの活動を充実させるため、実施団体等を対象とした研修等を進めます。

242-3 安心おかえりカルテ作成支援【介護保険課】

■施策の目的・内容

認知症高齢者がはいかい等により行方不明になった際、家族が警察への行方不明者届に活用できるように、認知症高齢者本人に関する情報を記載するカルテの作成支援を地域包括支援センターが主体となって行います。

作成支援を通じて、認知症高齢者の実態を把握し、相談窓口等に関する情報提供を行います。

カルテは高齢者の自宅や家族宅で保管して活用します。

対象者：地域包括支援センター等が把握した認知症又は認知症が疑われる人とその家族のうち希望者

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
登録数	件	—	—	44	60	29	

■現状と課題

○「安心おかえりカルテ」を広く周知し、利用者の増加、カルテの活用促進を図ることが必要です。

■今後の方針・目標

- 民生児童委員やケアマネジャー等の協力を得ながら、利用者の増加を図ります。
- カルテの作成を通して、認知症高齢者が行方不明となった場合の行動（緊急時における情報提供の方法の確認など）及び普段から備えておくことについて、対象者にアドバイスを行います。

242-4 認知症見守りSOSネット事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

事業者の協力を得て、認知症である行方不明高齢者を早期に発見し、安全確保及び家族等の負担軽減を図ります。

■これまでの実施状況

家族からの認知症見守りSOSネット情報提供依頼に基づき、速やかに行方不明高齢者の情報を協力事業者に提供するため必要な手順等を具体的に示したガイドラインを定めました。また、検針や営業など外回りを行う機会が多いライフライン事業者、定期宅配事業者、新聞販売店など市内43事業者と「長野市認知症見守りSOSネット事業に関する協定」を締結しました。協力事業者には業務の範囲内で、行方不明高齢者の発見に協力していただいています。

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
依頼件数	件	—	—	—	—	14	

■現状と課題

○全国的に認知症高齢者の行方不明事案が増加しており、市内でも行方不明事案が発生しています。

■今後の方針・目標

- 早期の発見が可能となるよう、協力事業者の拡充を図るとともに、より発見に繋がるような効果的な方法などについて検討します。

242-5 認知症啓発月間【介護保険課】

■施策の目的・内容

認知症があっても暮らしやすい長野市の実現に向け、市民の認知症への理解を深めるため、世界アルツハイマーデー（9月21日）を含む、9月を「認知症啓発月間」とし、実施しています。広報ながのやホームページによる周知のほか、街頭啓発や認知症サポーター養成講座などを実施することで、認知症への関心を高め、正しく理解する機会とし、認知症の人（家族）支援へつなげます。

■これまでの実施状況

- 街頭啓発活動として、毎年9月に1回、長野駅前広場で、認知症の人と家族の会、キャラバン・メイト、商工会、長野市医師会の方々とともに、認知症に関するチラシを配布しています。
- 市民公開講座として、長野市医師会と共催で市民公開講座を実施しています。

■現状と課題

- 若い世代、働き盛り世代等認知症を考える機会の少ない世代が関心を持てるようにする工夫が必要です。

■今後の方針・目標

- 現状の取組を継続し、市民の認知症への関心をより高め、認知症の人やその家族への支援につなげる機会として定着を図ります。
- 活動協力団体を増やし、啓発内容の拡充を図るとともに、実行委員会による実施を検討します。

第5節 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が認知症などにより判断能力の低下や身体機能の低下により介護が必要な状態になっても、生命や財産が守られ、地域において安心して生活を送ることができるよう権利擁護支援体制を充実します。

◆統計指標（統計による指数）

指標名	指標の内容	平成28年度値	平成32年度目標値
成年後見制度の相談件数	認知症等で判断能力が不十分な65歳以上の高齢者の財産管理及び身上監護等を目的とした成年後見制度についての成年後見支援センターにおける相談件数	882件	1,300件

2-5-1 権利擁護支援体制の充実

251-1 高齢者虐待防止の推進【介護保険課・高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

高齢者の権利が守られる地域とするため、高齢者虐待防止の啓発と高齢者虐待の早期発見に取り組みます。また、民生児童委員や関係者、介護サービス事業者等との連携により、早期に対応がとれる体制を構築します。虐待を受けている高齢者の支援だけでなく、虐待防止の観点から養護者（家族）への支援にも努めます。

■これまでの実施状況

[高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動]

講演会、紙芝居を用いたミニ講座(市政出前講座)、広報ながの・リーフレットを通して、高齢者虐待に関する理解の普及・啓発を行っています。

[相談・通報窓口の設置]

市の窓口のほか地域包括支援センターが窓口となり、より身近な場所で相談ができる体制を整備しています。

[高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会]

医療や司法、福祉等の関係機関や関係者によって組織する協議会を開催し、連携の仕組みや適切な支援に向けた協議を行っています。

[高齢者虐待対応マニュアルの整備]

高齢者虐待の発見(通報)から段階別に適切な対応・支援が行えるよう「高齢者虐待対応マニュアル」を整備しています。

[養護者（家族）の支援]

認知症の理解や介護技術の習得、介護者同士の交流を図る介護者教室を地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて実施し、介護の抱え込みによる高齢者虐待の防止に努めています。

[対応職員の専門性の確保と強化]

高齢者虐待対応職員の人材確保に努めるとともに、各種研修により人材の育成を行っています。

[介護保険施設等に対する指導等]

介護保険施設等に対する実地指導において、訪問した施設内の様子や入所者等の表情などから、日常的に虐待の疑いがないかどうかを確認すると同時に、虐待防止に対する理解の促進及び防止のための取組などについて指導を行っています。

[高齢者虐待相談件数]

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
虐待相談件数	件	92	77	72	105	112	
養介護施設従事者等による虐待相談件数	件	3	0	1	1	2	
養護者による虐待相談件数	件	89	77	71	104	110	

■現状と課題

- 高齢者虐待の背景には、複雑な要因が重なっていることが多く、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが専門性を発揮し、問題解決に当たることが求められます。また、早期に関係機関と連携し、適切に対応する必要があります。
- 虐待の概念が正しく認識されていないため、本人・虐待者共に自覚がない場合や周囲も見逃してしまう場合があります。高齢者虐待について、正しい知識を持ってもらうために講演会や各種講座を開催するとともに地域や関係者への啓発活動に取り組む必要があります。

■今後の方針・目標

- 関係機関等の協力により、高齢者虐待防止講座を開催し、権利擁護の啓発と相談(通報)窓口の更なる周知に努めます。
- 高齢者虐待対応マニュアルに沿って、迅速で適切な支援が行えるよう、関係機関や関係団体との連携強化に努めます。
- 地域包括支援センターや在宅介護支援センターで実施する介護者教室を継続し、養護者(家族)を支援し、高齢者虐待の防止と早期発見に努めます。
- 把握した高齢者虐待事案の迅速で適切な解決が図られる体制の整備・連携強化に努めます。
- 介護保険施設等の虐待防止等に当たっては、実地指導、あんしん相談員の派遣事業及び利用者の家族や施設の従事者等からの情報を通して、虐待等の早期発見・対応を図ります。

251-2 成年後見制度の活用促進【高齢者福祉課・介護保険課】

■施策の目的・内容

認知症等により判断能力が低下することで、財産管理や介護保険サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自ら行うことが困難となり、更には悪質商法の被害に遭う恐れもあります。

判断能力の有無に関わらず高齢者本人の意思が尊重され、尊厳を保ちながら生活するために、法定後見制度や任意後見制度の積極的な活用に向けた支援を行います。

■これまでの実施状況

- 地域包括支援センターや市の窓口では、市政出前講座やリーフレットなどを通じて、制度の普及や啓発を図るとともに、成年後見制度全般の相談に応じています。また、長野市成年後見支援センターにおいて、専門的かつ継続的な支援を行っており、それを運営する長野市社会福祉協議会に補助金を交付しています。
- 親族が後見開始の審判の申立てを行うことができない場合には、市長が申立てをしています。

[市長申立て実績]

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
市長申立て件数	件	4	6	2	3	8	

■現状と課題

- 認知症高齢者が増加しており、高齢者の権利擁護のため、制度の更なる啓発・利用促進が必要です。
- 成年後見制度をより有効に活用するために、医療・司法・福祉等の関係機関や関係団体等との連携を深める必要があります。
- 親族が申立てできない場合や虐待等がある場合には、制度利用を支援する必要があります。

■今後の方針・目標

- 市政出前講座やリーフレットなどを通じ、成年後見制度の更なる啓発に努めるとともに、成年後見支援センターなど相談窓口の周知を図ります。
- 成年後見支援センターと連携し、より円滑な支援を実施します。
- 今後増加する制度利用者に対応するため、専門職後見人以外の市民後見人などの支援体制構築について検討します。
- 国が定めた成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市の基本計画の策定及び中核機関の設置の検討を進めていきます。

251-3 特別措置事業【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

介護保険給付を必要とする高齢者が、やむを得ない事由により介護保険給付を受けることが著しく困難と認められる場合に、老人福祉法に基づき措置を行い、介護保険給付を受けられるようにします。また環境上の理由や家族から虐待を受けているなどの理由により、居宅での介護が受けられず緊急的に施設入所が必要となった高齢者を養護するため、養護老人ホームに一時入所させ、生活の場を確保します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
特別措置	件	21	19	10	7	11	
緊急短期入所	件	6	8	2	1	4	

※緊急短期入所：特別措置の内数

■現状と課題

- 特別養護老人ホーム等への入所措置に当たっては、施設の事情により実際に受け入れられる施設は限られています。
- 特別措置を実施した人については、認知症等の状況に応じて成年後見制度の利用を検討する必要があります。

■今後の方針・目標

- 「やむを得ない事由」等により介護を受けられない高齢者の救済のために、引き続き事業を実施します。

251-4 高齢者向け消費啓発事業【市民窓口課・介護保険課】

■施策の目的・内容

高齢者が悪質商法や特殊詐欺などの消費者被害にあわないように、啓発活動を行います。被害の未然防止のため、関係機関などと連携して悪質商法等の最新情報を収集、発信し、広報活動を行います。

■これまでの実施状況

地域の老人クラブやお茶のみサロン、住民自治協議会などからの要請に基づいた出前講座や、講演会、知識講座を開催し、高齢者が安全で安心して生活するための啓発を行っています。

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
開講講座数	講座	18	18	11	23	22	
参加者数	人	498	424	235	461	478	

■現状と課題

- 巧妙化する犯罪手口により高額な被害にあうなど、様々な消費者問題が発生しています。これらに対応するために、高齢者に分かりやすい啓発の充実が求められています。
- 警察や消費生活センター、地域包括支援センターなどの関係機関が連携して、最新の情報を収集し、高齢者に注意を促す仕組みが必要です。

■今後の方針・目標

- 出前講座や講演会のほか、広報誌や新聞、ラジオ放送等、様々な広報媒体を活用して、高齢者に分かりやすく効果的な啓発・情報提供を実施します。
- 高齢者が悪質商法や特殊詐欺などの被害にあわないために、関係機関が連携して被害防止と早期発見に当たれるよう、高齢者等の見守りネットワークを構築します。悪質商法等の最新情報を共有し、見守り活動を通じて被害の未然防止を図ります。

第6節 相談・支援体制の充実・強化

地域包括支援センター・在宅介護支援センターは、介護や医療、福祉などのさまざまな面から、地域で暮らす高齢者を支えるための総合相談窓口として、住み慣れた地域で、安心して生活できるように、関係機関と協力して支援します。

◆統計指標（統計による指数）

指標名	指標の内容	平成28年度値	平成32年度目標値
ケアマネジャーへの支援	市民からの相談に対応するため包括職員・ケアマネジャーの研修受講の参加延べ人数	2,022人	2,500人

◆アンケート指標（市民が思う割合）

指標名	指標の内容	平成28年度値	平成32年度目標値
地域包括支援センターの認知度	地域包括支援センターについて「よく知っている」及び「ある程度知っている」者の割合	29.9%	35.0%

2-6-1 相談及び支援基盤の強化

261-1 地域包括支援センター・在宅介護支援センター【介護保険課】

■施策の目的・内容

本市では、高齢者等を包括的に支援していくため、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを設置しています。介護や医療、福祉などの様々な面から地域で暮らす高齢者を支えるための総合相談窓口として住み慣れた地域で安心して生活を送れるように支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域包括支援センター（直営）	か所	3	2	2	2	2	2
（委託）	か所	10	14	15	15	17	17
合計	か所	13	16	17	17	19	19
在宅介護支援センター	か所	13	9	8	8	6	6

■現状と課題

- 地域包括支援センターは、高齢者の生活を地域で支えるため、地域のネットワークを通じて、保健・医療・福祉等の様々なサービスが適切に提供されるように調整機能を発揮することが求められています。
- 直営2か所、委託17か所の計19か所整備しました。市は民間委託地域包括支援センターに取組方針を明確に示し、直営センターは基幹型として体制強化を図っています。
- 地域の実情や高齢者人口も考慮し、整備を進めています。

■今後の方針・目標

- 地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保します。

- それぞれの地域で効果的に支援業務を行えるよう、民間委託の地域包括支援センターの体制整備を進めます。
- 地域包括ケアシステムの中核的な機関としての役割を果たすよう、包括的支援事業に取り組みます。

■地域包括支援センターの機能強化・役割分担

(1) 直営センターを基幹型地域包括支援センターとして運営

計画期間の中で、更にセンターの委託の調整を図りながら、直営センターを基幹型地域包括支援センターとして強化します。

その他、地域包括支援センター運営協議会の意見も踏まえて、地域包括ケアシステム構築に向けて強化していきます。

- ア センター間の運営調整
 - ・委託型センターの全体調整及び統括支援
 - ・地域包括支援センター事業運営方針、事業評価等の調整
 - ・地域包括支援センター、在宅介護支援センター運営調整会議の開催
 - ・専門職部会の開催
- イ 人材育成
 - ・地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の従事者を対象とした研修
- ウ 地域課題の把握及び地域包括ケア推進体制の整備
 - ・地域ケア会議開催支援
 - ・認知症施策の推進
- エ 処遇困難ケース・権利擁護を必要とするケースの支援
 - ・地域包括支援センターで抱えるケースへの後方支援
 - ・関係機関との調整
- オ 在宅医療・介護連携の推進
- カ 生活支援体制整備の推進

(2) すべての地域型包括支援センターの役割

基本設置条件

32 地区を日常生活圏域として、65 歳以上高齢者人口 3,000 人～6,000 人を目安に 1 センターを設置します。

- ア 総合相談支援
 - 介護予防ケアマネジメント、総合相談窓口、権利擁護機能、ケアマネジャー支援機能、地域のネットワークの構築（地域ケア会議の充実）
- イ 在宅医療・介護連携の推進
- ウ 認知症施策の推進
 - 認知症地域支援推進員を配置し地域の認知症ケアパスを作成
- エ 生活支援の体制整備の推進
 - 生活支援コーディネーター（地域福祉ワーカー）との連携
- オ 地域ケア会議の運営

(3) 在宅介護支援センターの設置

地域包括支援センター管内で高齢者人口 6,000 人を超える地域、又は中山間地域等の地域包括支援センター業務を補完するため、地域の実情に応じて設置します。

- ア 在宅介護等に関する総合相談

2-6-2 相談支援の充実

262-1 総合相談支援事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等へつなぎ、継続的に支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
相談支援延べ件数	件	32,439	30,864	29,747	40,553	44,940	

■現状と課題

- 市民からの相談に応じ、地域包括支援センターの専門職が、関係機関・制度につなぎ支援を行っています。
- 後期高齢者の増加、高齢者独居、高齢者世帯の増加により、今後も訪問相談は増える傾向にあると思われます。また、在宅生活の中で医療の必要な高齢者も同様に増える可能性が高くなっています。

■今後の方針・目標

- 認知症高齢者への支援、医療と介護の連携、地域ケア会議の実施、支援困難ケース等のケアマネジャー支援、インフォーマルサービスの積極的活用などを支援していく上で、各地域包括支援センターの専門職の資質向上を図ります。
- 複雑多様化した相談、複合的な相談に対して、各専門職の専門性を生かし、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる支援に努めます。
- 身近な相談窓口として、高齢者の生活を軸として総合的に相談を受け付けるために、担当職員の資質向上を図るとともに、関係機関等と地域のネットワークの強化に努めます。
- 相談支援の分析を行い、地域包括支援センターの業務に生かしていきます。

262-2 高齢者実態把握【介護保険課・高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生児童委員と連携のもと、地域包括支援センター・在宅介護支援センターとともに、地域の高齢者の心身の状況や家族環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
把握延べ件数	件	5,221	5,005	5,400	5,503	5,564	

■現状と課題

- 実態把握のため地域包括支援センター・在宅介護支援センターは高齢者福祉サービス台帳の情報により対応しています。民生児童委員や地域の住民、家族からの相談対応が多く、台帳からの健康高齢者のひとり暮らしなどへの訪問は優先順位に配慮が必要な状況です。
- 地域で収集した情報からニーズを分析し、地域にあった支援体制づくりに結びつけることが必要です。

■今後の方針・目標

- 高齢者福祉サービス台帳等を活用し、支援の必要性が高い高齢者の実態把握に努めます。
- 地域に根ざした支援体制を作りあげるために、民生児童委員など地域における様々な関係者と連携し、地域のニーズの把握に努めます。

262-3 ケアマネジャーへの支援【介護保険課】

■施策の目的・内容

地域のケアマネジャー業務の円滑な実施を支援するため、対応事例の相談を受け、ケアプランの作成の諸言や、相談、困難事例への具体的な援助方法の検討などを行います。

ケアマネジャーが主体的に利用者への援助を行うことができるように支援を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
研修会 実施回数	回	33	56	50	70	73	
参加延べ人数	人	1,443	1,595	1,301	1,370	2,022	
相談延べ件数	件	898	1,013	1,031	1,548	1,810	

■現状と課題

- ケアマネジャーの対応する事例は、認知症、精神疾患などの病気や障害、独居や高齢者世帯などの住環境や経済的問題、また、現在全国的にも問題になっているごみ屋敷の問題まで多種多様になっています。支援の方法も画一化した内容では問題解決が難しいケースが増えている状況です。

■今後の方針・目標

- ケアマネジャーが気軽に地域包括支援センターに相談できるよう連携を強化し、ケアマネジャーが自ら問題解決が図れるよう後方支援を行います。各地域包括支援センターの主任ケアマネジャーの情報交換やスキルアップを進めます。
- 支援困難事例等ケアマネジャーが解決困難な問題の相談に対しては、保健師、

社会福祉士、主任ケアマネジャーがその専門性を生かし、協力しながら支援します。また、支援困難事例等を通して、地域ケア会議の開催や医療と介護の専門職との連携ができるように支援します。

第3章

安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進

第1節 安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進

高齢化に伴う介護ニーズの増加に対応し、被保険者が必要に応じて適切なサービスを受けることができるよう、サービス提供体制の確保・充実に努めます。

また、利用者が良質な事業者を選択して、満足度の高いサービスを受けられるよう、介護サービス情報などの提供やサービス利用料などの負担軽減を行い介護サービス利用の利便性を高めるとともに、事業者などに対する研修、指導・監査、助言などを行います。

◆アンケート指標

指標名	指標の内容	平成29年度値	平成32年度目標値
介護サービス事業所における従業者数の充足度	従業者数が充足している事業所の割合	43.30%	50.0%以上

3-1-1 介護人材の確保と育成

311-1 サービス提供を担う人材の確保【介護保険課】

■施策の目的・内容

介護保険施設等の基盤整備を推進するためには、サービス提供を担う人材の確保が欠かせません。

県及び関係機関と連携し、介護施設等で働く職員の人材確保に取り組みます。

■これまでの実施状況

県等が行っている人材確保事業について、介護保険フレッシュ情報などを通じて介護サービス事業者へ周知しています。

■現状と課題

○介護サービス事業所調査結果によると、「人材が充足していない」という事業所が半数を超えており、また、離職者が多い理由として「精神的負担・身体的負担が大きい」「賃金が低い」といった点が挙げられています。

■今後の方針・目標

- 企業PR・就職情報サイト「おしごとながの」の運用による、事業者と求職者のマッチングを支援します。
- 介護職員処遇改善加算の一層の活用促進及び事業所におけるキャリアパス制度の導入を支援し、介護職員の賃金改善を図ります。
- 事業所における人材育成・職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業者の定着率向上を図ります。
- 外国人介護従事者の活用と受け入れを促進します。

311-2 サービス提供を担う人材の育成【介護保険課】

■現状と課題

多様化する介護ニーズに沿ったサービス提供ができない事例が増加しており、サービス利用者からサービス事業者に対する不満の声が寄せられることがあります。

■今後の方針・目標

- 介護施設等におけるクレーム対応や接遇マナーの向上につながるセミナー等を開催し、介護人材の育成や資質向上を図ります。
- 介護従事者が今の仕事にやりがいを見い出すことができるよう、モチベーションアップにつながるセミナーの開催や、他事業所の従事者との情報交換や交流を図る機会を設けます。
- 介護ロボット等の活用により、介護従事者の負担軽減による人材登用の円滑化を推進します。

3-1-2 サービスの円滑な提供

312-1 市民への情報提供【介護保険課】

■施策の目的・内容

市民が介護保険制度についての正しい知識を持ち、必要なときに必要な介護サービスが利用できるように制度を周知します。

■これまでの実施状況

- 制度紹介パンフレットを3年ごと全戸に配布しています。
- 「広報ながの」への特集記事の掲載、「FMぜんこうじ」の放送を実施しています。
- 高齢者を対象としたサービスを記載した「長野市高齢者サービスガイド」を作成し、要支援・要介護認定者及び認定申請者に配布しています。
- 市ホームページに各種情報を掲載しています。
- 地域等で開催される「元気なまちづくり市政出前講座」に講師を派遣しています。
- 認定情報などは、長野市個人情報保護条例及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づいて、認定者又は家族に提供しています。
- 介護サービス事業所一覧表を窓口に設置しています。

■現状と課題

- 介護保険制度の周知は進んでいますが、今後予定されている制度改正後の内容や、手続きについて更に周知を行う必要があります。

■今後の方針・目標

- 「広報ながの」などは市民により分かりやすいものになるよう内容の見直しを行い、一層の充実を図ります。

- 「長野市高齢者サービスガイド」は最新情報を掲載し、市民の要望に沿い、内容の充実を図ります。
- 「元気なまちづくり市政出前講座」に講師を派遣します。
- ホームページは逐次最新情報の更新を行います。

312-2 介護保険事業者への情報提供【介護保険課】

■施策の目的・内容

市が保有する情報で、介護サービス計画（ケアプラン）の作成や新たな介護サービス事業の展開を検討する上で必要な情報を提供します。

■これまでの実施状況

- 長野市個人情報保護条例及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づいて、認定情報等を居宅介護支援事業者又は介護保険施設に提供しています。
- 高齢者を対象としたサービスを記載した「長野市高齢者サービスガイド」を作成し、相談時の資料として居宅介護支援事業所等に配布しています。
- 介護保険の最新情報や実施状況を記載した「介護保険フレッシュ情報」を各事業者あてに電子メール又はファクスで発信しています。
- 介護保険サービスのうち、利用希望が高い短期入所サービスについて、各施設の予約状況を調べ、空きベッドの情報を居宅介護支援事業者に毎週提供しています。

■現状と課題

- 個人番号による情報連携を開始したことから、個人情報の取扱いには、細心の注意を払う必要があります。

■今後の方針・目標

- 個人情報の開示や提供に当たっては、長野市個人情報保護条例、長野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づき、適正に取り扱います。
- 引き続き、「介護保険フレッシュ情報」などにより、最新の情報を迅速に提供できるよう努めます。

312-3 公正で迅速な要支援・要介護認定【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援・要介護認定は、介護サービスの公平な提供のため、「介護にかかる手間」という視点で、「どのくらいの量の介護が必要か」を判定します。

認定調査と主治医意見書による一次判定、介護認定審査会での二次判定に基づき、市が要支援・要介護度の認定を行います。

■これまでの実施状況

○認定調査

全国共通の基準に基づき、全国共通の調査票により、公正な調査を実施しています。調査の一部は、居宅介護支援事業者に委託し、早期調査の実施に努め

ています。

○主治医意見書の作成依頼・回収

申請者の主治医に医学的見地から介護に関する意見書の作成を依頼し、回収します。意見書の提出が遅延する場合は催促をしています。

○介護認定審査会への提出

介護認定審査会では、認定調査結果と主治医意見書による一次判定結果を基に保健・医療・福祉の専門家が二次判定を行います。審査会へ提出する認定調査票及び主治医意見書の記載内容、整合性等を全件点検することにより、公正な審査・判定につなげます。この審査会は、長野広域連合に設置しており、隣接9市町村の審査会業務を効率的に行い、地域間での判定結果のバラツキを解消しています。

■現状と課題

- 申請件数が増加しており、それに対応できる認定調査体制を整える必要があります。
- 主治医意見書の提出が遅延する医療機関があります。
- 要介護認定の結果が出るまでに申請から30日を超えてしまうケースがあります。

■今後の方針・目標

- 申請件数の増加に合わせ、必要な調査員及び点検職員を確保し、迅速な事務処理に努めます。
- 引き続き保健師による指導や県等が実施する研修会への参加により、調査員の資質向上を図ります。
- 主治医意見書の早期作成・提出について、関係医療機関に協力を求めています。
- 介護認定審査会で適正な審査・判定につなげるため、引き続き全件点検を行います。

312-4 介護保険料の減免等【介護保険課】

■施策の目的・内容

第1号被保険者が災害等の特別な事情により、一時的に負担能力の低下が認められる等の場合には、経済的負担の軽減を図るため、条例等に基づき介護保険料の減免又は徴収の一時猶予を行います。

■これまでの実施状況

- 災害等特別な場合の減免及び徴収猶予については、基準を定めて運用しています。
- 著しく生活に困窮している人等に対して市独自の減免基準を設けています。

【減免実施状況】

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
災害による著しい損害	人	3	3	4	4	1	
失業等による著しい収入減	人	0	1	2	1	0	
国外居住者	人	0	0	0	0	0	
収監者	人	8	7	3	8	5	
著しい生活困窮者	人	3	4	6	6	6	
その他特別な理由	人	0	0	0	0	0	
合計	人	14	15	15	19	12	

■現状と課題

○減免による保険料の減収については、第1号被保険者の保険料で補てんするため、減免基準の適正な運用が求められます。

■今後の方針・目標

- 保険料の減免については、災害が発生した時など該当する人に周知するとともに、納付相談の時に減免事由を確認した場合は減免手続きを行います。
- 公平性を確保するため、特別な事情に配慮しつつ、適正な運用に努めます。

312-5 介護サービス利用料の軽減及び減免【介護保険課】

■施策の目的・内容

低所得者が介護サービス費用の自己負担を重く感じることにより、必要な介護サービスを利用することを控えることがないよう、所得区分等により自己負担額を軽減します。

■これまでの実施状況

- 所得区分に応じて自己負担額に一定の上限を設け、それを超えた分は高額介護（予防）サービス費として支給しています。また、市独自に、支給までの間の生活援助を目的として、高額介護サービス費の貸付を行っています（平成20～28年度の貸付実績はなし）。
- 介護保険施設及びショートステイ利用者の居住費（滞在費）・食費について、負担限度額を設け補足給付を行っています。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所者のうち、旧措置者については、利用者負担額を軽減しています。
- 災害等の特別な事情により、一時的に負担能力の低下が認められる場合には、1割の自己負担を減額又は免除しています。
- 介護保険を円滑に実施するための国の特別対策事業に位置付けられている次の事業を行っています。
 - ①障害者総合支援法におけるホームヘルプサービスの利用において、「境界層該当」として負担額が0円となっている人が、介護保険の対象者となった場合、利用者負担を0%とします。
 - ②社会福祉法人等が利用者負担を軽減した場合に、その軽減額に対し一定の範囲内で助成を行います。
 - ③特別地域加算が行われる地域に所在する指定訪問介護（予防）事業所が利用者負担を減額した場合に、その減額した金額に対し一定の範囲内で助成を行います。

- 長野市介護保険利用者負担援護事業を実施し、特に生活困難者と認められる人が、介護サービスを利用した場合に、自己負担額の上限を3,000円とし、高額介護サービス費の限度額との差額を援護金として支給しています。（支給までの間の生活援助を目的として、援護金貸付も行っています。）

3-1-3 介護サービス等の質の向上と適正化の推進

313-1 介護サービス等の質の向上【介護保険課・福祉政策課】

■施策の目的・内容

必要な時に必要な介護サービスを利用するためには、サービス量の確保が必要ですが、併せて、サービスの質の向上も重要です。介護サービスの提供状況を確認するとともに、介護サービス利用実態調査など様々な機会を捉えて利用者の声を聴き、事業者に対して指導・助言を行い、利用者の満足度の向上を図ります。また、実地指導や監査等を通じて、介護サービスの質の向上及び適正なサービスの提供を図ります。

■これまでの実施状況

○介護サービス利用実態調査

介護サービスに関して利用者の意識や要望を把握し、事業計画の策定やサービスの質の向上に生かすため、実態調査を実施しています。

○介護サービス向上検討委員会の設置

介護サービスの質の向上を図るため、学識経験者、介護サービス事業者の代表者、介護あんしん相談員、公募委員により委員会を組織し、介護サービス利用実態調査及び介護あんしん相談員の活動内容に関して検討しています。また、実態調査の結果や介護あんしん相談員からの報告に基づき、事業者への助言・指導方法等について検討しています。

○介護あんしん相談員の派遣

介護保険施設等からの依頼により、介護あんしん相談員（公募により、市長が登録）を施設へ派遣し、直接サービス利用者や家族から疑問や不満などの声を聴き、施設へ橋渡しし、サービス内容の改善や質の向上を図っています。

○介護サービス事業者への指導・監査

市内の全事業所を対象とした集団指導を毎年実施しているほか、新規に開設した事業所を対象とした研修会を定期的に行っています。また、定期的に事業所へ個別に訪問し「高齢者虐待防止」や「身体拘束廃止」のための運営指導及び不適切な報酬請求防止のための報酬請求指導等を実施しています。更に、通報や相談等から指定基準違反が疑われる場合は、随時で監査を実施しています。

【指導・監査の実施状況】

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
集団指導 対象事業所数	事業所	540	592	689	739	841	793
実地指導 実施事業所数	事業所	12	161	74	101	122	237
監査 実施事業所数	事業所	0	1	1	1	0	0

■現状と課題

- 介護サービス利用実態調査について、サービス利用者の声を的確に把握するためには、より有効かつ効果的な調査の実施が必要です。
- 介護あんしん相談員の派遣は、サービスの質の向上につながっていますが、更に、介護あんしん相談員の対応力等の向上が必要です。
- 事業所等に対する指導及び監査を効率的・効果的に行うためには、関係課との連携が必要です。

■今後の方針・目標

- 介護サービス利用実態調査については、対象者、調査項目等を精査し継続して実施します。
- 引き続き、介護あんしん相談員の研修を行い、対応力の向上等に努めます。
- 引き続き、事業所等に対する各種の指導を実施し、サービスの質の向上を図ります。また、監査により基準違反が認められる場合は、改善勧告等を行うとともに、違反の程度に応じて指定の効力の停止又は指定の取消等を行います。

313-2 介護サービス等の適正化【介護保険課】

■施策の目的・内容

介護サービスを必要とする方が、真に必要とするサービスを過不足なく利用できるよう、適正化主要5事業の実施や給付実績を活用し、事業者に適切なサービスの提供を促します。その結果として給付費が効果的に給付されることにより介護保険制度の信頼を高め、制度を持続可能なものとしていきます。

※適正化主要5事業とは「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の5つを指します。

■これまでの実施状況

国が優先的に実施するよう求めている適正化主要5事業については、介護給付費通知を除く、4事業について実施しています。

■現状と課題

- 適正化主要5事業のうち介護給付費通知が実施できていませんが、実施には介護保険関係の通知が増えることにより利用者が混乱することが懸念され、また、費用対効果が低いとされていることから、慎重に検討する必要があります。
- ケアプランの点検は、年度による実施件数の多寡が大きく一定数の実施ができていない状況です。
- 予防給付（介護予防・生活支援サービス含む）及び指定介護予防支援事業者へのケアプラン点検ができていない状況です。

■今後の方針・目標

- 県の適正化事業計画との整合を図るとともに、指導・監査事務との情報共有により、効果的な事業の実施に努めます。
- ケアプラン点検は年間20事業所を目途に一定量実施します。
- 地域包括支援センターと連携し、介護予防ケアプランの点検を実施します。
- 介護給付費通知の実施について検討を始めます。
- 適正化主要5事業以外にも、給付請求の不適切な可能性のある事業所を抽出し、確認の上、必要に応じて過誤調整や指導を実施します。

3-1-4 市民・利用者からの意見への対応

314-1 各種相談・意見への対応【介護保険課】

要支援・要介護認定申請や介護サービスの利用方法、保険料の納め方など、制度全般に関わる相談に対応するため、介護保険課に相談窓口を設置しています。

介護サービスの利用が増えるに従って、サービス内容に関わる苦情が増えており、また、要支援・要介護認定や保険料の賦課に関する苦情・相談も多く寄せられることから、理解が得られるように的確な対応に努めます。

第4章

適切な介護サービス等を提供するための基盤整備

可能な限り在宅で生活を続けられるために在宅サービスの充実を図り、並行して在宅生活が困難となった人のために、施設・居住系サービスの基盤整備を進めます。特に、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域密着型サービスの整備を促進します。

また、介護保険給付対象外のサービス拠点となる高齢者福祉施設等の基盤を維持し、様々な保健福祉・介護保険サービスが総合的に提供される環境づくりに努めます。

第1節 介護保険サービス基盤の整備

介護保険サービス利用者の増加に伴い、事業所数は増加しています。今後も、介護保険サービス利用者が増加することが予想されることから、利用者の希望に対応できるように、事業所及び供給体制を充実します。

また、障害福祉サービスを利用している方が65歳以上になって介護サービスに移行する場合でも、使い慣れた同一の事業所で安心してサービスを受けることができるよう、共生型サービスの展開を図ります。

4-1-1 在宅サービス基盤

■施策の目的・内容

在宅で生活する要介護者に対して、その人の状態に応じて必要なサービスを提供します。

在宅サービスの形態には、事業者が要介護者の自宅等へ訪問する訪問系サービスや要介護者が事業所へ通う通所系サービス、短期間の入所に対応する短期入所サービスなどがあります。また、サービスの内容として、訪問介護による身体介助や生活援助、通所介護（デイサービス）や短期入所生活介護（ショートステイ）による入浴・食事・機能訓練のほか、医師の指示により行う訪問看護やリハビリテーションなどがあり、要介護者の状態に応じて必要なサービスを個別あるいは組み合わせて提供します。

■これまでの実施状況（事業所数）

サービス名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
居宅介護支援	119	119	128	132	136	138
訪問介護	83	83	86	87	87	90
訪問入浴介護	9	9	9	9	8	8
訪問看護	84	87	84	86	89	96
訪問リハビリテーション	33	33	35	36	36	39
居宅療養管理指導	493	485	492	501	509	519
通所介護	151	169	173	184	81	85
通所リハビリテーション	23	21	20	21	21	24
短期入所生活介護	39	42	45	47	49	51
短期入所療養介護	21	20	18	18	18	18
特定施設入居者生活介護	9	9	9	9	11	11
福祉用具貸与	39	32	28	27	28	27
特定福祉用具販売	38	31	30	30	30	29

※各年度4月1日現在

■現状と課題

- 通所介護や福祉用具貸与を提供するサービス事業者については整備が進んでいる一方で、リハビリテーション系のサービスを提供する事業者が少なく、不足感が生じています。
- 短期入所サービスについても整備が進んできていますが、利用者が多い週末に利用ができない、緊急で利用したい時に思うように利用できないなど、一時的に不足感が生じています。

■今後の方針・目標

- 今後も在宅サービスを必要とする要介護者は増加するため、引き続き整備を進めます。特に、充足していないサービスについては、整備意向のある事業者へ需要動向などの情報を提供し整備を働きかけます。
- 緊急時の短期入所利用に対しては、通所介護事業所等における宿泊サービス（いわゆる「お泊りデイサービス」）の利用なども促します。

4-1-2 地域密着型サービス基盤

■施策の目的・内容

中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるよう、市内に居住する要介護者を対象にサービスを提供します。

地域密着型サービスを提供する事業所や施設は、日常生活圏域がサービス提供の拠点であることから、他のサービス基盤に比べて小規模で利用定員も少なく、利用者の介護ニーズにきめ細かく対応することができます。

地域密着型サービスには、必要に応じて自宅を訪問する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめ、利用定員が18人以下の小規模な通所介護、訪問・通い・泊りを組み合わせた小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、施設などで生活をしながらサービスを受ける地域密着型介護老人福祉施

設（小規模特別養護老人ホーム）や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）などがあります。

■これまでの実施状況（事業所数）

サービス名	平成 24年度	平成 25 年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	2	3	3	3
夜間対応型訪問介護	1	1	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0	0	101	99
認知症対応型通所介護	16	16	17	15	14	13
小規模多機能型居宅介護	5	6	7	7	8	8
認知症対応型共同生活介護	35	36	38	43	42	45
地域密着型特定施設入居者生活介護	8	8	9	9	9	9
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	7	7	15	16	17	19
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	1	1	1

※各年度4月1日現在

■現状と課題

- 平成28年度から、利用定員が18人以下の通所介護が地域密着型サービスに移行しましたが、通常規模の通所介護と同様にサービスを提供する事業所は概ね充足しています。また、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）や地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）は、施設整備計画に基づき、計画的に整備を進めています。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、応募事業者も少なく整備が進んでいないことから、不足感が生じています。

■今後の方針・目標

- 地域密着型サービスについては、今後サービスを必要とする介護者が増加することから、日常生活圏域ごとの均衡を図りながら、引き続き整備を進めます。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護並びに小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、地域包括ケアシステムの拠点施設となることから、整備意向のある事業者働きかけ整備を促進します。

4-1-3 施設サービス基盤

■施策の目的・内容

在宅での生活が困難な高齢者に対して、施設へ入所していただき必要なサービスを提供します。

施設サービスには、主に食事・排泄・入浴などのサービスを提供する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のほか、医学管理下における介護やリハビリ、療養上の管理や看護などのサービスを提供する介護老人保健施設や介護療養型医療施設があります。

■これまでの実施状況（施設数）

サービス名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	22	22	22	23	23	23
介護老人保健施設	13	13	13	13	13	13
介護療養型医療施設	9	7	6	6	6	6

※各年度4月1日現在

■現状と課題

- 短期入所生活介護（ショートステイ）から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への転換や有料老人ホーム等の整備が進んできたことから、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所申込者（特養待機者）は減少傾向にあり、いわゆる特養の入所待ちの状況は緩和されてきています。
- 介護療養型医療施設については、介護保険法の改正により平成35年度末で廃止となることから、介護老人保健施設など他施設への転換が必要となります。
- 介護療養型医療施設の廃止と並行して、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」に加え、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護医療院が創設されます。

■今後の方針・目標

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護老人保健施設については、今後も利用の増加が見込まれることから、長野老人保健福祉圏域における入所定員数との調整を図りつつ、介護療養型医療施設からの転換をはじめ、事業者の意向も踏まえた上で、必要に応じて整備を進めます。

第2節 介護保険サービス基盤以外の整備

高齢者が一人ひとりの生活ニーズに合った住宅に居住し、その中でさまざまな生活支援や介護保険サービス等を利用しながら自分らしい生活を送ることができるよう、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者福祉施設等についても良質な住まいが適切に供給される環境づくりに努めます。

4-2-1 介護保険以外の高齢者福祉施設等の整備

421-1 有料老人ホーム【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

高齢者が入居し、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする居住施設です。民間事業者が設置し、利用料は全額自己負担です。

「住み替え」のニーズに対応できる施設で、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けることで手厚い介護が必要になった入居者に介護保険施設並みの介護サービスを提供することが可能になります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
健康型／住宅型	施設	14	18	25	28	28	
介護付	施設	14	15	15	15	17	

類 型	内 容
健康型	介護が必要となった場合には、契約を解除し退居しなければなりません。
住宅型	介護が必要となった場合、訪問介護等の介護保険サービスを利用しながら居室での生活を継続することが可能です。
介護付	介護が必要となっても、その施設が提供する介護保険の特定施設入居者生活介護サービスを利用しながら居室での生活を継続することが可能です。

■現状と課題

○高齢者の多様な住まいニーズの高まりから、整備希望事業者が増加しています。

■今後の方針・目標

- 定員 29 人以下の介護付有料老人ホームについては、引き続き整備を促進するとともに、介護保険事業計画のサービス見込量に基づき、必要に応じ地域密着型特定施設入居者生活介護サービスを整えていくこととします。
- その他の有料老人ホームについては、事業所の意向、入居者の介護度の状況等を加味しながら、特定施設入居者生活介護の指定も考慮します。

421-2 サービス付き高齢者向け住宅【住宅課・高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

高齢者向けの賃貸住宅又は居住専用部分を有する有料老人ホームで、状況把握サービス、生活相談サービスなどが付き、規模・構造・設備、契約内容等が国土交通省及び厚生労働省が定める基準に適合しているものは、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事（中核市長）の登録を受けることができます。登録を受けた住宅は、閲覧制度などにより広く情報提供され、高齢者は自らのニーズにあった安心して暮らし続けることができる住まいを選択しやすくなります。

■これまでの実施状況

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正（平成23年10月20日施行）により創設された事業です。

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
市内施設数	施設	10	13	20	23	26	

■現状と課題

○単身高齢者・夫婦のみ世帯が増加しており、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが重要となっています。

■今後の方針・目標

○国の直接補助制度である「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」などの情報提供により民間事業者の参入を促し、多様化する入居者の現状を踏まえ、良質な高齢者向け住宅の供給促進を目指します。

421-3 高齢者生活福祉センター・高齢者共同生活支援施設

【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

ひとり暮らしの高齢者等で、家族の援助を受けることが困難であって、独立して生活することが困難な人が低額の料金を利用できます。利用者に対し住居の提供と、各種相談・助言及び緊急時の対応を行います。（高齢者共同生活支援施設は食事の提供もあり）

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
高齢者生活福祉センター 市内施設の定員	人	34	34	34	34	34	
高齢者共同生活支援施設 市内施設の定員	人	14	14	14	14	14	

※施設数：生活福祉センター3施設、共同生活支援施設2施設

■現状と課題

○施設及び設備の老朽化、「土砂災害特別警戒区域」の指定など、利用者の安全確保のため、施設の安全対策が課題となっています。
○夏季の利用が少ないため、有効に利用できる方法等について検討する必要があります。

ります。

■今後の方針・目標

- 入居者に安全・安心な生活を提供できるように、必要に応じ施設の改修などを行います。
- 必要な高齢者が利用できるよう入所者の把握に努めます。
- 夏季期間の利用促進について検討します。

421-4 軽費老人ホーム（ケアハウス）【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

身体機能の低下又は高齢等のため独立して生活するには不安があり、家族の援助が困難な人が自立した生活を継続できるように配慮された施設です。各種相談、食事、入浴サービス等が提供されます。

介護保険法の特設施設入居者生活介護の指定を受けることで手厚い介護が必要になった入居者に介護保険施設並みの介護サービスを提供することが可能になります。

■これまでの実施状況

【A型】

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
市内施設の定員数	人	50	50	50	50	50	
長野老人保健福祉圏域定員	人	50	50	50	50	50	

【ケアハウス】

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
市内施設の定員数	人	319	319	319	319	319	
長野老人保健福祉圏域定員	人	399	399	399	399	399	

■現状と課題

- 軽費老人ホーム（ケアハウス）は、在宅生活が困難な低所得高齢者や軽度要介護者の受け皿として需要があり、定員に近い入所者を受け入れていることから、その役割が増しています。

■今後の方針・目標

- 施設整備については現状維持を基本とし、長野老人保健福祉圏域を利用圏域とするため、調整を図りながら圏域で設定された目標数定員を確保するよう努めます。
- 既存の事業者については、入居者の介護度の状況等を加味しながら、特設施設入居者生活介護の指定も考慮します。

421-5 養護老人ホーム【高齢者福祉課】

■施策の目的・内容

環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な高齢者を入所措置（行政処分）により養護し、生活の場を提供する施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
市内施設の定員数	人	150	150	150	150	150	
長野老人保健福祉圏域定員	人	290	290	290	290	290	
長野市措置者数	人	146	148	144	149	138	

※長野老人保健福祉圏域：介護保険法及び老人福祉法の規定に基づく区域

※長野市措置者数：圏域及び県外の施設に入所している措置者数

■現状と課題

- 超高齢社会の進展や独居世帯の増加等に伴い、養護老人ホームの入所対象者は増加が予想されるため、定員数の増加について検討していく必要があります。
- しかし、現在は定員を満たしていない施設があります。

■今後の方針・目標

- 施設整備については現状維持を基本とし、長野老人保健福祉圏域を利用圏域とするため、圏域内で調整を図りながら本市の必要枠を確保するよう努めます。
- 民生委員や地域包括支援センター等の関係機関との連携を強化し、入所を必要とする者の把握により一層努め、入所につなげていきます。

第3節 高齢者福祉施設等の整備目標

4-3-1 高齢者福祉施設等の整備目標【介護保険課・高齢者福祉課】

431-1 高齢者福祉施設等の整備目標【介護保険課・高齢者福祉課】

本計画期間中の整備水準の維持確保及び保険料への影響並びに介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所申込者の状況を勘案し、整備目標を設定しています。

施設類型		平成29年度末の 状況（見込み）	第七期 整備計画	平成32年度 整備目標
介護保険施設（定員）				
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	1,663人	10人	1,673人	
介護老人保健施設	1,289人	54人	1,343人	
介護療養型医療施設	289人	医療院・老健等 への転換 ※	(289人)	
介護医療院	—	40人	40人	
地域密着型施設（定員）				
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	780人	90人	870人	
地域密着型介護老人福祉施設 （小規模特別養護老人ホーム）	551人	116人	667人	
地域密着型特定施設 （小規模介護付有料老人ホーム）	247人	29人	276人	
特定施設入居者生活介護（定員）	542人	150人	692人	
小 計	5,361人	489人	5,850人	
生活支援ハウス（定員）	34人	0人	34人	
高齢者共同生活支援施設（定員）	14人	0人	14人	
養護老人ホーム（定員）	150人	0人	150人	
軽費老人ホーム （ケアハウス）（定員）	369人	0人	369人	
小 計	567人	0人	567人	
合 計	5,928人	489人	6,417人	
老人福祉センター	12施設	△1施設	11施設	
ふれあい交流ひろば	5施設	+1施設	6施設	

■日常生活圏域別 地域密着型施設の整備目標

ブロック 保健福祉	地区	認知症対応型共同生活介護		地域密着型特定施設		地域密着型介護老人福祉施設	
		H29年度末 (見込)	H30~32年度の 整備目標	H29年度末 (見込)	H30~32年度の 整備目標	H29年度末 (見込)	H30~32年度の 整備目標
①	第一	1か所 18人					
	第二	2か所 36人		1か所 24人		1か所 29人	
	浅川	2か所 36人					
	芋井						
	戸隠						
	鬼無里	1か所 6人					1か所 29人
	小計	6か所 96人		1か所 24人		1か所 29人	1か所 29人
②	三輪	1か所 18人					
	吉田	2か所 36人	1か所 18人			1か所 29人	
	若槻	2か所 36人		1か所 29人		1か所 29人	
	小計	5か所 90人	1か所 18人	1か所 29人		2か所 58人	
③	古里	1か所 18人				1か所 20人	
	柳原	1か所 18人		1か所 29人		1か所 29人	
	長沼	1か所 18人					
	豊野	3か所 54人				1か所 29人	
	小計	6か所 108人		1か所 29人		3か所 78人	
④	安茂里	2か所 36人		1か所 29人		2か所 58人	
	小田切						
	七二会	1か所 18人	1か所 18人				
	信州新町	1か所 9人					
	中条	1か所 18人					
	小計	5か所 81人	1か所 18人	1か所 29人		2か所 58人	
⑤	第三	1か所 18人		1か所 29人		1か所 29人	
	第四		1か所 18人				
	第五						
	芹田	4か所 63人				1か所 29人	
	小計	5か所 81人	1か所 18人	1か所 29人		2か所 58人	
⑥	古牧	1か所 18人					
	大豆島	2か所 36人	1か所 18人	1か所 29人		1か所 29人	1か所 29人
	朝陽	1か所 18人					
	小計	4か所 72人	1か所 18人	1か所 29人		1か所 29人	1か所 29人
⑦	川中島	2か所 36人			1か所 29人	1か所 29人	1か所 29人
	更北	3か所 54人		1か所 20人		1か所 29人	
	小計	5か所 90人		1か所 20人	1か所 29人	2か所 58人	1か所 29人
⑧	篠ノ井	4か所 72人		1か所 29人		4か所 107人	
	信更	1か所 18人	1か所 18人				1か所 29人
	大岡						
	小計	5か所 90人	1か所 18人	1か所 29人		4か所 107人	1か所 29人
⑨	松代	2か所 36人				2か所 56人	
	若穂	2か所 36人		1か所 29人		1か所 20人	
	小計	4か所 72人		1か所 29人		3か所 76人	
総計		45か所 780人	5か所 90人	9か所 247人	1か所 29人	20か所 551人	4か所 116人

第3部

介護サービス量等・給付費等の推計

- 1 介護保険等サービスの推計
- 2 財政推計

1 介護保険等サービスの推計

1 施設・居住系サービス利用者数の推計

第4章「適切な介護サービス等を提供するための基盤整備」の各施設基盤の整備目標に基づく定員の増加及び本市被保険者の利用率の伸び等を勘案して、地域包括ケア「見える化」システムによりサービス利用者数を推計します。

■施設・居住系サービス利用者数の推計

区分	単位	第六期（実績）		（見込み） 平成 29年度	第七期推計			平成 37年度
		平成 27年度	平成 28年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	人/月	1,500	1,505	1,516	1,520	1,520	1,520	1,520
介護老人保健施設	人/月	1,121	1,126	1,141	1,178	1,178	1,178	1,227
介護療養型医療施設	人/月	201	204	191	163	131	98	—
介護医療院	人/月	—	—	—	33	105	138	286
特定施設入居者生活介護	人/月	322	328	360	361	459	510	544
認知症対応型共同生活介護	人/月	693	716	729	806	842	860	945
地域密着型介護老人福祉施設	人/月	441	453	496	552	639	639	662
地域密着型特定施設	人/月	246	240	240	229	258	258	276

※平成37年度の介護医療院は介護療養型医療施設分を含む。

2 居宅サービス見込量

居宅サービス見込量は、各サービスの利用実績（利用率）、計画期間における要支援・要介護認定者の伸び等を勘案して地域包括ケア「見える化」システムにより推計します。

■居宅サービスごと利用量の実績と推計（予防給付）

区分	単位	第六期（実績）		（見込み） 平成 29年度	第七期推計			平成 37年度
		平成 27年度	平成 28年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
介護予防訪問介護	人/月	976	841	243	—	—	—	—
介護予防訪問入浴介護	回/月	4	1	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	217	261	428	465	521	587	695
介護予防 訪問リハビリテーション	回/月	416	396	587	532	532	537	624
介護予防 居宅療養管理指導	人/月	43	50	73	69	76	81	88
介護予防通所介護	人/月	2,583	2,311	582	—	—	—	—
介護予防 通所リハビリテーション	人/月	266	272	268	269	275	277	301
介護予防 短期入所生活介護	日/月	288	297	393	299	299	299	321
介護予防 短期入所療養介護（老健）	日/月	26	19	24	34	34	34	40
介護予防福祉用具貸与	人/月	1,586	1,655	1,811	1,881	1,952	2,020	2,317
特定介護予防 福祉用具購入費	人/月	33	32	29	32	33	34	38
介護予防住宅改修	人/月	36	38	41	35	38	41	47
介護予防 認知症対応型通所介護	回/月	3	7	22	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	人/月	8	8	12	15	19	19	21
介護予防居宅介護支援	人/月	4,000	3,821	2,489	2,606	2,414	2,212	2,147

■居宅サービスごと利用量の実績と推計（介護給付）

区分	単位	第六期（実績）		（見込み）	第七期推計			平成 37年度
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
訪問介護	回/月	55,598	57,014	59,546	56,620	57,391	58,101	62,149
	人/月	2,284	2,369	2,411	2,406	2,467	2,527	2,757
訪問入浴介護	回/月	1,254	1,138	963	1,082	1,050	1,023	1,065
	人/月	268	249	213	237	231	226	235
訪問看護	回/月	5,306	5,720	6,239	6,489	6,690	6,903	7,715
	人/月	930	966	1,060	1,132	1,184	1,239	1,415
訪問リハビリテーション	回/月	2,876	3,180	3,287	3,726	4,043	4,398	5,116
	人/月	304	331	339	386	418	454	528
居宅療養管理指導	人/月	1,207	1,330	1,393	1,504	1,642	1,779	2,095
通所介護	回/月	52,007	37,794	39,551	40,278	41,594	42,893	47,139
	人/月	5,399	4,200	4,354	4,410	4,554	4,696	5,163
通所リハビリテーション	回/月	6,769	7,125	7,121	8,061	8,537	8,953	10,501
	人/月	894	949	989	1,075	1,139	1,195	1,401
短期入所生活介護	日/月	18,871	17,949	17,225	18,017	18,442	18,841	20,316
	人/月	1,522	1,512	1,492	1,525	1,563	1,599	1,732
短期入所療養介護（老健）	日/月	1,105	1,166	878	1,150	1,181	1,212	1,299
	人/月	111	115	92	113	116	119	128
福祉用具貸与	人/月	5,269	5,519	5,692	6,013	6,311	6,616	7,647
特定福祉用具購入費	人/月	94	97	97	98	98	101	118
住宅改修	人/月	58	63	54	52	56	62	68
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人/月	47	53	74	100	107	117	130
認知症対応型通所介護	回/月	2,067	1,614	1,107	1,747	1,796	1,868	2,152
	人/月	200	152	101	151	153	157	170
小規模多機能型居宅介護	人/月	153	162	170	198	225	252	286
看護小規模多機能型 居宅介護	人/月	10	18	24	59	87	113	133
地域密着型通所介護	回/月	—	17,145	18,088	17,518	18,050	18,628	20,417
	人/月	—	1,726	1,798	1,772	1,828	1,888	2,079
居宅介護支援	人/月	8,026	8,370	8,568	9,050	9,430	9,820	11,167

3 日常生活圏域ごとのサービス見込量

日常生活圏域ごとのサービス見込量は、各地区の要支援・要介護認定者数の割合を勘案して推計します。

保健福祉 ブロック	地区	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人)				(介護予防)認知症対応型通所介護 (回)			
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
		①	第一	2	2	2	2	3	3
	第二	4	4	5	5	6	6	6	7
	浅川	2	2	2	3	3	3	3	3
	芋井	1	1	1	1	1	1	1	1
	戸隠	1	2	2	2	2	2	2	2
	鬼無里	1	1	1	1	1	1	1	1
	小計	11	12	13	14	16	16	16	17
②	三輪	5	6	6	7	8	8	8	9
	吉田	4	5	5	5	6	6	7	7
	若槻	6	6	7	7	9	9	9	10
	小計	15	17	18	19	23	23	24	26
③	古里	3	3	3	4	4	5	5	5
	柳原	1	2	2	2	2	2	2	2
	長沼	1	1	1	1	1	1	1	1
	豊野	3	3	3	4	4	4	4	5
	小計	8	9	9	11	11	12	12	13
④	安茂里	5	6	6	7	8	8	8	9
	小田切	0	1	1	1	1	1	1	1
	七二会	1	1	1	1	2	2	2	2
	信州新町	2	2	2	3	3	3	3	4
	中条	1	1	1	1	2	2	2	2
	小計	9	11	11	13	16	16	16	18
⑤	第三	3	3	3	4	4	5	5	5
	第四	1	1	1	1	1	1	2	2
	第五	1	1	1	2	2	2	2	2
	芹田	5	5	6	6	8	8	8	8
	小計	10	10	11	13	15	16	17	17
⑥	古牧	5	5	6	7	8	8	8	9
	大豆島	2	3	3	3	4	4	4	4
	朝陽	4	4	4	5	5	5	6	6
	小計	11	12	13	15	17	17	18	19
⑦	川中島	6	6	7	8	9	9	9	11
	更北	7	7	8	9	10	10	11	11
	小計	13	13	15	17	19	19	20	22
⑧	篠ノ井	12	11	14	14	16	16	16	19
	信更	1	1	1	1	2	2	2	2
	大岡	1	1	1	1	1	1	1	1
	小計	14	13	16	16	19	19	19	22
⑨	松代	6	7	7	8	10	10	10	11
	若穂	3	3	4	4	5	5	5	5
	小計	9	10	11	12	15	15	15	16
	総計	100	107	117	130	151	153	157	170

保健福祉 ブロック	地区	(介護予防)小規模多機能型居宅介護 (人)				地域密着型通所介護 (人)			
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
		①	第一	4	5	5	6	34	35
第二	8		9	11	12	69	71	73	81
浅川	4		5	5	6	35	37	38	42
芋井	2		2	2	2	14	15	15	17
戸隠	3		3	4	4	25	26	27	30
鬼無里	2		2	2	2	13	14	14	16
小計	23		26	29	32	190	198	203	226
②	三輪	11	13	14	16	94	97	100	110
	吉田	9	10	11	13	75	77	80	88
	若槻	12	14	15	17	102	104	107	118
	小計	32	37	40	46	271	278	287	316
③	古里	6	7	8	9	52	54	56	61
	柳原	3	3	4	4	25	26	27	30
	長沼	2	2	2	3	15	16	16	18
	豊野	6	7	8	9	49	51	53	58
	小計	17	19	22	25	141	147	152	167
④	安茂里	11	14	15	17	95	99	102	112
	小田切	1	1	1	2	9	9	9	10
	七二会	2	2	3	3	18	18	19	21
	信州新町	4	5	6	6	37	38	40	44
	中条	2	3	3	4	20	21	22	24
	小計	20	25	28	32	179	185	192	211
⑤	第三	6	7	8	9	52	54	56	61
	第四	2	2	3	3	17	17	18	20
	第五	3	3	3	4	22	22	23	25
	芹田	11	12	14	15	88	91	94	104
	小計	22	24	28	31	179	184	191	210
⑥	古牧	11	12	14	16	90	93	96	105
	大豆島	5	6	6	7	42	43	45	49
	朝陽	8	9	10	11	63	65	68	74
	小計	24	27	30	34	195	201	209	228
⑦	川中島	13	15	16	18	107	110	114	125
	更北	15	16	18	21	120	123	127	140
	小計	28	31	34	39	227	233	241	265
⑧	篠ノ井	24	27	29	33	190	196	201	223
	信更	2	3	3	3	20	21	21	23
	大岡	1	1	2	2	10	10	11	12
	小計	27	31	34	38	220	227	233	258
⑨	松代	13	16	17	20	113	116	119	131
	若穂	7	8	9	10	57	59	61	67
	小計	20	24	26	30	170	175	180	198
総計		213	244	271	307	1,772	1,828	1,888	2,079

保健福祉 ブロック	地 区	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (人)				地域密着型特定施設 (人)			
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
		①	第 一	15	16	16	18	4	5
第 二	31		33	33	37	9	10	10	11
浅 川	16		17	17	19	5	5	5	6
芋 井	7		7	7	8	2	2	2	2
戸 隠	11		12	12	13	3	4	4	4
鬼無里	6		6	6	7	2	2	2	2
小 計	86		91	91	102	25	28	28	30
②	三 輪	43	44	45	50	12	14	14	15
	吉 田	34	35	36	40	10	11	11	12
	若 槻	46	48	49	54	13	15	15	16
	小 計	123	127	130	144	35	40	40	43
③	古 里	24	25	25	28	7	8	8	8
	柳 原	11	12	12	13	3	4	4	4
	長 沼	7	7	7	8	2	2	2	2
	豊 野	23	24	24	26	6	7	7	8
	小 計	65	68	68	75	18	21	21	22
④	安茂里	43	45	46	51	12	14	14	15
	小田切	4	4	4	5	1	1	1	1
	七二会	8	8	9	10	2	3	3	3
	信州新町	17	18	18	20	5	5	5	6
	中 条	9	10	10	11	3	3	3	3
	小 計	81	85	87	97	23	26	26	28
⑤	第 三	24	25	25	28	7	8	8	8
	第 四	8	8	8	9	2	2	2	3
	第 五	10	10	10	12	3	3	3	3
	芹 田	40	42	43	47	11	13	13	14
	小 計	82	85	86	96	23	26	26	28
⑥	古 牧	41	43	44	48	12	13	13	14
	大豆島	19	20	20	22	5	6	6	7
	朝 陽	29	30	31	34	8	9	9	10
	小 計	89	93	95	104	25	28	28	31
⑦	川中島	49	51	53	57	14	16	16	16
	更 北	54	57	59	64	15	17	17	18
	小 計	103	108	112	121	29	33	33	34
⑧	篠ノ井	86	90	93	100	25	28	28	29
	信 更	9	10	10	11	3	3	3	3
	大 岡	5	5	5	5	1	1	1	2
	小 計	100	105	108	116	29	32	32	34
⑨	松 代	51	53	55	59	15	16	16	17
	若 穂	26	27	28	31	7	8	8	9
	小 計	77	80	83	90	22	24	24	26
総 計		806	842	860	945	229	258	258	276

保健福祉 ブロック	地 区	地域密着型介護老人福祉施設 (人)				看護小規模多機能型居宅介護 (人)			
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
		①	第 一	11	12	12	13	1	2
第 二	21		25	25	26	2	3	4	5
浅 川	11		13	13	13	1	2	2	3
芋 井	4		5	5	5	0	1	1	1
戸 隠	8		9	9	9	1	1	2	2
鬼無里	4		5	5	5	0	1	1	1
小 計	59		69	69	71	5	10	12	15
②	三 輪	29	34	34	35	3	5	6	7
	吉 田	23	27	27	28	2	4	5	6
	若 槻	31	36	36	38	3	5	6	8
	小 計	83	97	97	101	8	14	17	21
③	古 里	16	19	19	20	2	3	3	4
	柳 原	8	9	9	9	1	1	2	2
	長 沼	5	5	5	6	1	1	1	1
	豊 野	15	18	18	18	2	2	3	4
	小 計	44	51	51	53	6	7	9	11
④	安茂里	30	34	34	36	3	5	6	6
	小田切	3	3	3	3	0	0	1	1
	七二会	6	6	6	7	1	1	1	1
	信州新町	12	13	13	14	1	2	2	3
	中 条	6	7	7	8	1	1	1	2
	小 計	57	63	63	68	6	9	11	13
⑤	第 三	16	19	19	20	2	3	3	4
	第 四	5	6	6	6	1	1	1	1
	第 五	7	8	8	8	1	1	1	2
	芹 田	28	32	32	33	3	4	6	7
	小 計	56	65	65	67	7	9	11	14
⑥	古 牧	28	32	32	34	3	4	6	7
	大豆島	13	15	15	16	1	2	3	3
	朝 陽	20	23	23	24	2	3	4	5
	小 計	61	70	70	74	6	9	13	15
⑦	川中島	33	39	39	40	4	5	7	8
	更 北	37	44	44	45	4	6	8	9
	小 計	70	83	83	85	8	11	15	17
⑧	篠ノ井	60	69	69	70	6	9	12	13
	信 更	6	7	7	7	1	1	1	2
	大 岡	3	4	4	4	0	0	1	1
	小 計	69	80	80	81	7	10	14	16
⑨	松 代	35	40	40	41	4	5	7	7
	若 穂	18	21	21	21	2	3	4	4
	小 計	53	61	61	62	6	8	11	11
総 計		552	639	639	662	59	87	113	133

4 地域支援事業見込量

地域支援事業の見込量は、各サービスの実施状況や高齢者人口の増加等を勘案して推計します。

■ 地域支援事業の見込量

	単位	30年度	31年度	32年度	37年度	
介護予防・生活支援サービス						
訪問型サービス						
介護予防訪問介護相当サービス	利用延べ件数	件	11,000	10,300	9,500	5,300
訪問型基準緩和サービス	利用延べ件数	件	500	1,200	1,800	5,300
住民主体介護予防生活援助サービス	団体助成件数	件	1	1	2	13
訪問型短期集中予防サービス	利用延べ件数	件	5	5	5	5
通所型サービス						
介護予防通所介護相当サービス	利用延べ件数	件	30,900	29,700	26,600	8,400
通所型基準緩和サービス	利用延べ件数	件	5,400	7,500	9,500	20,900
通所型住民主体サービス	団体助成件数	件	1	1	10	32
移動支援サービス	団体助成件数	件	1	2	3	6
第1号介護予防支援事業	介護予防 ケアマネジメント件数	件	43,500	42,000	41,200	40,300
一般介護予防事業						
介護予防把握事業	新規事業対象者数	人	300	300	300	300
介護予防普及啓発事業						
歯科健康教育 (高齢者歯科講話・歯科健康教室含む)	参加延べ人数	人	1,465	1,465	1,465	1,465
成人歯科相談	参加延べ人数	人	240	240	240	240
介護予防講演会	参加実人数	人	300	300	300	300
介護予防あれこれ講座	参加延べ人数	人	2,500	2,500	2,500	2,500
介護予防教室	参加延べ人数	人	5,000	5,050	5,100	5,500
フレイル予防のための 栄養・歯科相談会	参加実人数	人	24	24	24	36
お達者なまちづくり事業 (地域介護予防活動支援事業)						
はつらつ倶楽部活動支援	実施回数	回	130	160	190	340
生きいき通いの場事業	実施会場数	か所	100	240	380	380
介護予防クラブ育成数	育成団体数	団体	30	30	30	30
専門職派遣アドバイス事業 (地域リハビリテーション活動支援事業)						
訪問(自宅又は通所)	訪問述べ回数	回	20	20	20	20
地域ケア会議(個別)	会議出席回数	回	12	12	12	12

包括的支援事業							
地域包括支援センターの運営							
総合相談支援	延べ件数	件	39,300	39,500	39,600	40,000	
高齢者実態把握	延べ件数	件	5,500	5,540	5,580	5,700	
ケアマネジャーへの支援	研修会参加延べ人数	人	2,000	2,200	2,500	2,500	
在宅医療・介護連携推進事業	連携推進会議	回	9	9	9	9	
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター (第1層)	か所	1	1	1	1	
	生活支援コーディネーター (第2層)	か所	32	32	32	32	
認知症総合相談支援							
認知症初期集中支援推進事業	新規事業対象者数	人	40	40	40	40	
認知症地域支援・ケア向上事業	地域支援推進員連絡会議	回	4	4	4	4	
地域ケア会議推進事業	ネットワーク会議	回	20	25	30	40	
任意事業							
介護給付費等適正化事業	ケアプラン点検箇所数	件	20	21	22	25	
家族介護支援事業							
はいかい高齢者家族支援 サービス助成事業	助成件数	件	29	30	31	35	
介護者教室	参加延べ人数	人	900	900	900	900	
その他の事業							
成年後見制度利用支援事業	助成件数	件	12	13	14	19	
福祉用具・住宅改修支援事業	支援件数	件	210	214	217	242	
認知症サポーター等養成事業	受講延べ人数	人	33,000	36,000	39,000	54,000	
あんしん相談員派遣事業	派遣回数	回	1,332	1,356	1,380	1,500	
高齢者世話付住宅 生活援助員派遣事業	入居実人数	人	21	21	21	21	
配食サービス事業	利用実人数	人	28	29	30	35	

2 財政推計

1 介護保険給付費等の推計

標準給付費と地域支援事業費の合計額の 23%が第1号被保険者の負担となります。

標準給付費とは、介護（予防）給付費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び審査支払手数料の合計です。介護（予防）給付費は、施設利用者数の推計及び居宅サービス見込量から推計しています。特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び審査支払手数料は、実績を基に計画期間中のサービス見込量の伸び等を勘案して推計しました。

地域支援事業費は、平成30年度事業費見込額を基に高齢者人口の伸びを勘案して算出しています。

■介護保険給付費等の推計

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
合 計 (①+②)	32,623,112	34,508,638	35,754,643	38,761,429
① 標準給付費	30,640,674	32,472,531	33,664,095	36,493,189
介護給付費	28,788,066	30,533,509	31,637,993	34,100,644
特定入所者 介護サービス費	1,066,992	1,107,986	1,149,647	1,292,265
高額介護 サービス費	675,602	716,803	758,004	964,009
高額医療合算 介護サービス費	77,679	80,952	84,225	97,317
審査支払手数料	32,335	33,281	34,226	38,954
② 地域支援事業費	1,982,438	2,036,107	2,090,548	2,268,240